

# 徳島市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 (素案)

令和2年11月

徳島市





# 目次

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定に当たって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の根拠等 .....	1
3 計画期間 .....	2
4 他の計画との関係 .....	2
5 計画の策定体制 .....	3
第2章 高齢者を取り巻く状況 .....	5
1 人口の状況 .....	5
2 高齢者のいる世帯の状況 .....	7
3 要介護認定者等の状況 .....	8
4 日常生活圏域 .....	10
5 本市の介護保険事業の特徴 .....	16
6 各種アンケート調査からみた現状 .....	21
第3章 第7期計画の取組評価と課題整理 .....	29
1 取組評価 .....	29
2 現状から見る課題と第8期計画における方向性 .....	39
第4章 計画の基本的な考え方 .....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本目標と施策 .....	45
3 施策の体系 .....	47
<b>第2編 各論</b> .....	<b>48</b>
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの推進） .....	48
施策1 いつまでも元気で暮らせる介護予防・健康づくりの推進 .....	51
施策2 生きがいのある地域づくりと「社会参加」の促進 .....	59
施策3 地域包括ケアシステムの推進と福祉サービスの充実 .....	63
施策4 安心して暮らすことができる支え合いの地域づくり .....	70
施策5 認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくり .....	77
施策6 医療と介護の連携推進 .....	83
第2章 高齢者を支える介護体制づくり .....	86
施策 介護保険事業の円滑な運営 .....	86

第3章 介護保険事業のサービス量の見込みと保険料 .....	91
1 介護保険事業のサービス量の見込み .....	91
2 保険料 .....	109
第4章 計画の推進に向けて .....	110
1 計画の進行管理 .....	110
2 地域密着型サービスに関する進行管理 .....	110
3 相談・連携体制の整備 .....	110
4 保険者機能強化推進交付金等の活用 .....	111

# 第1編 総論

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

加齢による病気等で介護を要する状態となっても、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、平成12年（2000年）に創設された介護保険制度は、この20年間で高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展してきました。その一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、介護保険料の上昇、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

このような情勢の中で、令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上となり、さらに令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となることにより高齢者人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急増すると見込まれています。

また、高齢者を支える現役世代の減少も見込まれており、令和7年（2025年）には高齢者1人に対して現役世代約1.9人、令和22年（2040年）には高齢者1人に対して現役世代約1.6人になると推計されています。介護人材の不足や、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。

本市では、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間を計画期間とした高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）において、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進、保険者機能の強化、高齢者が生きがいと誇りを持って生涯を過ごせる環境づくりを目指し、高齢者福祉施策及び介護保険事業の充実に努めてきました。

今後においても、進展する高齢化や高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化等の様々な課題に対応するため、地域特性を踏まえた介護サービスの充実、深化が求められています。

これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）」を策定し、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

### 2 計画の根拠等

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられています。

この2つの計画は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、

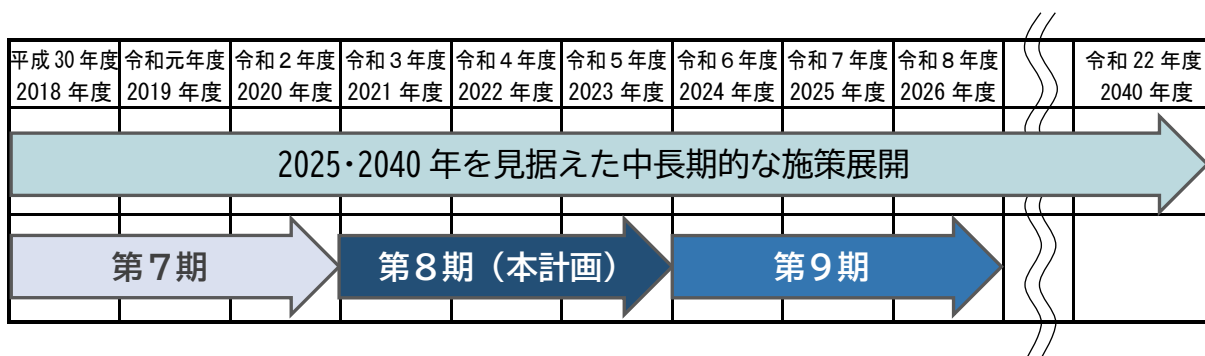
高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画として策定することとしています。

### 3 計画期間

平成30年3月に策定した計画を見直し、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とした新たな計画を策定します。

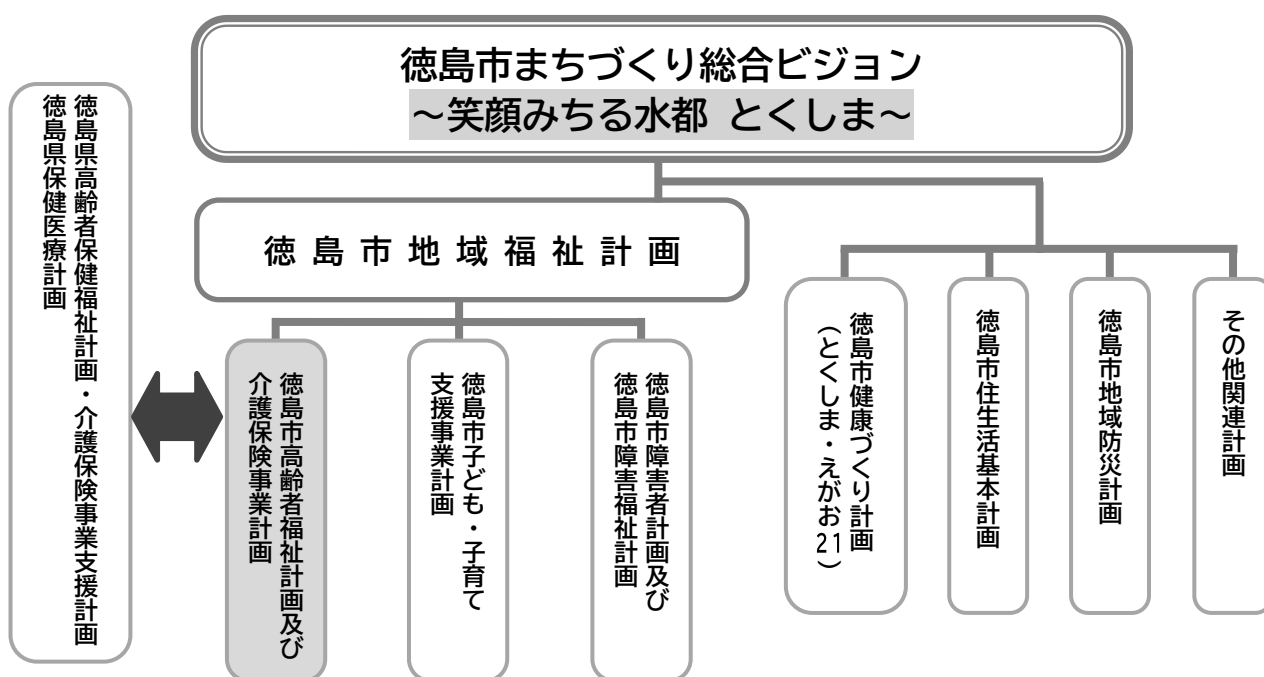
なお、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

また、次期計画は本計画の最終年度に策定することとします。



### 4 他の計画との関係

本計画は、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、「徳島市まちづくり総合ビジョン」を上位計画とし、「徳島市地域福祉計画」、「徳島市健康づくり計画」、「徳島市住生活基本計画」、「徳島市地域防災計画」等との調和が保たれたものとなるよう策定しています。



## 5 計画の策定体制

### (1) 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、生活者や専門家としての立場からの意見を求めるため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、被保険者の代表、公募市民等で構成する「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、令和2年7月以降4回の会議を開催しました。

日時	議事
令和2年7月21日	第1回委員会 1 計画の策定 2 高齢者を取り巻く状況 3 第7期計画における各施策の取組状況 4 介護保険制度の改正の動向 5 課題整理と今後の方向性 6 第8期計画の基本的な考え方
令和2年11月上旬 (予定)	第2回委員会（書面会議） 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について
令和3年1月下旬（予定）	第3回委員会 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）について 2 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する提言（案）について
令和3年2月（予定）	第4回委員会 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する提言

### (2) 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議

高齢者施策を総合的に推進するためには、高齢者福祉や介護保険以外の取組も重要であることから、庁内組織として、「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議」を設置し、策定委員会との連携を図りながら、計画案の作成を行いました。

### (3) 県との連携

介護保険事業計画の策定に当たっては、県が策定する「徳島県保健医療計画」及び「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るため、県との連携に努めました。



#### (4) 各種アンケート調査の実施

計画策定にあたり、高齢者の心身の状況やその置かれている環境、高齢者を支える人材の実態を把握するため、4種類のアンケート調査を実施しました。

種別	調査目的
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	介護状態にない高齢者について、日頃の生活の状況やサービスの利用意向などを調査するもので、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策の検討
在宅介護実態調査	「高齢者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」に向けた介護サービスの在り方を検討
介護サービス事業所実態調査	介護人材の確保・育成、定着支援に関する取組を検討
居所変更実態調査	住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討

#### (5) パブリックコメントの実施

令和2年12月中旬から令和3年1月中旬にかけて、広く市民の意見を求めるため、徳島市市民参加基本条例に基づき、計画素案についてパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

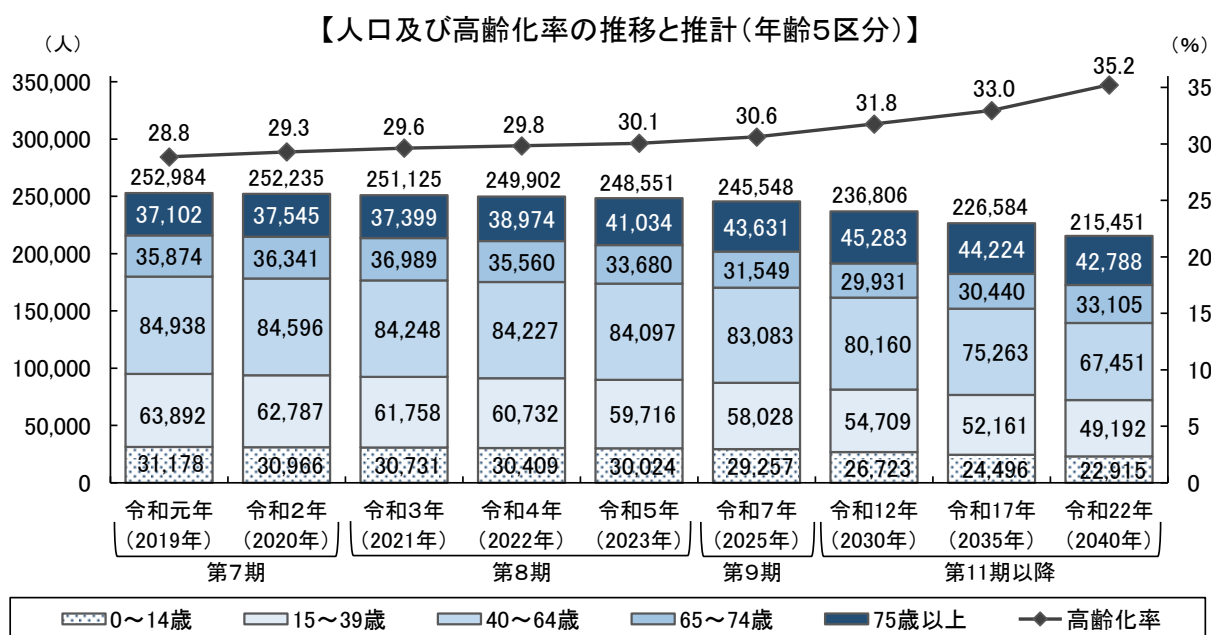
### 1 人口の状況

#### (1) 人口及び高齢化率の推移と推計

本市の令和2年10月1日現在の総人口は、252,235人となっています。今後は、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)に向け、総人口は減少することが推計されています。

一方、高齢者人口は年々増加しており、後期高齢者人口は令和12年(2030年)まで増加することが見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)には、高齢化率が35.2%となり、令和元年(2019年)と比較して、高齢化率が6.4ポイント、後期高齢者における高齢化率では5.2ポイント上昇します。高齢者1人を現役世代(15~64歳)の約1.5人で支える社会になることが予測されます。



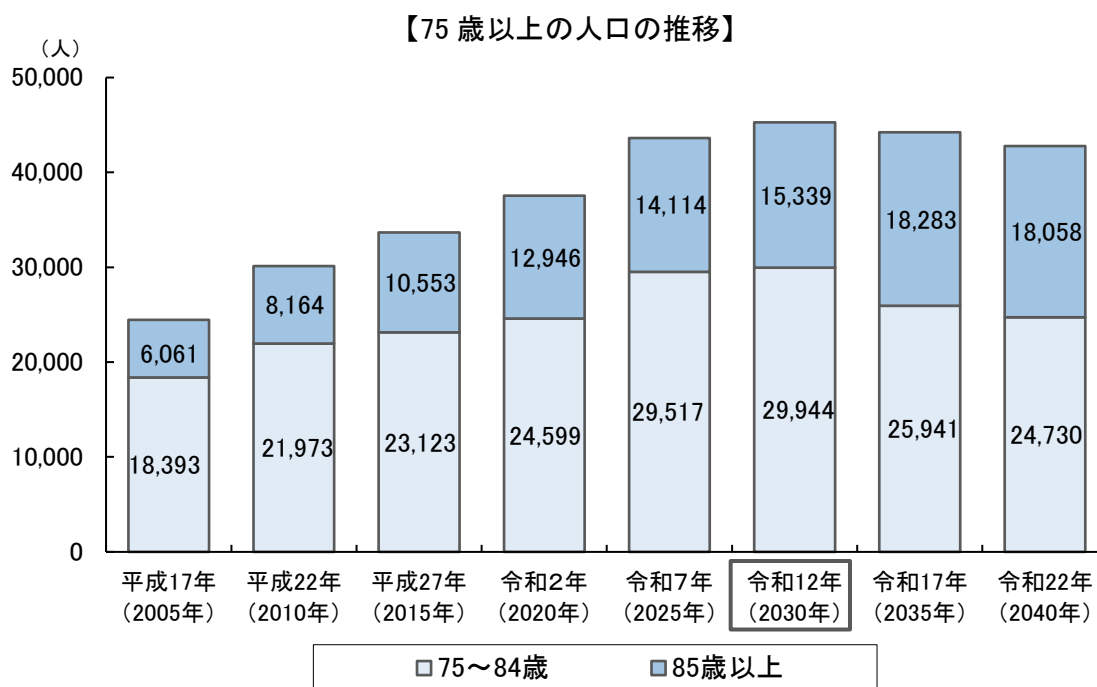
【人口及び高齢化率の推移と推計】 単位:人

区分	第7期		第8期			第9期	第11期以降		
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	252,984	252,235	251,125	249,902	248,551	245,548	236,806	226,584	215,451
65歳以上人口	72,976	73,886	74,388	74,534	74,714	75,180	75,214	74,664	75,893
前期高齢者(65~74歳)	35,874	36,341	36,989	35,560	33,680	31,549	29,931	30,440	33,105
後期高齢者	37,102	37,545	37,399	38,974	41,034	43,631	45,283	44,224	42,788
75~84歳	24,665	24,599	24,041	25,086	27,053	29,517	29,944	25,941	24,730
85歳以上	12,437	12,946	13,358	13,888	13,981	14,114	15,339	18,283	18,058
40~64歳人口	84,938	84,596	84,248	84,227	84,097	83,083	80,160	75,263	67,451
高齢化率	28.8%	29.3%	29.6%	29.8%	30.1%	30.6%	31.8%	33.0%	35.2%
前期高齢者高齢化率	14.2%	14.4%	14.7%	14.2%	13.6%	12.8%	12.6%	13.4%	15.4%
後期高齢者高齢化率	14.7%	14.9%	14.9%	15.6%	16.5%	17.8%	19.1%	19.5%	19.9%

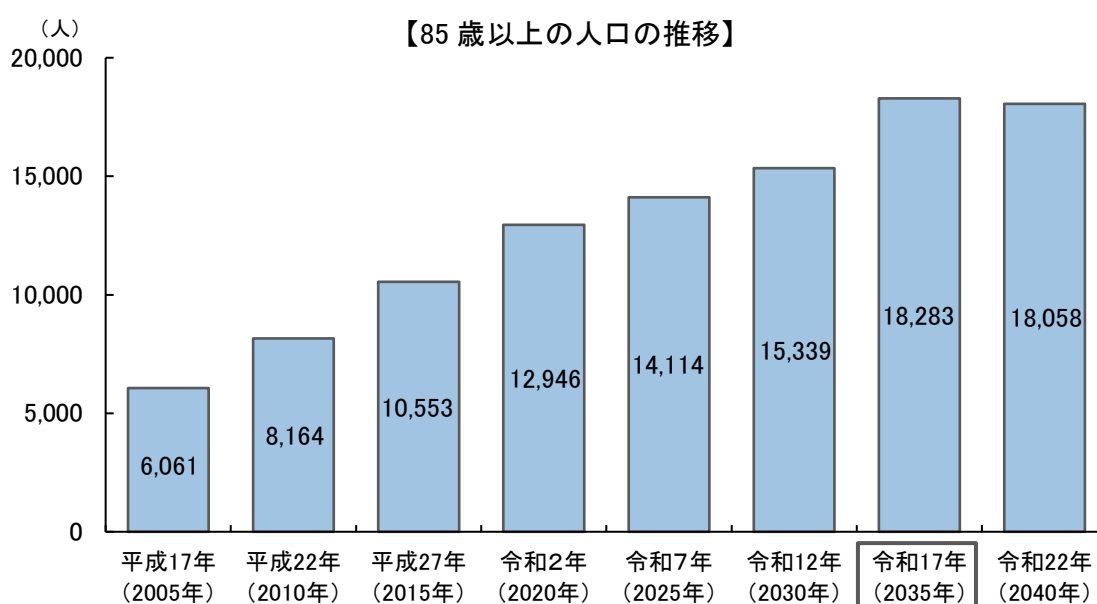
※各年10月1日現在(住民基本台帳人口)。令和元年、令和2年は実績。令和3年以降は住民基本台帳人口を基にコーホート要因法により独自推計。

## (2) 後期高齢者人口の推移と推計

後期高齢者人口は、令和12年(2030年)まで増加し続ける見込みです。後期高齢者人口のうち、75歳から84歳までの人口は、団塊の世代が後期高齢者となるため、令和7年(2025年)まで急速に増加し、その後は、令和12年(2030年)まで穏やかに増加する見込みです。85歳以上の人口は、令和17年(2035年)まで増加を続ける見込みです。



※各年10月1日現在。



※各年10月1日現在。

## 2 高齢者のいる世帯の状況

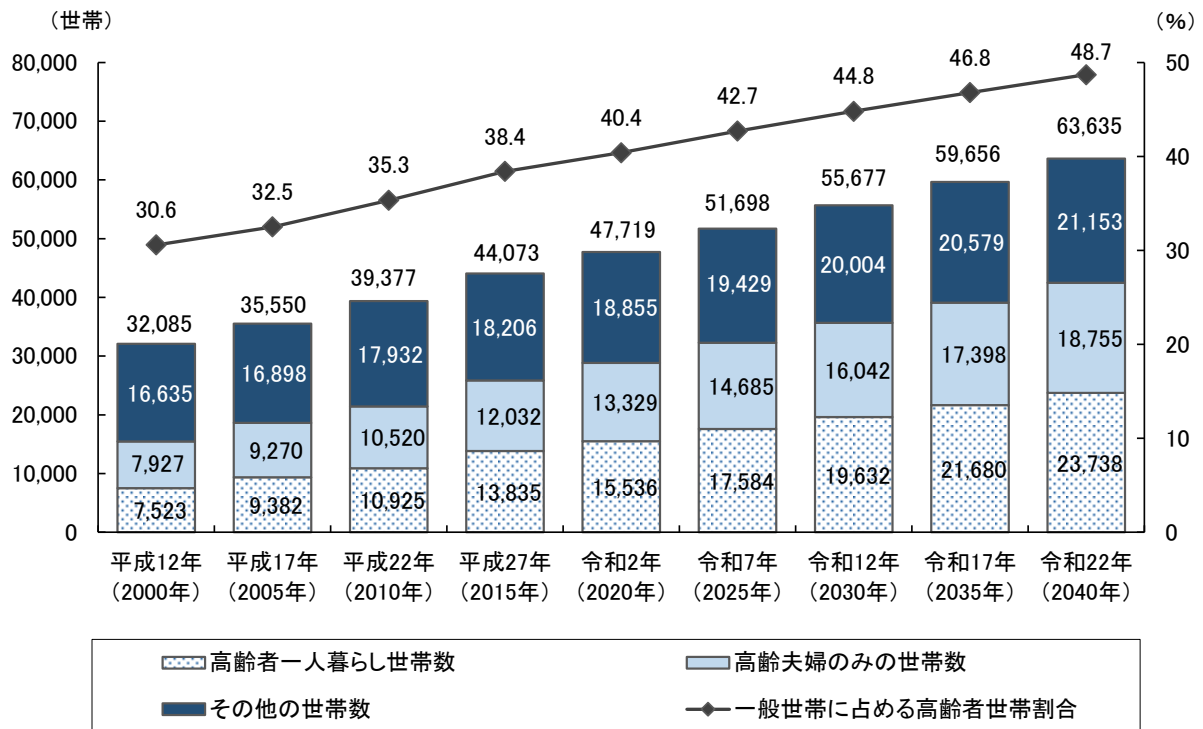
高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者を含む世帯数、高齢者一人暮らし世帯数、高齢夫婦のみの世帯数はいずれも年々増加し、一般世帯に占める高齢者世帯の割合も増加しており、今後も同様の傾向が続くと予測されます。

【高齢者のいる世帯数の推移と推計】

単位：世帯

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	推 計				
					令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
一般世帯数	104,891	109,359	111,434	114,765	118,037	121,206	124,376	127,546	130,715
高齢者を含む世帯数	32,085	35,550	39,377	44,073	47,719	51,698	55,677	59,656	63,635
	30.6%	32.5%	35.3%	38.4%	40.4%	42.7%	44.8%	46.8%	48.7%
高齢者一人暮らし世帯数	7,523	9,382	10,925	13,835	15,536	17,584	19,632	21,680	23,728
	7.2%	8.6%	9.8%	12.1%	13.2%	14.5%	15.8%	17.0%	18.2%
高齢夫婦のみの世帯数	7,927	9,270	10,520	12,032	13,329	14,685	16,042	17,398	18,755
	7.6%	8.5%	9.4%	10.5%	11.3%	12.1%	12.9%	13.6%	14.3%
高齢者のいるその他の世帯数	16,635	16,898	17,932	18,206	18,855	19,429	20,004	20,579	21,153
	15.9%	15.5%	16.1%	15.9%	16.0%	16.0%	16.1%	16.1%	16.2%

※各年 10月1日現在(国勢調査)。令和2年以降は平成27年国勢調査結果の推移から独自推計。

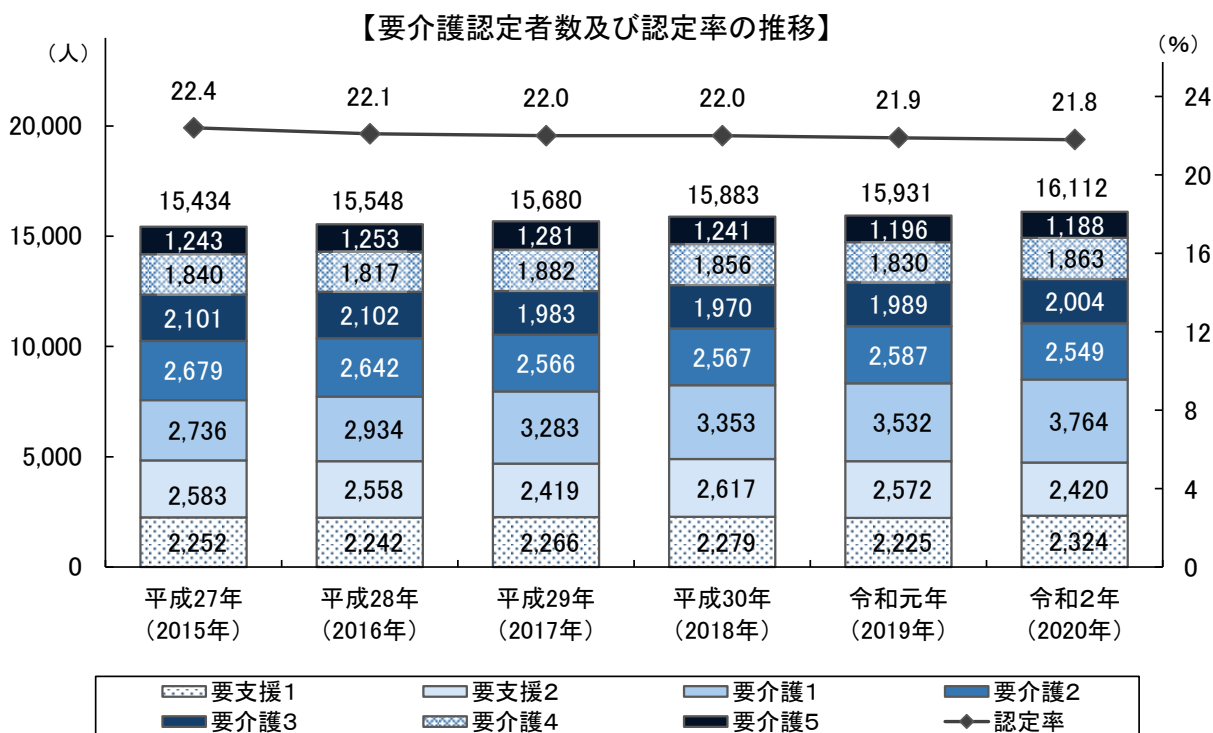


※各年 10月1日現在(国勢調査)。令和2年以降は平成27年国勢調査結果の推移から独自推計。

### 3 要介護認定者等の状況

#### (1) 第1号被保険者における要介護認定者数及び認定率の推移

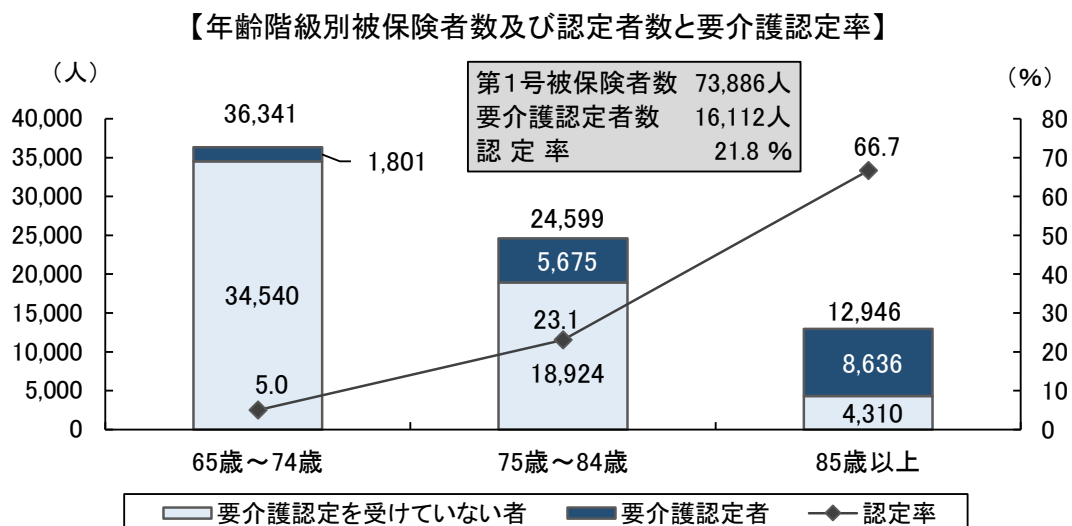
認定者数は増加傾向にあります。認定率はほぼ横ばいで推移しています。



※各年 10月1日現在。令和2年は8月1日現在。

#### (2) 第1号被保険者における年齢階級別の認定率

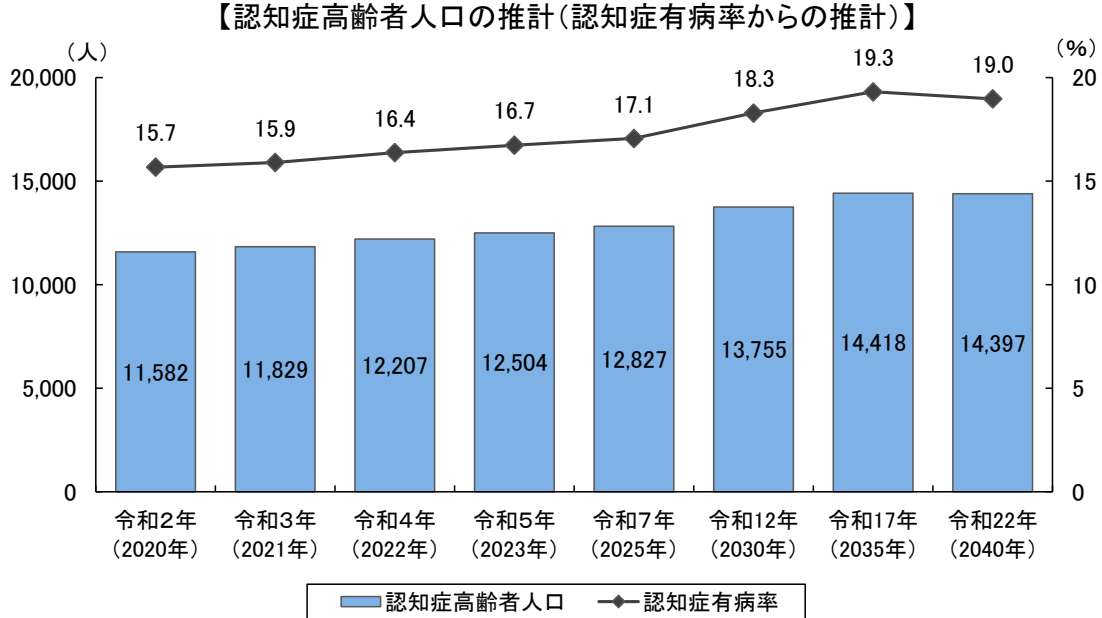
65歳から74歳までは要介護認定を受ける人の割合は低くなっていますが、75歳から84歳になると、認定を受ける人の割合が上がり、85歳以上になると6割以上の人が認定を受けています。今後の人口推計において、85歳以上人口が増加し続ける中で、要介護認定率も増加していく見通しです。



※令和2年8月1日現在。

### (3) 認知症高齢者人口の推移と推計

65歳以上人口のうち認知症の人は、令和2年で高齢者人口の15.7%にあたる11,582人と推計しています。高齢化率及び後期高齢者割合の増加に伴い、今後も認知症高齢者は増加すると予測されます。



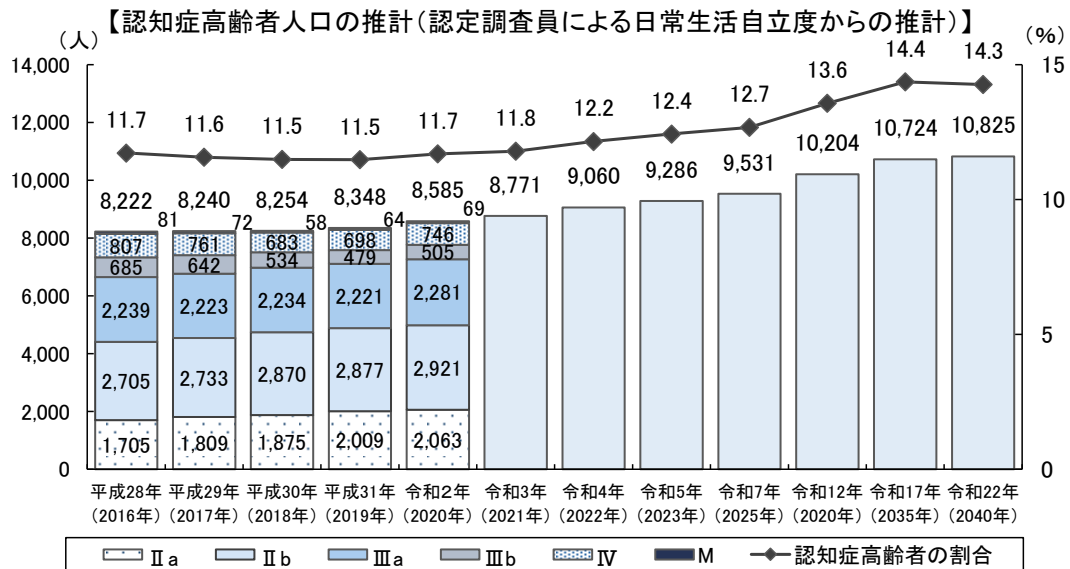
※各年 10月1日現在。

※日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模コホート研究」(研究代表者九州大学二宮教授)において行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果(解析対象 5,073人)における一万人コホート年齢階層別の認知症有病率を使用し、各年齢の認知症有病率が一定と仮定して推計。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度校正労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)による速報値では、令和7年(2025年)には、認知症有病率が一定の場合は675万人(19.0%)と認知症有病率が上昇する場合は730万人(20.6%)と推計されている。

#### <参考> 認定調査員による日常生活自立度Ⅱa以上

日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動が見られる人(日常生活自立度Ⅱa以上)は、令和2年3月末現在で8,585人となっており、高齢者人口に占める割合は11.7%となっています。



※認知症高齢者の割合は、高齢者人口に占める割合。

※令和2年までは3月末現在の実績値。令和3年以降は推計値。年齢階層別の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の出現率から推計。



## 4 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の設定

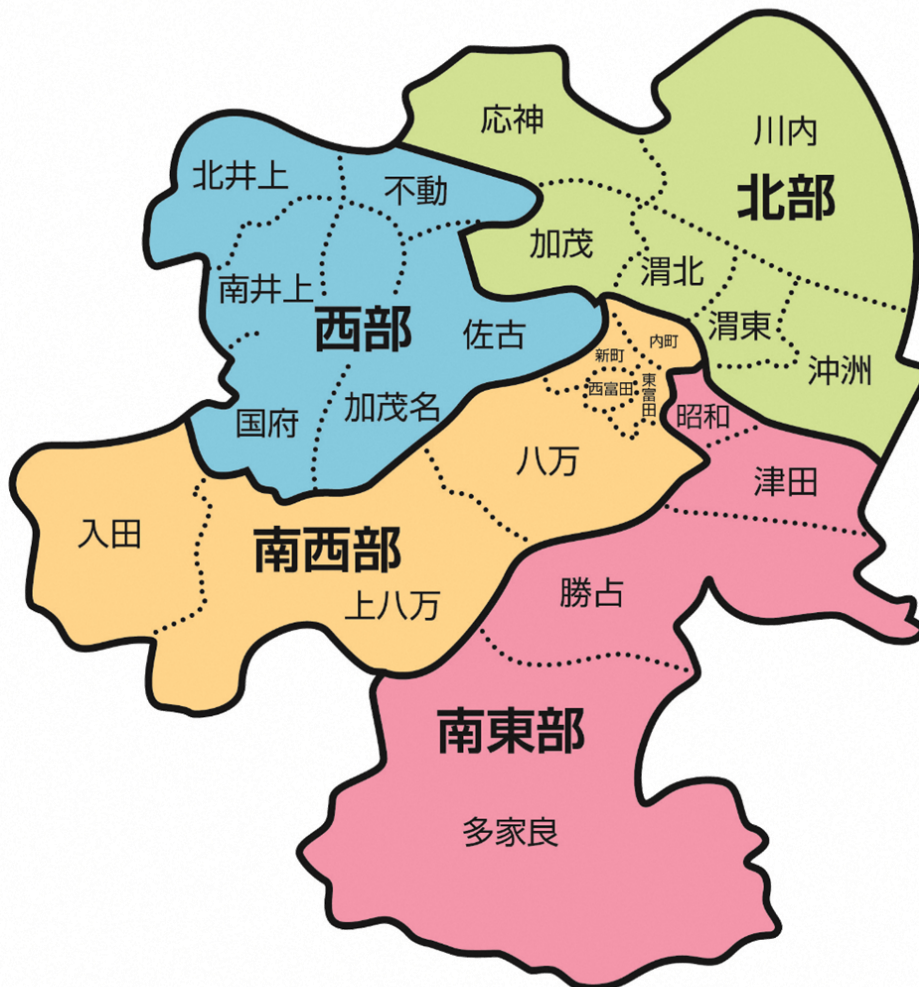
高齢者が住み慣れた地域で、健やかに安心して生活し続けられる社会基盤を整備するためには、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を推進することが必要です。

本市では、第4期介護保険事業計画から、本市の23行政地区について、それぞれの地勢や面積等の地理的条件、高齢者や認定者等の状況、道路交通体系等の社会的条件、介護保険施設等の整備状況等を総合的に勘案し、次の4圏域を日常生活圏域として設定しています。

各圏域においては、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センター及び地域包括支援センターのブランチ機能を有した在宅介護支援センターが中心となり、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築に取り組んでいます。

第8期計画においても、この4つの日常生活圏域を基本に、各圏域の実情に応じた取組を推進します。

【日常生活圏域図】



## (2) 日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率

日常生活圏域別に見ると、最も高齢化が進行しているのは、南西部地域(31.8%)となっています。また、北部地域では、応神地区(32.5%)、西部地域では、不動地区(39.6%)、南西部地域では、入田地区(40.6%)、南東部地域では、多家良(34.8%)がそれぞれ最も高くなっています。

【日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率等】

単位：人

		北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域	市外等	総計
人 口	男	42,425	28,963	25,258	23,229		119,875
	女	46,208	32,389	28,372	25,391		132,360
	計	88,633	61,352	53,630	48,620		252,235
高齢者人口	男	9,929	7,838	7,176	6,168		31,111
	女	13,616	10,922	9,900	8,337		42,775
	計	23,545	18,760	17,076	14,505		73,886
高齢化率	男	23.4%	27.1%	28.4%	26.6%		26.0%
	女	29.5%	33.7%	34.9%	32.8%		32.3%
	計	26.6%	30.6%	31.8%	29.8%		29.3%
認定者数	要支援1	717	610	598	428	11	2,364
	要支援2	755	654	528	467	7	2,411
	要介護1	1,173	1,062	839	724	37	3,835
	要介護2	773	808	531	466	22	2,600
	要介護3	628	554	453	368	30	2,033
	要介護4	581	503	429	337	28	1,878
	要介護5	348	331	275	226	15	1,195
	計	4,975	4,522	3,653	3,016	150	16,316
うち第2号	87	75	46	44	2	254	
認定率	21.1%	24.1%	21.4%	20.8%		22.1%	

※令和2年10月1日現在(住民基本台帳人口)。

【行政地区別の高齢者人口及び高齢化率】

北部地域

単位：人

行政地区	人口	高齢者人口	高齢化率
川 内	16,602	4,526	27.3%
沖 洲	17,279	4,668	27.0%
渭 東	14,144	3,990	28.2%
渭 北	14,965	3,925	26.2%
加 茂	20,300	4,699	23.1%
応 神	5,343	1,737	32.5%
計	88,633	23,545	26.6%

南西部地域

単位：人

行政地区	人口	高齢者人口	高齢化率
内 町	5,597	1,888	33.7%
新 町	1,949	784	40.2%
西 富 田	1,879	741	39.4%
東 富 田	6,543	2,342	35.8%
八 万	27,600	7,595	27.5%
上 八 万	8,550	3,112	36.4%
入 田	1,512	614	40.6%
計	53,630	17,076	31.8%

西部地域

単位：人

行政地区	人口	高齢者人口	高齢化率
佐 古	11,233	3,681	32.8%
加 茂 名	24,423	6,982	28.6%
国 府	13,131	3,821	29.1%
不 動	2,485	985	39.6%
北 井 上	3,652	1,411	38.6%
南 井 上	6,428	1,880	29.2%
計	61,352	18,760	30.6%

南東部地域

単位：人

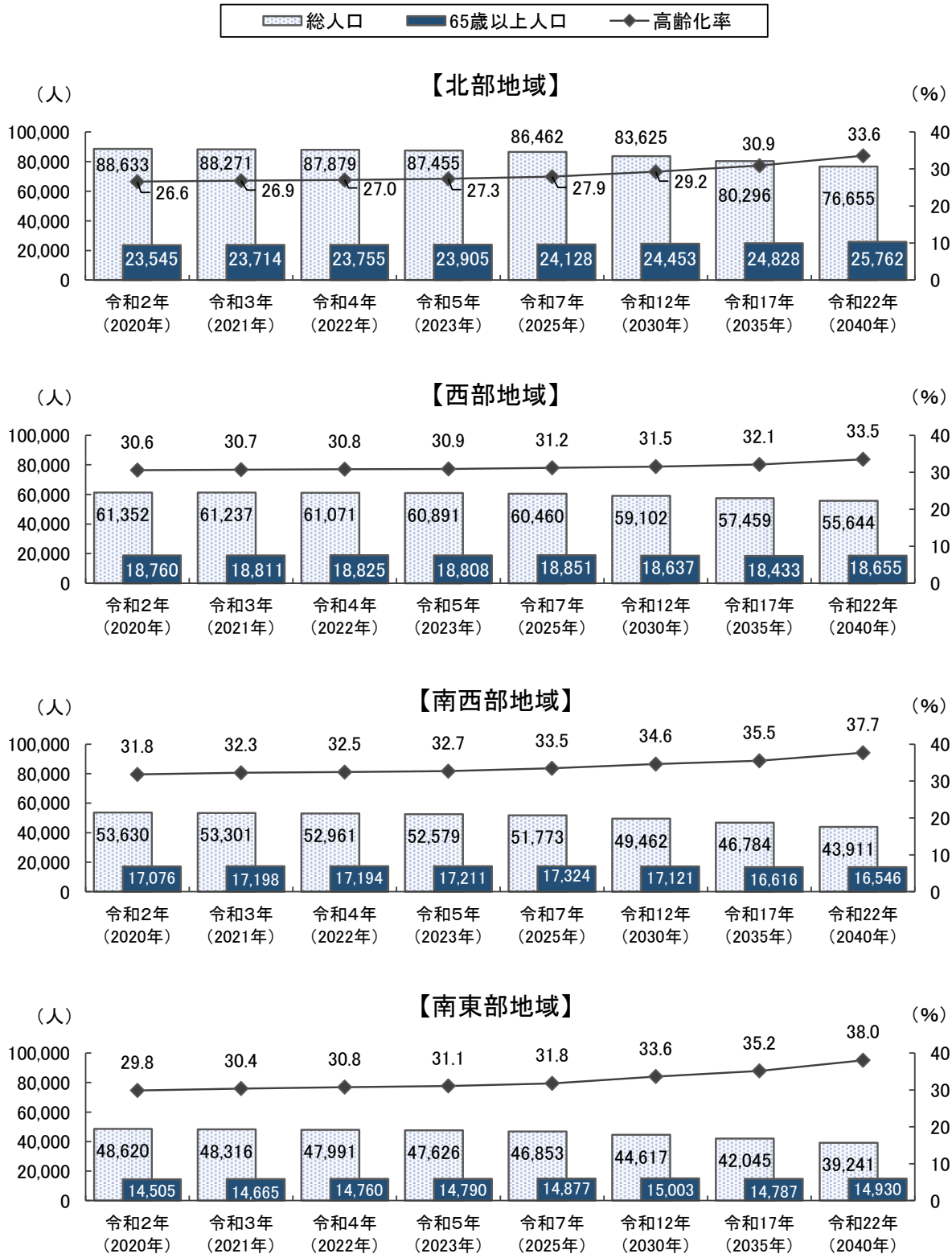
行政地区	人口	高齢者人口	高齢化率
昭 和	10,189	2,828	27.8%
津 田	14,496	4,549	31.4%
勝 占	17,403	4,852	27.9%
多 家 良	6,532	2,276	34.8%
計	48,620	14,505	29.8%

※令和2年10月1日現在(住民基本台帳人口)。



今後、いずれの圏域においても、高齢化率は上昇し続け、令和 22 年（2040 年）には、南東部で 38.0%と最も高くなる見込みとなっています。

【日常生活圏域別高齢者人口及び高齢化率の推計】



※各年 10 月 1 日現在(住民基本台帳人口)。令和3年以降は住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法等により独自推計。

### (3) 日常生活圏域別介護サービス事業所及び高齢者向け住まいの整備状況

介護サービス事業所は、全体的に北部地域で多く整備されています。施設・居住系サービスは、全ての圏域で、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び介護療養型医療施設が整備されています。

【日常生活圏域別介護サービス事業所】

単位：事業所

サービス種類		北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域	合計
在宅サービス	訪問介護	50	39	31	29	149
	訪問入浴介護	0	1	2	1	4
	訪問看護	85	72	83	41	281
	訪問リハビリテーション	67	54	62	33	216
	通所介護	27	21	11	19	78
	通所リハビリテーション	111	93	121	58	383
	短期入所生活介護	7	8	4	12	31
	短期入所療養介護	10	9	9	10	38
	福祉用具貸与	15	10	9	9	43
	福祉用具販売	15	10	7	9	41
	居宅療養管理指導	157	151	167	74	549
	居宅介護支援	37	32	25	27	121
	地域密着型通所介護	9	5	14	3	31
	認知症対応型通所介護	3	3	3	1	10
	小規模多機能型居宅介護	3	1	2	4	10
	看護小規模多機能型居宅介護	2	0	0	0	2
施設・居住系サービス	特定施設入所者生活介護	1	2	0	0	3
	認知症対応型共同生活介護	14	9	12	10	45
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	2	2	8
	介護老人福祉施設	3	2	2	4	11
	介護老人保健施設	4	4	3	4	15
	介護療養型医療施設	1	2	5	1	9
	介護医療院	2	1	0	2	5
総計	625	531	574	353	2,083	

※令和2年9月1日現在（県ホームページ：指定事業者情報からデータを加工）。

※訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び居宅療養管理指導は、みなし指定を含む。

※休止事業所を含む。

高齢者向け住まいは、西部地域及び南東部地域を中心に整備が進んでおり、特に住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は西部地域で多くなっています。

【高齢者向け住まい】

単位：施設

	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域	合計
養護老人ホーム	0	0	0	1	1
軽費老人ホーム	1	0	0	0	1
ケアハウス	1	5	1	3	10
シルバーハウジング	1	1	0	0	2
住宅型有料老人ホーム	5	8	7	7	27
サービス付き高齢者向け住宅	9	14	3	10	36
総 計	17	28	11	21	77

※令和2年4月1日現在（一部、県提供データを使用）。

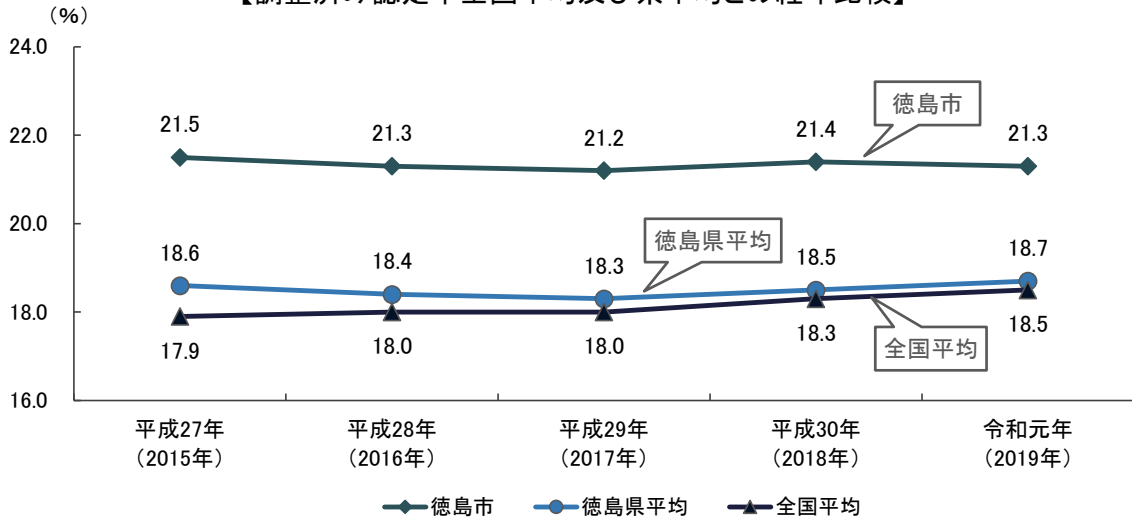
※開設見込みを含む。

## 5 本市の介護保険事業の特徴

### (1) 認定率の特徴

本市の認定率は、全国平均、県平均及び近隣7市と比較して高くなっています。特に、軽度認定率（要支援1～要介護2）が高い傾向にあり、課題として、要介護状態にならないよう、元気なときから介護予防に取り組むことや、重度化防止の取組が今後さらに重要になります。

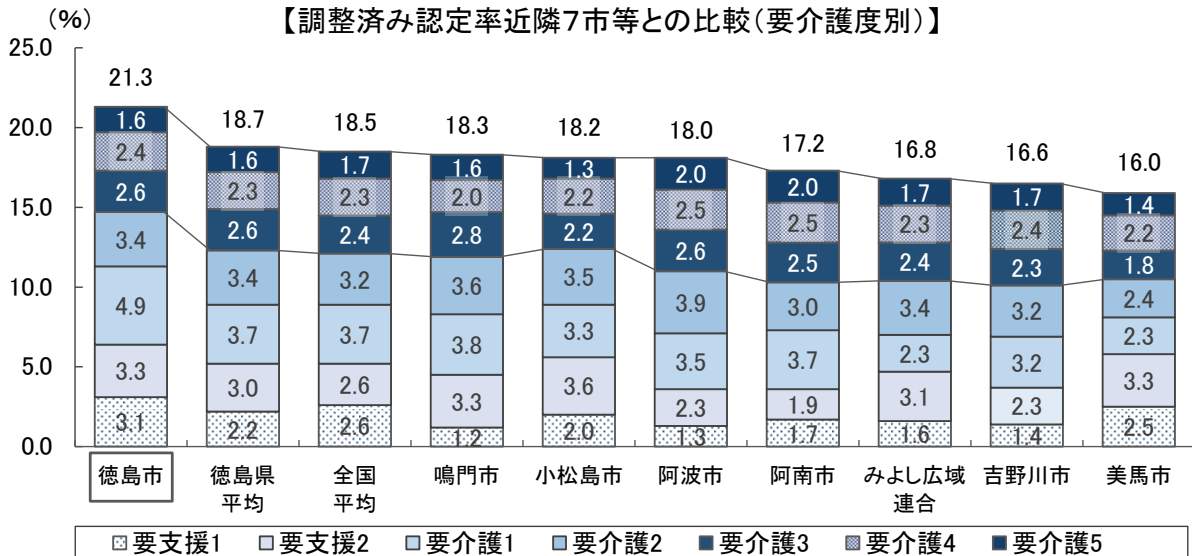
【調整済み認定率全国平均及び県平均との経年比較】



※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

【調整済み認定率近隣7市等との比較(要介護度別)】



※令和元年現在。

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

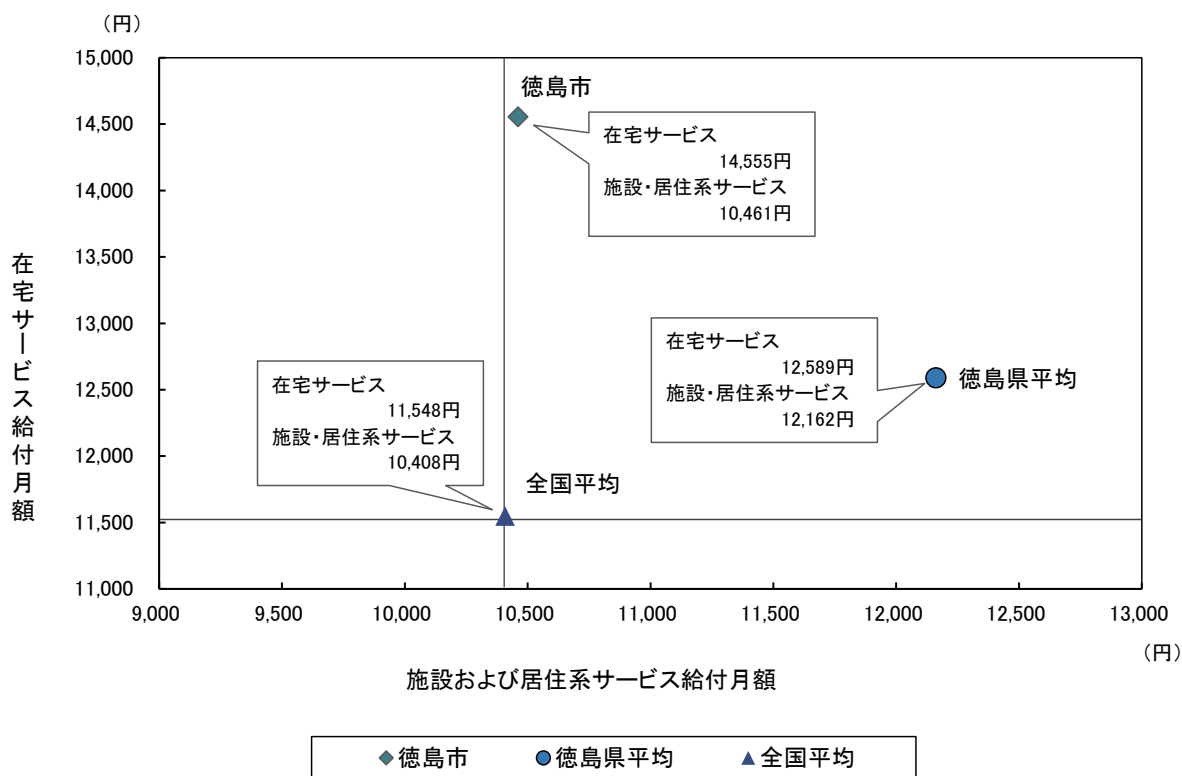
## (2) 介護保険給付の特徴

本市の介護保険給付の特徴は、施設・居住系サービスにおいて全国平均と同水準となっておりますが、在宅サービスでは、全国平均及び県平均を大きく上回っており、在宅生活の継続を重視した施策展開を推進してきた成果であるといえます。

また、第7期計画では、施設サービスの充実として地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特養）を4施設整備し、中重度の要介護度の高い方のための施設整備を進め、介護離職ゼロに向けての取組を推進してきたところです。

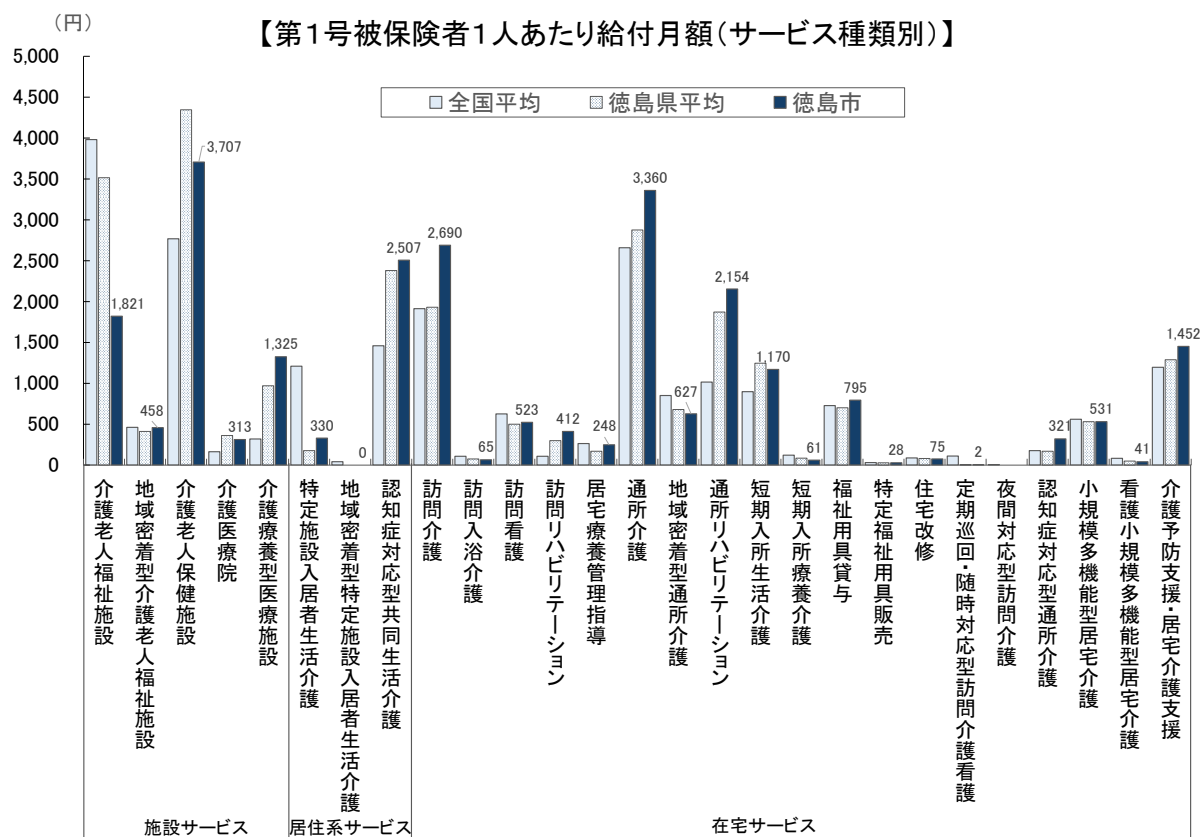
今後も、介護保険事業を運営するうえで適正な水準を維持できるよう、地域の既存サービスの整備バランスなどに配慮しながら、計画的に介護サービスの整備を進めていく必要があります。

【第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設及び居住系サービス)】



※令和元年現在。

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



※令和元年現在。

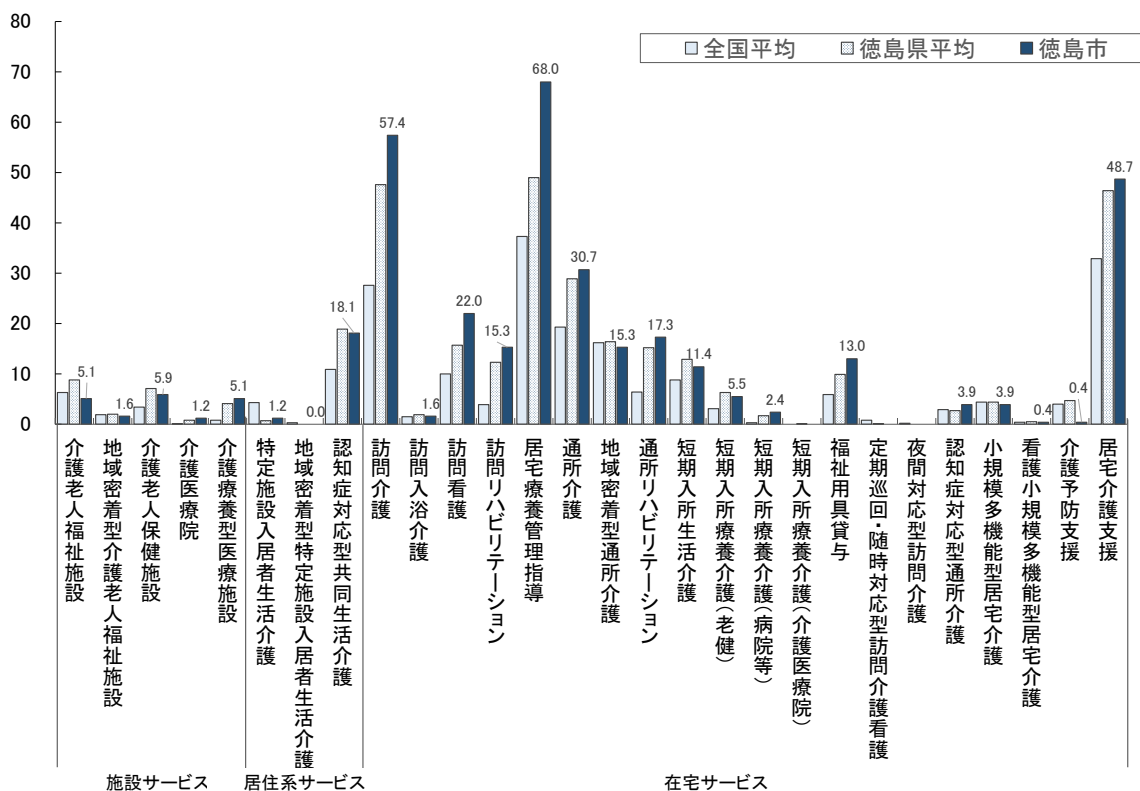
※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

単位：円

項目		全国平均	徳島県平均	徳島市
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設	3,982	3,515	1,821
	地域密着型介護老人福祉施設	462	412	458
	介護老人保健施設	2,768	4,346	3,707
	介護医療院	164	362	313
	介護療養型医療施設	320	970	1,325
	特定施設入居者生活介護	1,210	177	330
	地域密着型特定施設入居者生活介護	42	0	0
	認知症対応型共同生活介護	1,460	2,380	2,507
在宅サービス	訪問介護	1,914	1,931	2,690
	訪問入浴介護	108	75	65
	訪問看護	626	500	523
	訪問リハビリテーション	108	299	412
	居宅療養管理指導	264	170	248
	通所介護	2,659	2,876	3,360
	地域密着型通所介護	851	680	627
	通所リハビリテーション	1,016	1,872	2,154
	短期入所生活介護	898	1,246	1,170
	短期入所療養介護	122	85	61
	福祉用具貸与	728	701	795
	特定福祉用具販売	31	28	28
	住宅改修	88	81	75
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	111	6	2
	夜間対応型訪問介護	6	0	0
	認知症対応型通所介護	177	170	321
	小規模多機能型居宅介護	561	531	531
	看護小規模多機能型居宅介護	83	49	41
	介護予防支援・居宅介護支援	1,196	1,289	1,452

(施設・事業所)

【サービス提供事業所数(人口10万対)】



※平成30年現在。

※出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

単位：施設・事業所

項目		全国平均	徳島県平均	徳島市
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設	6.3	8.8	5.1
	地域密着型介護老人福祉施設	1.9	2.0	1.6
	介護老人保健施設	3.4	7.1	5.9
	介護医療院	0.1	0.8	1.2
	介護療養型医療施設	0.8	4.1	5.1
	特定施設入居者生活介護	4.3	0.7	1.2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.3	0.0	0.0
	認知症対応型共同生活介護	10.9	18.9	18.1
在宅サービス	訪問介護	27.6	47.6	57.4
	訪問入浴介護	1.5	1.9	1.6
	訪問看護	10.0	15.7	22.0
	訪問リハビリテーション	3.9	12.3	15.3
	居宅療養管理指導	37.3	49.0	68.0
	通所介護	19.3	28.9	30.7
	地域密着型通所介護	16.2	16.4	15.3
	通所リハビリテーション	6.4	15.2	17.3
	短期入所生活介護	8.8	12.9	11.4
	短期入所療養介護(老健)	3.1	6.3	5.5
	短期入所療養介護(病院等)	0.3	1.7	2.4
	短期入所療養介護(介護医療院)	0.0	0.1	0.0
	福祉用具貸与	5.9	9.9	13.0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.8	0.1	0.0
	夜間対応型訪問介護	0.2	0.0	0.0
	認知症対応型通所介護	2.9	2.7	3.9
	小規模多機能型居宅介護	4.4	4.4	3.9
	看護小規模多機能型居宅介護	83	49	41
	介護予防支援	4.0	4.7	0.4
	居宅介護支援	32.9	46.4	48.7

### (3) 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の特徴

「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるように、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。

こうした中、本市のリハビリテーション提供体制は、全国平均及び県平均と比較して充実している状況です。

認定者1万人に対するリハビリテーションサービス提供事業所数は、全国平均と比較して本市では訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションにおいて2倍以上となっており、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護においても多くなっている状況です。認定者1万人に対するリハビリテーション専門職数は、理学療法士及び作業療法士においては、全国平均と比較して本市は多くなっていますが、言語聴覚士が少ない状況です。また、リハビリテーションサービスの加算の算定状況から、認定者1万人に対しての「生活機能向上連携加算算定者数」が全国平均よりも多く、本市ではリハビリテーション専門職と地域の介護サービス事業所との連携が進んでいる状況です。

#### 【リハビリテーション提供体制の比較】

区 分		徳島市	徳島県	全国
<b>リハビリテーションサービス提供事業所数（認定者1万人に対する事業所・施設数）</b>				
訪問リハビリテーション	事業所数	24.60	19.09	7.77
通所リハビリテーション	事業所数	27.75	23.66	12.66
介護老人保健施設	施設数	9.46	11	6.73
介護医療院	施設数	1.89	1.25	0.23
短期入所療養介護(老健)	施設数	8.83	9.75	6.09
<b>リハビリテーション施設の定員数（要支援・要介護者1人あたり定員数）</b>				
介護老人保健施設	人数	0.067	0.081	0.053
介護療養型医療施設	人数	0.023	0.016	0.005
<b>リハビリテーション専門職従事者数（認定者1万人に対する人数）</b>				
理学療法士	人数	44.10	44.59	29.42
作業療法士	人数	23.65	27.97	16.35
言語聴覚士	人数	1.28	1.26	3.06
<b>リハビリテーションサービス利用率</b>				
訪問リハビリテーション	%	4.69	3.82	1.69
通所リハビリテーション	%	14.92	14.52	9.22
介護老人保健施設	%	6.01	7.98	5.52
介護医療院	%	0.05	0.16	0.06
<b>リハビリテーションサービス別算定者数及び加算算定者数（認定者1万人に対する人数）</b>				
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数	人数	443.02	358.39	161.35
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数	人数	181.6	183.68	136.36
認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	人数	46.63	44.54	32.88
個別リハビリテーション実施加算算定者数	人数	21.82	32.62	57.37
生活機能向上連携加算算定者数	人数	640.11	446.75	198.65
経口維持加算算定者数	人数	61.76	80.74	51.33

※平成29年、平成30年又は令和元年現在。

※出典：介護保険総合データベース、介護保険事業状況報告（年報）、介護サービス情報公表システム又は介護サービス施設・事業所調査。



## 6 各種アンケート調査からみた現状

計画策定にあたり、高齢者の心身の状況やその置かれている環境、高齢者を支える人材の実態を把握するため、4種類のアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果を抜粋し掲載しています。

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	介護状態にない高齢者について、日頃の生活の状況やサービスの利用意向などを調査するもので、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策の検討
調査期間	令和元年12月6日から12月20日まで
対象者	本市の65歳以上の高齢者のうち要介護1～5以外の者3,200人 ※令和元年11月27日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を発送・回収
回収状況	有効回答数2,051件（有効回答率64.1%）

### (2) 在宅介護実態調査

調査目的	「高齢者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」に向けた介護サービスの在り方を検討
調査期間	平成30年10月1日から令和元年9月30日まで
対象者	在宅で生活をしている要支援、要介護認定を受けている方のうち、調査期間内に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査方法	645人
回収状況	認定調査員が、調査対象者の認定調査の際に、本人及び主たる介護者と対面して当該調査について聞き取りを実施

### (3) 介護サービス事業所実態調査

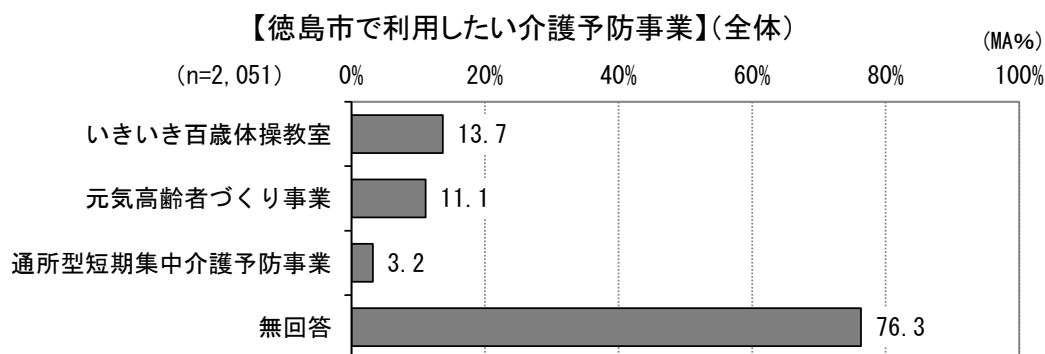
調査目的	介護人材の確保・育成、定着支援に関する取組を検討
調査期間	令和元年12月6日から12月20日まで
対象者	令和元年10月1日現在、市内でサービスを提供している540事業所
調査方法	郵送配布、郵送・FAX及びメールによる回収
回収状況	有効回答数436件（有効回答率80.7%）

### (4) 居所変更実態調査

調査目的	住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討
調査期間	令和2年1月6日から1月20日まで
対象者	令和元年12月1日現在、市内にある施設・居住系サービス164事業所
調査方法	郵送配布、郵送・FAX及びメールによる回収
回収状況	有効回答数127件（有効回答率77.4%）

## (1) 徳島市の介護予防事業について

徳島市で実施している介護予防事業で利用したい事業は「いきいき百歳体操教室」が13.7%で最も多く、次いで「元気高齢者づくり事業」が11.1%、「通所型短期集中介護予防事業」が3.2%となっています。一方で、無回答（利用したい事業がない）が76.3%と極めて多くなっています。

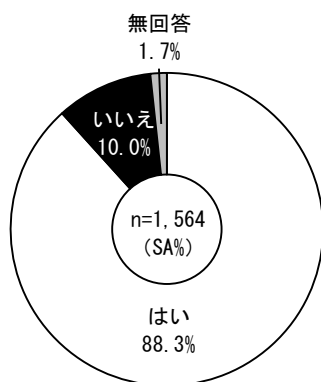


資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

徳島市で利用したい介護予防事業が「無回答（利用したい事業がない）」の人であっても、健康についての記事や番組への関心は高い状況です。

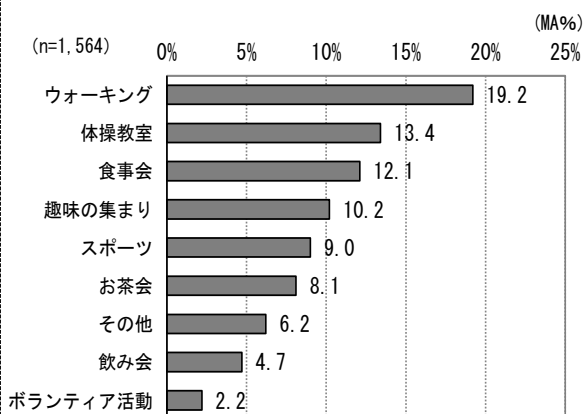
徳島市で利用したい介護予防事業が「無回答（利用したい事業がない）」の人であっても、自分に合った事業があれば参加したいと考える人が多くなっています。

**【健康についての記事や番組への関心の有無】**  
(徳島市で利用したい介護予防事業が「無回答」の人)



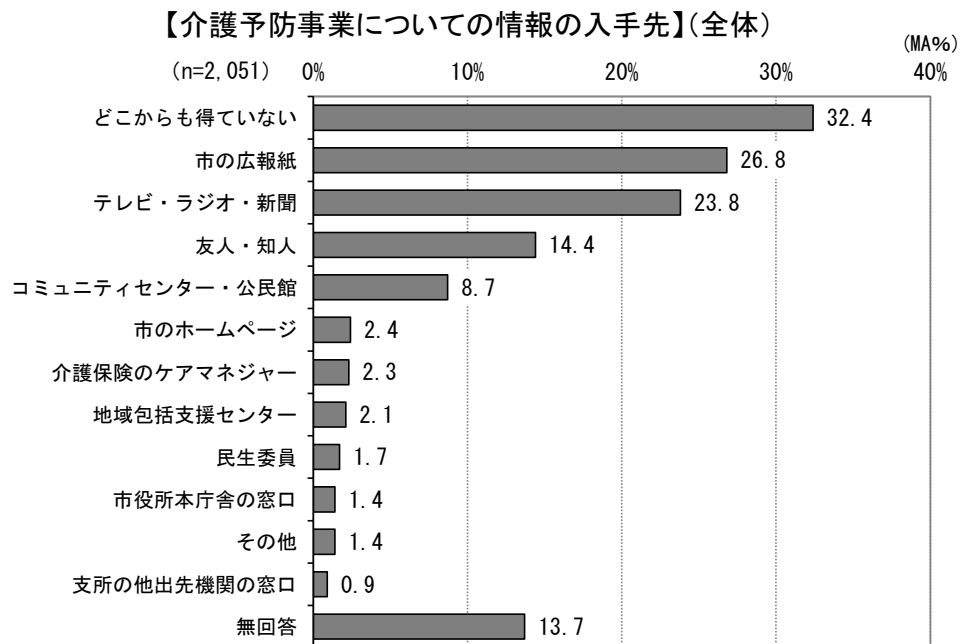
資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

**【どんな集まりがあれば参加したいか】**  
(徳島市で利用したい介護予防事業が「無回答」の人)



資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

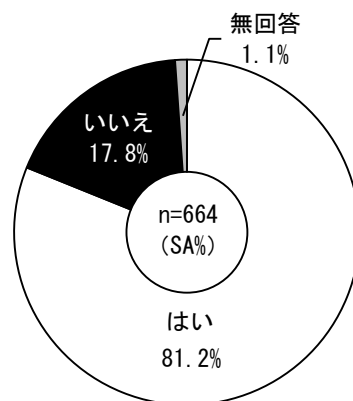
徳島市の体操教室などの介護予防事業の情報の入手先について「どこからも得ていない」が32.4%で最も多く、次いで「市の広報紙」が26.8%、「テレビ・ラジオ・新聞」が23.8%となっています。



資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防事業についての情報の入手先が「どこからも得ていない」の人であっても、約8割は新聞を読んでいます。

**【新聞を読んでいるか】(介護予防事業についての情報の入手先が「どこからも得ていない」の人)**



資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

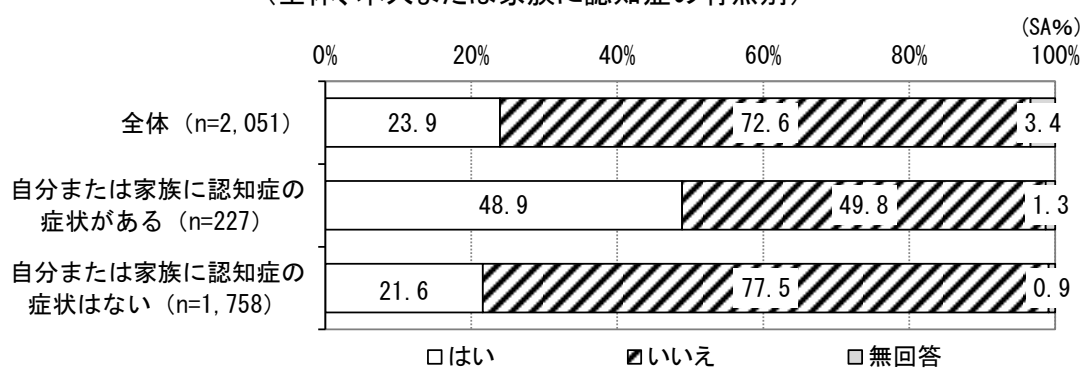
## (2) 認知症に関する相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っている人は「はい」が23.9%、「いいえ」が72.6%となっています。

本人または家族に認知症の有無別では、自分または家族に認知症の症状がある人は、「はい」が48.9%となっています。自分または家族に認知症の症状がない人の21.6%を大きく上回っていますが、「いいえ」も49.8%となり、約半数の必要な人に情報が届いていない可能性があります。

### 【認知症に関する相談窓口の認知度】

(全体、本人または家族に認知症の有無別)

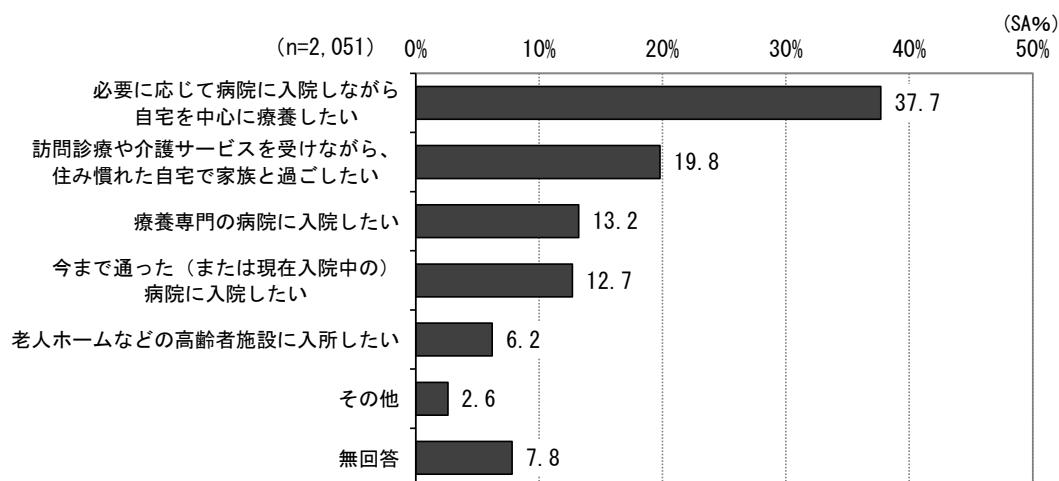


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (3) 終末期の療養と在宅生活の継続について

終末期（治る見込みがなく、死期がおよそ半年以内に迫っている）の療養場所として「必要に応じて病院に入院しながら自宅を中心に療養したい」が 37.7%で最も多く、次いで「訪問診療や介護サービスを受けながら、住み慣れた自宅で家族と過ごしたい」が 19.8%、「療養専門の病院に入院したい」が 13.2%となっています。

【終末期の療養場所の希望について】(全体)

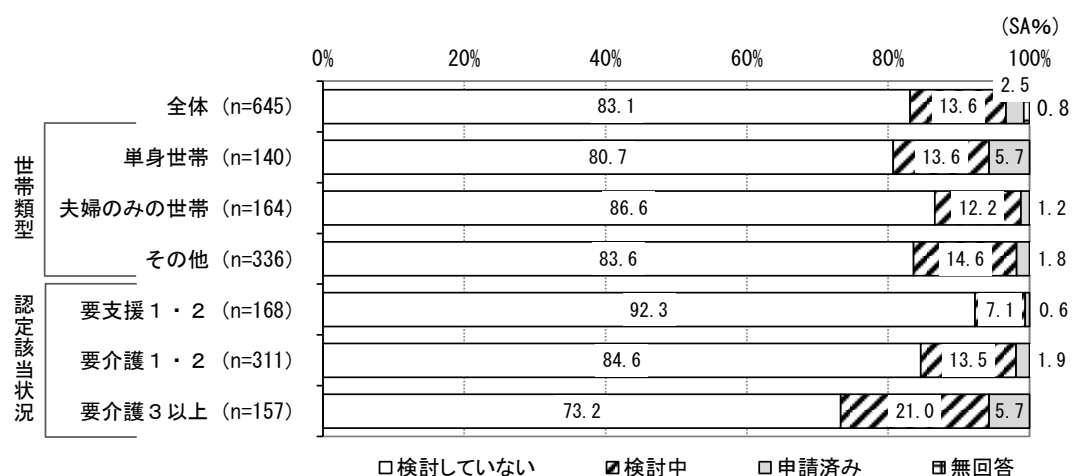


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

現時点での施設等への入所・入居の検討状況を尋ねると、全体では「検討していない」が 83.1%を占めていますが、世帯類型別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は「単身世帯」「その他」「夫婦のみ世帯」の順に多くなっています。

また、認定該当状況別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は、介護度の重度化に伴って多くなっています。

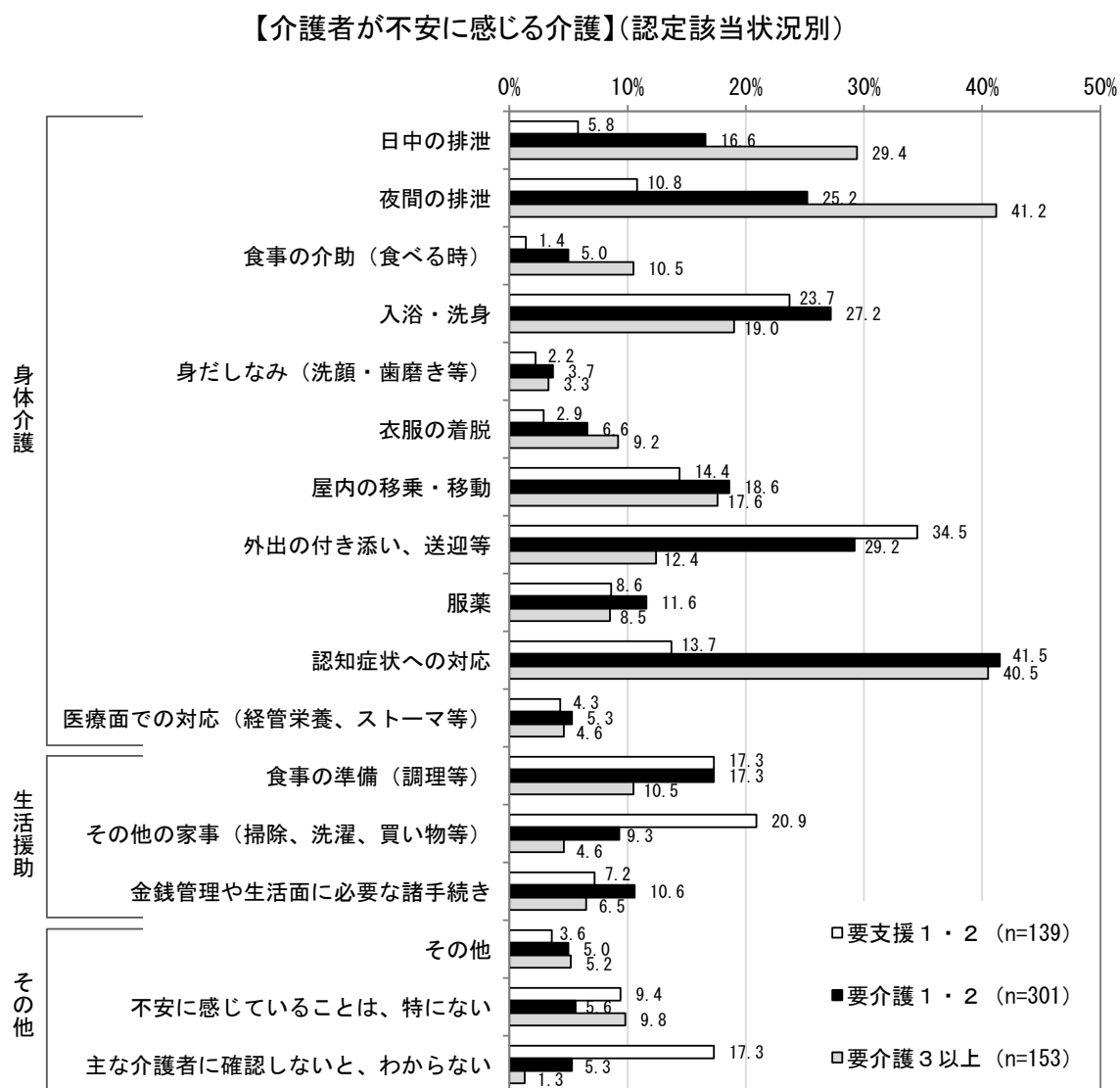
【施設等への入所・入居の検討状況】  
(全体、世帯類型別、認定該当状況別)



資料：在宅介護実態調査

#### (4) 介護者が不安に感じる介護について

認定該当状況別の現在の生活を続けていくに当たって主な介護者が不安に感じる介護等は、「要支援1・2」では「外出の付き添い、送迎等」、「要介護1・2」では「認知症状への対応」、「要介護3以上」では「夜間の排泄」が最も多くなっています。

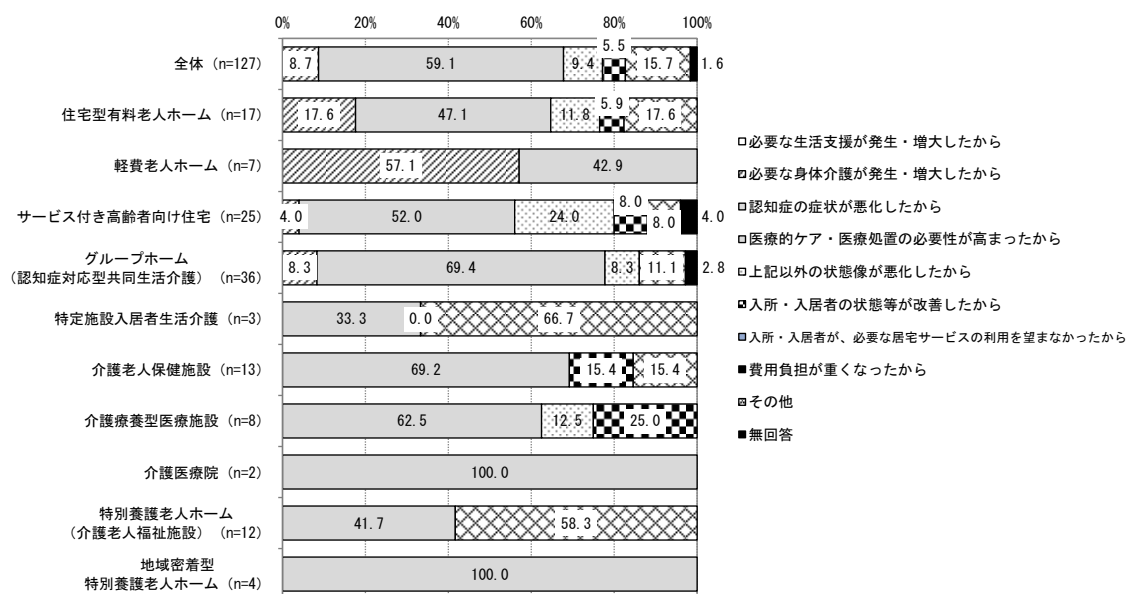


資料:在宅介護実態調査

## (5) 施設・居住系サービスにおいて居所を変更した理由について

施設等の入居・入所者についての居所変更の理由の第1位を見ると、全体では「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が59.1%と最も多くなっています。

【居所を変更した理由】(全体、サービス種別)



資料：居所変更実態調査

入所・入居者の医療処置を受けている状況は、全体では「経管栄養」が最も多く、次いで「喀痰吸引」、「カテーテル」となっています。

高齢者の住まいである「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」においても医療処置を受けている状況があります。

【入所・入居者の医療処置を受けている状況】(全体、サービス種別)

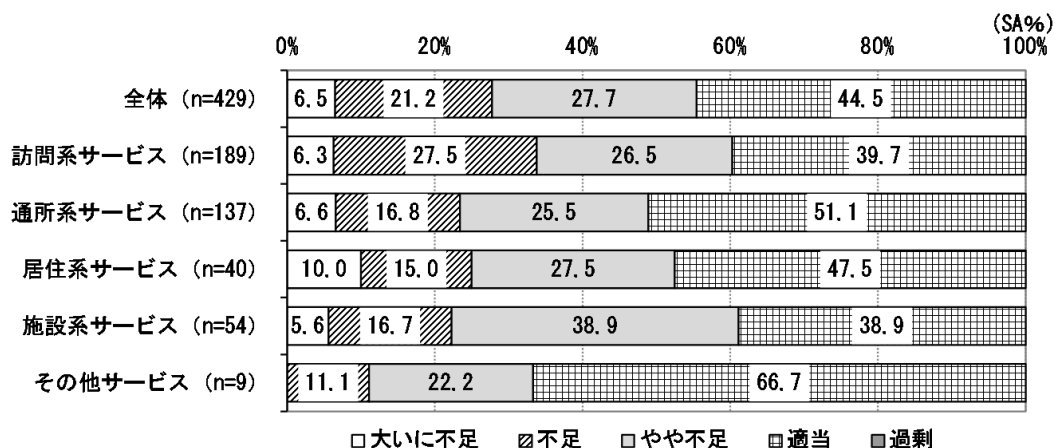
	点滴の管理	中心静脈栄養	透析	ストーマの処置	酸素療法	レスピレーター	気管切開の処置	疼痛の看護	経管栄養	モニター測定	褥瘡の処置	カテーテル	喀痰吸引	インスリン注射
全体 (n=127)	121	14	60	32	113	0	5	40	313	13	103	183	221	93
住宅型有料老人ホーム (n=17)	2.9	0.3	1.4	0.8	2.7	0.0	0.1	1.0	7.5	0.3	2.5	4.4	5.3	2.2
軽費老人ホーム (n=7)	6	2	8	3	27	0	0	5	7	0	7	16	5	17
サービス付き高齢者向け住宅 (n=25)	12	1	16	6	28	0	0	12	9	0	14	25	8	17
グループホーム (認知症対応型共同生活介護) (n=36)	1.5	0.1	2.1	0.8	3.6	0.0	0.0	1.5	1.2	0.0	1.8	3.2	1.0	2.2
特定施設入居者生活介護 (n=3)	11	8	4	2	21	0	0	5	15	0	4	18	22	3
介護老人保健施設 (n=13)	6.5	4.8	2.4	1.2	12.5	0.0	0.0	3.0	8.9	0.0	2.4	10.7	13.1	1.8
介護療養型医療施設 (n=8)	33	0	2	10	11	0	2	8	139	2	32	61	87	29
介護医療院 (n=2)	3.7	0.0	0.2	1.1	1.2	0.0	0.2	0.9	15.6	0.2	3.6	6.8	9.8	3.3
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (n=12)	25	3	0	2	8	0	3	4	83	11	11	34	51	7
地域密着型特別養護老人ホーム (n=4)	10.9	1.3	0.0	0.9	3.5	0.0	1.3	1.7	36.2	4.8	4.8	14.8	22.3	3.1
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (n=12)	4	0	0	0	1	0	0	0	10	0	3	3	8	4
介護医療院 (n=2)	11.1	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	27.8	0.0	8.3	8.3	22.2	11.1
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (n=12)	22	0	0	2	6	0	0	6	48	0	27	22	30	6
地域密着型特別養護老人ホーム (n=4)	4.2	0.0	0.0	0.4	1.1	0.0	0.0	1.1	9.1	0.0	5.1	4.2	5.7	1.1
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (n=12)	7	0	0	4	1	0	0	0	1	0	3	0	3	1
地域密着型特別養護老人ホーム (n=4)	6.1	0.0	0.0	3.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	2.6	0.0	2.6	0.9

資料：居所変更実態調査

## (6) 介護人材の過不足の状況について

従業員の過不足の状況をサービス類型別に見ると、「不足」（「大いに不足」「不足」「やや不足」を合わせた）が最も多いのは「施設系サービス」で 61.2%、次いで「訪問系サービス」で 60.3%となっています。

【従業員の過不足の状況】(全体、サービス類型別)

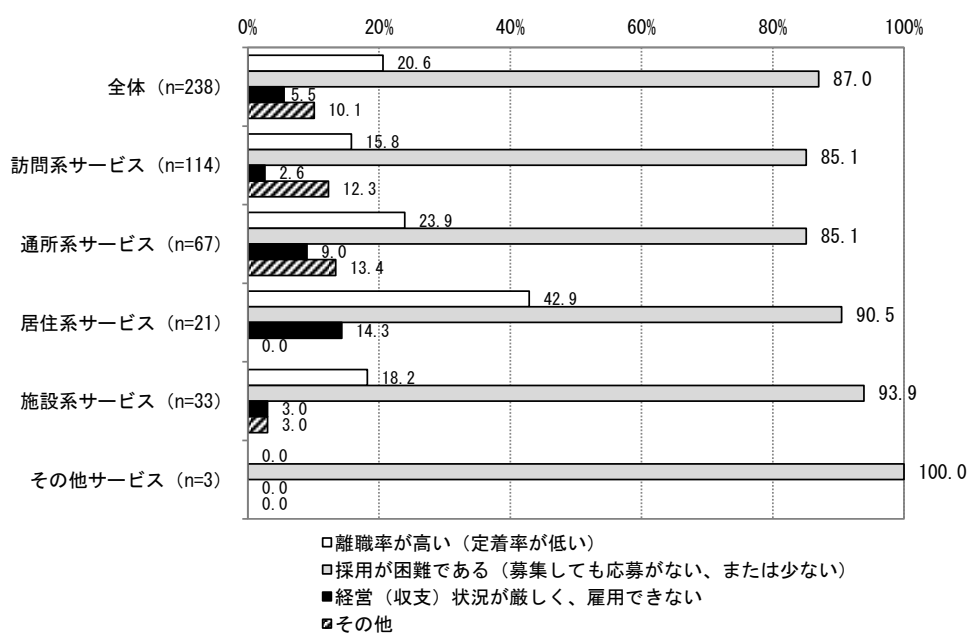


資料:介護サービス事業所実態調査

従業員が不足している理由は、「採用が困難である（募集しても応募がない、または少ない）」が 87.0%で最も多く、次いで「離職率が高い（定着率が低い）」20.6%、「経営（収支）状況が厳しく、雇用できない」5.5%となっています。

サービス類型別にみると、居住系サービスで「離職率が高い（定着率が低い）」が他を2倍ほど上回っています。

【従業員の過不足の状況】(全体、サービス類型別)



資料:介護サービス事業所実態調査



## 第3章 第7期計画の取組評価と課題整理

### 1 取組評価

#### (第7期) 基本目標1 施策1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

- 1 健康づくりの啓発・推進
- 2 健康の保持・増進
- 3 疾病の早期発見・早期治療

#### 【主な事業の実施状況】

- 65歳以上を対象とした運動教室（きっかけ運動教室・からだが好きフィットネス教室・らくらくエクササイズ・元気にエクササイズ）や介護予防教室（のぼそう!!健康寿命教室・若返り力アップ教室）を実施しており、運動以外の健康教育についても機会をとらえ実施しています。また、地区公民館等での高齢者の集まりにおいても教育を実施しています。保健センターでは、新型コロナウイルス感染予防のため、教室参加者数や運営等で工夫しながら教育・相談等実施しています（令和2年10月現在）。
- 保健センター内で実施する専門職による健康相談（医師・歯科医師・精神科医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士）に加え、地区公民館等での独居老人昼食会・老人会等においても健康相談を実施しています。
- 市内19か所の公民館やコミュニティセンター等で、元気高齢者づくり事業を週1～2回、1回あたり90分開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響により休止していましたが、運営等で工夫しながら、順次再開しているところです（令和2年10月現在）
- 地域住民主体による通いの場の充実と、リハビリテーション専門職を生かした自立支援の視点による筋力向上のための体操の普及を目的に、地域住民が主体となって設置するいきいき百歳体操教室に対し理学療法士を派遣するなどの支援を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、専門職の派遣や体験イベントの開催は休止していますが、一部の教室は、感染症予防を徹底しながら再開しています（令和2年10月現在）。
- 健康増進法に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの各がん検診のほか、特定健康診査非対象者に対する健康診査、また、市単独事業として、もの忘れ検診、前立腺がん検診を実施しています。検診結果が要精密検査になった場合、精密検査協力医療機関を紹介し、早期発見・早期治療に繋げています。
- 重症化予防については、糖尿病・減塩教室を開催し、糖尿病・CKD（慢性腎臓病）・高血圧・脂質異常症・高尿酸血症・心房細動等についても、来所や訪問での保健指導を実施しています。

### 【成果指標】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①主観的健康観の高い高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	71.6%	71.7%	75%	未達成
②日常生活動作が自立している高齢者の割合 (65 歳以上高齢者に占める要介護認定非該当から要介護 1 までの人の割合)	88.9%	89.7%	90%	概ね達成

### 【目標値】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①健康教育	実施回数	250 回	250 回	達成
②健康相談	実施回数	979 回	620 回	達成
③元気高齢者づくり事業	利用延べ人数	26,170 人	29,100 人	未達成
④いきいき百歳体操教室	教室数	30 教室	40 教室	未達成
⑤胃がん検診 ※	受診率	4.3%	5.0%	未達成
⑥肺がん検診 ※	受診率	2.7%	5.4%	未達成
⑦大腸がん検診 ※	受診率	4.0%	10.0%	未達成
⑧重症化予防健康相談	相談者数	1,158 人	1,000 人	達成

※40 歳から 69 歳までの市民のうち、当該年度において本市が送付した受診券で各検診を受診した人の割合。

### 【評価・課題】

実績評価	△（目標を達成していないが、良化傾向にある）
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の広報不足</li> <li>○セルフケアマネジメントの視点に立った健康づくりについての意識啓発不足</li> <li>○感染症流行時の事業実施方法の検討</li> </ul>

## 【第7期】基本目標1 施策2 生きがいのある地域づくり

- 1 生きがい対策の充実
- 2 就業の支援
- 3 外出の支援

### 【主な事業の実施状況】

- 高齢者が自ら教養を高め、社会参加の促進や豊かな生活が送れることを目指した高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、高齢者の自主的な活動団体である単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に活動費の助成を行っています。
- 高齢者の孤立の防止や社会参加の促進を図るため、徳島市老人クラブ連合会に委託して、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者の家庭訪問活動を実施しています。
- 臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的として活動する徳島市シルバー人材センターに運営費等の補助金を助成しています。

### 【成果指標】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①ボランティア等に参加している高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	12.9%	14.4%	20%	未達成
②スポーツ関係のグループ等に参加している高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	19.0%	20.9%	25%	未達成
③趣味関係のグループに参加している高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	28.4%	29.5%	35%	未達成
④学習・教養サークルに参加している高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	10.8%	12.3%	12%	達成

### 【目標値】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①老人クラブ	会員数	5,567人	6,400人	未達成
②シルバー人材センター	会員数	1,365人	1,500人	未達成

### 【評価・課題】

実績評価	△(目標を達成していないが、良化傾向にある)
課題等	○広報活動の不足 ○多様化する住民ニーズや社会状況に沿った効果的な取組の検討

## （第7期）基本目標1 施策3 介護予防と社会参加の推進

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業への対応
  - ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
  - ②一般介護予防事業の充実
- 2 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進

### 【主な事業の実施状況】

- 令和2年1月から基準緩和型訪問サービス「訪問型サービスA」を開始しており、令和2年8月現在10事業者を指定しています。
- 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援「訪問型サービスB」について検討しましたが、地域住民からのニーズの高まりが見られず、一方でNPOや企業での取組が既にあることから、サービス創出には至っていません。
- 退院直後など身体状態の変化時に期間を限定して行う自立に向けての通所型短期集中介護予防サービス「通所型サービスC」について、7か所の社会福祉法人等の施設において、週1回3か月のプログラムで実施しています。
- 自立支援型ケア会議について、平成31年3月にプレ会議を開催して以降、2か月に1回のペースで開催しています。また、自立支援型のケアプランをテーマに研修会を開催しています。
- 市内における住民運営の通いの場実施団体及び介護予防・生活支援サービス事業の提供事業所等が実施する職員研修会に対し、その要請に応じて各分野における専門職の講師を派遣し、介護予防に関する知識・技術等を指導することにより、介護職員等の資質向上を図っています。

### 【成果指標】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①介護予防・生活支援サービス事業に占める多様なサービスの割合	0.7%	1.8%	9%	未達成

### 【目標値】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①自立支援型ケア会議	開催数	5回	6回	未達成
②地域リハビリテーション活動支援事業	支援件数	25件	40件	未達成

## 【評価・課題】

実績評価	△（目標を達成していないが、良化傾向にある）
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民主体による多様なサービス創出に向けた、コーディネーターの機能強化及びその支援体制の構築</li> <li>○インフォーマルサービスの把握・情報提供体制の構築</li> <li>○感染症流行時の実施方法の検討</li> </ul>

### （第7期）基本目標1 施策4 介護・福祉サービスの充実

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 在宅介護の支援
- 3 高齢者福祉サービスの充実
- 4 認知症に係る総合的な支援
- 5 生活支援サービスの推進

## 【主な事業の実施状況】

- 地域包括支援センターでは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。また、権利擁護の観点から対応が必要と判断される場合は、虐待や困難事例の対応を行うほか、成年後見制度等も活用しています。
- 地域ケア会議については、検討内容により「地域ケア個別ケース会議」（自立支援ケア会議、支援困難個別ケース会議）、「地域ケア推進会議（全体会議）」等に分けて実施しています。介護支援専門員が抱える支援困難事例や地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行うほか、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域に不足している社会資源の把握及び開発につながるよう会議を開催しています。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族への早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、認知症初期集中支援チームを設置しています。また、医療機関、介護サービスや地域の支援機関との連携を図るための支援等を行う認知症地域支援推進員、認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みの構築業務等を行うコーディネーターを配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。
- 地域包括支援センター及び市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体による高齢者が住みよいまちづくりを推進するため、多家良地区、八万地区、佐古地区、渭東地区において地域住民による地域課題の解決に向けた検討を行う「協議体」を編成しています。

### 【成果指標（地域包括支援センター機能強化）】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①地域包括支援センターを知っている高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	24.3%	39.7%	40%	概ね達成
②地域包括支援センター事業相談延べ件数	35,000件	28,571件	38,000件	未達成

### 【目標値（在宅支援）】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①家族介護教室	開催回数	72回	90回	未達成
②家族介護用品支給事業	支給件数	465回	610回	未達成
③家族介護慰労金支給事業	支給件数	2件	5件	未達成
④住宅改修支援事業	支援件数	6件	19件	未達成

### 【目標値（高齢者福祉サービス）】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①生活管理指導短期宿泊事業	利用日数	103日	120日	未達成
②高齢者配食サービス事業	配食数	3,685食	8,000食	未達成
③高齢者住宅等安心確保事業	箇所数	2か所	2か所	達成

### 【成果指標（認知症）】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①行方不明となった認知症等高齢者について死亡後発見又は未発見の件数	1件	2件	0件	未達成
②「自分や家族が認知症になった場合の相談機関や利用サービスがイメージできる」と答える市民の割合 ※ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	未計測	23.9%	30%	未達成

※認知症に関する相談窓口を知っている割合。

### 【目標値（認知症）】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①認知症サポーター	養成総数	15,988人	16,360人	概ね達成
②認知症初期集中支援チーム	チーム数	4チーム	4チーム	達成
③認知症初期集中支援チーム	支援件数	120件	120件	達成

### 【成果指標（生活支援）】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①「住民主体による地域づくりができて いる」と答える高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	未計測	24.1%	30%	未達成
②「生活支援コーディネーターの存在を 知っている」と答える高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	未計測	1.6%	30%	未達成

### 【目標値（生活支援）】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①第1層協議体数	市域全体	1組織	1組織	達成
②第2層協議体数	行政区単位	4組織	8組織	未達成
③第1層コーディネーター	市域全体	1人	1人	達成
④第2層コーディネーター	行政区単位	3人	8人	未達成

### 【評価・課題】

実績評価	△（目標を達成していないが、良化傾向にある）
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問型サービスB（住民主体）の構築作業が滞っている。</li> <li>○インフォーマルサービスを把握し、住民に情報提供することが必要である。</li> <li>○認知症サポーターを活用した認知症高齢者等の見守り体制を構築する必要がある。</li> <li>○協議体の進め方を地域の実情に応じて柔軟に考える必要がある。</li> </ul>

## （第7期）基本目標1 施策5 医療と介護の連携推進

### 1 在宅医療・介護連携推進事業の展開

#### 【主な事業の実施状況】

- ①地域の医療・介護の資源の把握②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進④医療・介護関係者の情報共有支援⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援⑥医療介護関係者の研修⑦地域住民への普及啓発⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携を実施しています。
- 顔の見える関係性を構築することにより、介護関係者から医療関係者のアプローチが容易となり、医療者側の介護への理解が深まっています。
- 研修会等を開催し、介護関係者の医療分野の知識の充実が図られ、ケアマネジメントの質が向上しています。

#### 【成果指標】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①「自宅で人生の最期を迎えられる体制が整っている」と答える高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	未計測	26.0%	15%	達成
②「多職種との連携が効率的・効果的に 図れている」と答える関係者の割合 ※ (他職種連携会議当日アンケート)	未計測	74.7%	50%	達成

※「在宅において、多職種間の連携は良くなっていると思いますか」に対して、「非常に良くなっていると思う」「良くなっていると思う」と回答した割合。

#### 【評価・課題】

実績評価	○（目標を達成した）
課題等	○取組内容の充実やより効果的な実施方法について関係者間（多職種）の意識共有 ○地域住民の医療や介護に対する主体的意思決定に向けた効果的な啓発手段の検討 ○地域住民への在宅医療に関する知識の効果的な普及手段についての検討



## （第7期）基本目標1 施策6 在宅生活の継続を支える地域づくり

- 1 高齢者の見守り活動の推進
- 2 地域の支え合い活動の推進
- 3 高齢者の権利擁護に係る施策の推進
- 4 地域で安心して暮らすための支援

### 【主な事業の実施状況】

- 徳島市社会福祉協議会が運営する徳島市ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう支援を行っています。ボランティアセンターにおいては、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、災害ボランティアコーディネーターの養成やフォローアップ、実地訓練等を実施しています。
- 成年後見制度の広報・利用促進を進めるとともに、高齢者の権利・財産が守られるよう支援体制の充実を図っています。また、関係機関との連携を図るための地域連携ネットワークの体制づくりや、中核機関の設置に向けての機能強化に努めています。
- 民生委員・児童委員は、市内23行政地区単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織しており、調査活動を通じて地区の実態を把握し、地区における相談・援助活動を行っています。

### 【成果指標】

指標	現状値		目標値	達成状況
	平成29年度	令和元年度	令和2年度	
①老後も安心して生活できると感じる市民の割合 (徳島市まちづくり総合ビジョン市民アンケート)	45%	38.5%	53%	未達成

### 【目標値】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
①社会福祉大会	参加者数	306人	320人	概ね達成
②ボランティア保険	加入者数	3,234人	4,250人	未達成
③災害ボランティアコーディネーター養成講座	参加者数	17人	60人	未達成
④成年後見制度	相談件数	144件	200件	未達成

### 【評価・課題】

実績評価	△（目標を達成していないが、良化傾向にある）
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた準備体制推進</li> <li>○「見守りあんしんシール」等の制度周知に絡めた見守り活動への協力者育成</li> <li>○認知症サポーターを活用した見守り活動の体制づくり</li> </ul>

## （第7期）基本目標2 施策 介護保険事業の適切な実施

1 広報活動の推進	5 低所得者対策
2 利用者の立場に立った情報提供	6 介護給付の適正化
3 苦情相談・受付窓口の充実	7 地域密着型サービス運営委員会の設置
4 人材の育成	8 介護保険財政の健全運営

### 【主な事業の実施状況】

- 国民健康保険中央会の介護給付適正化システムを使用し、保険者である徳島市介護保険の認定データと、国民健康保険団体連合会から送付される給付実績データを活用して、介護給付に矛盾等が生じたデータを抽出し、ケアプラン点検を実施しています。
- 住宅改修については、利用者の身体状態に対して適切な改修であるかどうかを確認するため、申請時に写真や見取図等の確認を行うほか、改修完了報告書の提出時には写真等で施工状況の確認を行っています。
- 住宅改修完了後及び福祉具購入後については、現地で利用者等の立会いのもと、施工・設置状況や利用状況の確認を行っています。

### 【目標値】

項目		現状値	目標値	達成状況
		令和元年度	令和元年度	
認定調査点検	件数	14,201件	15,760件	達成※
ケアプラン点検	件数	124件	120件	達成
住宅改修点検	件数	11件	10件	達成
福祉用具購入点検	件数	11件	10件	達成
縦覧点検過誤	申立金額	15,429千円	2,800千円	達成
介護給付費通知	件数	56,082件	54,000件	達成

※目標値には達していないが、全数点検できているため「達成」とする。

### 【評価・課題】

実績評価	○（目標を達成した）
課題等	○介護給付の適正化において、主要5事業を実施

## 2 現状から見る課題と第8期計画における方向性

データを用いた地域分析、アンケート調査の結果及び第7期計画の取組評価と課題整理から、現状から見る課題と第8期計画における方向性をまとめました。

### 視点1 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進

#### 〈現状と課題〉

- 現役世代が急激に減少する令和22年(2040年)に向けては、高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労的活動・社会参加ができる環境整備を進めることが必要とされています。
- その前提として、元気な高齢者を増やすことが求められますが、社会参加による閉じこもり防止や健康寿命の延伸も期待されています。
- 平成26年(2014年)の介護保険法の改正により、介護予防について、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組を行うため、「一般介護予防事業」が創設されました。
- 本市では、「一般介護予防事業」において、いきいき百歳体操普及啓発事業などの体操教室を中心に、パンフレットの作成等普及啓発などを実施しています。また、「一般介護予防事業」以外の事業では、地域づくりのアプローチとして、地域住民や多様な主体とともに、高齢者の生活を支える体制を目指す「生活支援体制整備事業」など、社会参加のアプローチとして、シルバー人材センターの支援や老人クラブの育成などを実施しています。しかし、各事業間の情報共有や連携のあり方が明確化されていません。
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、主な「一般介護予防事業」の利用意向がない人が76.3%となっていました。こうした人も健康についての記事や番組に関心があり(88.3%)、自分に合った集まりであれば参加したいと考えていることが伺えました。また、情報を得ていない人は32.4%となっていますが、約8割が新聞を読んでいます。
- 今後の課題として、①多様な通いの場(社会参加や介護予防につながる場)づくりの支援、②「一般介護予防事業」と社会参加や就労的活動支援の取組(住民主体や他分野の取組を含む)の一体的な把握・情報提供、③必要な人への確実な情報提供への対応が挙げられます。

#### 〈方向性〉

- 今後の課題解決に向けては、住民主体の通いの場への専門職派遣などの支援を行うとともに、地域支援事業において、他事業との連携が必要となっています。その中心的な事業は、「生活支援体制整備事業」「地域ケア会議」です。
- 1つ目の「生活支援体制整備事業」との連携では、①「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員。以下「SC」という)」を中心とした社会資源の把握・関係機関との情報共有、②「協議体(地域での話し合いの場)」や「SC」を中心とした住民主体の通いの場や支え合いの体制づくり(世代間交流につながる取組含む)支援を進める必要があります。

○2つ目の「地域ケア会議」との連携では、個別の事例において多様なインフォーマルサービスの検討、「生活支援体制整備事業」との連携を推進する必要があります。

○次に、就労的活動など多様な社会参加の推進のため、①多様な広報手段、②「就労的活動支援コーディネーター」の導入を検討する必要があります。

○以上を踏まえたうえで、各事業間の連携、一体的な把握・情報提供を担保する仕組みとして、「SC」、「就労的活動支援コーディネーター」（未設置）、認知症施策を推進する「認知症地域支援推進員」や「チームオレンジコーディネーター」などの各コーディネーターを核とした事業間の連携を推進する必要があります。

⇒【主な関連施策】施策1(5)①地域ケア会議の充実、施策4(2)生活支援体制整備事業の推進、施策5(3)②認知症地域支援推進員の配置、施策5(4)②チームオレンジの構築

○さらに、保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、保健部門と介護・福祉部門（保健センター・保険年金課・介護保険課・高齢福祉課）の情報共有を推進する必要があります。また、介護予防把握事業において、医療・介護につなげていない高齢者を重点的に訪問し、「一般介護予防事業」等につなげる必要があります。

⇒【主な関連施策】施策1(6)①保健事業と介護予防の一体的な実施

○最後に、これらの方向性を実現するためには、各コーディネーターが活動しやすい体制整備（庁内の連携体制の整備など）が必要です。

※今後想定される庁内連携＝地域自治協働システム（市民協働課）、生活困窮者施策（生活福祉課）、災害対策の啓発（危機管理課・防災対策課）、就労的活動支援（経済政策課、農林水産課、障害福祉課など）、学習・教養などの活動（教育委員会）等。

⇒【主な関連施策】施策2(4)①協働による地域づくりの推進、施策4(2)生活支援体制整備事業の推進、施策4(4)③防災部局と高齢者福祉部局の連携・⑥福祉教育の推進、施策4(5)⑩生活困窮者等への住まいと生活の一体的支援

## 視点2 認知症施策の総合的な推進

### 〈現状と課題〉

○令和7年（2025年）には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

○平成27年（2015年）1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（以下「新オレンジプラン」という。）が策定され、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組が推進されてきました。

○さらに政府全体で推進するため、令和元年（2019年）6月、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策が推進されています。

○「認知症施策推進大綱」に沿って、バリアフリー、予防、早期発見・対応、介護者（家族）支援等の具体的な施策を推進していくことが必要です。

○本市では、「新オレンジプラン」に基づき、①認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症サポーターの養成等）、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提

供（認知症初期集中支援チームの設置等）、③認知症の人の介護者への支援（認知症カフェの設置推進、家族介護教室の開催等）、④認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進（二次元バーコードを活用した高齢者見守りネットワークの構築等）の取組を推進してきました。

- 令和2年度（2020年度）からは、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（「チームオレンジ」）の立ち上げを進めるため、「チームオレンジコーディネーター」を配置しています。また、普及啓発・本人発信や認知症サポーターの活用、多様な関係者とつながるきっかけづくりとして、認知症カフェ普及啓発事業を進めています。
- 「地域ケア会議」において、若年性認知症の人も含めた認知症の人の就労的活動や社会参加ができる場がないことが地域課題となっています。
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、認知症の相談窓口の認知度は、23.9%で、自分または家族に認知症の症状がある人でも48.9%にとどまっています。
- 今後の課題として、①認知症の人や家族の声を反映した取組推進 ②早期発見・対応や予防につながる普及啓発の強化 ③社会全体で認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくりを進めることが挙げられます。

#### 〈方向性〉

- 「新オレンジプラン」に基づく取組を継承しつつ、普及啓発・本人発信支援を強化し、認知症の人や家族の視点を重視した取組となる仕組みづくりを検討する必要があります。

⇒【主な関連施策】施策5（1）④本人や家族、認知症サポーター等のメッセージを発信

- 引き続き認知症サポーターや関係機関との関係を築くとともに、認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きることができる社会の実現に向けて、障害者福祉など他分野の関係者、生活関連企業等とつながるきっかけづくりとして、認知症カフェ普及啓発事業やワークショップの開催等を企画しながら、「チームオレンジ」の立ち上げを進めていく必要があります。

⇒【主な関連施策】施策5（4）②チームオレンジの構築

- 視点1と連動して、地域支援事業の他事業（「生活支援体制整備事業」「地域ケア会議」「在宅医療・介護連携推進事業」「家族介護教室開催」等）との連携を強化すること、また、「地域ケア会議」での課題を受けて、認知症施策を推進する側面からも「就労的活動支援コーディネーター」（未設置）の導入を検討する必要があります。

⇒【主な関連施策】施策1（5）①地域ケア会議の充実、施策4（2）生活支援体制整備事業の推進、施策3（4）①家族介護教室の開催、施策6（3）①施策5認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくりとの連携

### 視点3 在宅サービスの充実

#### 〈現状と課題〉

- 本市は、介護サービスのうち、在宅サービス（通所介護や訪問介護等）の1人あたりの給付月額が全国平均、県平均と比較して高くなっています。また、軽度認定者の割合が高いことから、介護サービスを利用しながら生活している方が多くなっていることが考えられます。
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、終末期の療養について尋ねたところ、「必要に応じて病院に入院しながら自宅を中心に療養したい」が37.7%、次いで「訪問診療や介護サービスを受けながら、住み慣れた自宅で家族と過ごしたい」が19.8%であり、約6割の方が療養しながら自宅での生活の継続を希望しています。
- 「在宅介護実態調査」の結果から、「施設等の検討状況」においても、認定者全体では8割以上、中重度の認定者では7割以上が「施設への入所は検討していない」と回答しており、中重度の要介護状態になっても、在宅生活の継続を望む高齢者が多くなっています。
- また、「在宅介護実態調査」において、主な介護者に不安を感じる介護を尋ねたところ、「日中の排泄」「夜間の排泄」「認知症状への対応」を挙げる意見が多くなっています。

#### 〈方向性〉

- 今後増加すると見込まれる医療ニーズを有する高齢者に対応するため、医療系の在宅サービスの充実を図り、医療的ケアや看取り期のケアが必要となっても在宅で生活を送ることができるよう、在宅療養の多様なニーズに対応できるサービスの在り方を検討する必要があります。

⇒【主な関連施策・関連内容】基本目標1 施策6（1）① 在宅医療・介護連携推進事業、第3章介護保険事業サービス量の見込みと保険料

- 在宅療養により負担が増加すると考えられる、家族等の介護者を支援する取組が必要です。

⇒【主な関連施策】基本目標1 施策3（4）家族介護者の支援、施策6（2）在宅医療・ACP（人生会議）の普及啓発

### 視点4 介護サービス基盤と高齢者向け住まい

#### 〈現状と課題〉

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの基盤の整備を行ってきました。
- 居住系サービスは、第6期計画期間中に「認知症高齢者グループホーム」を4か所整備しました。
- 施設系サービスは、第5期と第7期計画期間中に「地域密着型介護老人福祉施設」を計8か所整備しました。このため今後、待機者も減少傾向となることが見込まれます。
- 本市では、高齢者向け住まいである「住宅型有料老人ホーム」が27か所（定員1,003人）、「サービス付高齢者向け住宅」36か所（定員1,144人）が整備されています（令和2年4月1日現在）。

- 「居所変更実態調査」の結果から、高齢者向け住まいである「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」においても、本市では訪問介護、訪問看護の在宅サービスが充実しているため、中重度の方のケアや医療的処置を受けることができていると考えられます。

#### 〈方向性〉

- 介護サービスの基盤の在り方については、「介護人材不足の状況」や「介護給付費が増加することに伴う保険料の高額化とのバランス」、「住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況」などと合わせて検討していく必要があります。
- 「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」における介護サービス提供状況などの情報の把握に努め、市民への情報提供等を進めるとともに、質の向上に向けた取組を検討する必要があります。

⇒【関連内容】第3章介護保険事業サービス量の見込みと保険料

### 視点5 介護人材の確保、人材育成及び業務効率化の取組の強化

#### 〈現状と課題〉

- 「介護サービス事業所実態調査」では、「介護人材が不足している」と回答した事業所は、全体で55.4%と半数以上になっており、特に施設系サービスにおいては61.2%が「介護人材が不足している」と回答しています。
- また、介護人材が不足している理由として、「従業者を募集しても、採用が困難である」との意見が最も多く挙がっています。

#### 〈方向性〉

- 令和7年（2025年）以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を計画的に進める必要があります。
- 介護人材の確保及び資質向上のため、県をはじめ、ハローワークや学校、介護事業者など関係機関と連携し、介護職のイメージアップを図るとともに、研修などを充実させていく必要があります。
- 国や県と連携し、介護ロボットやICTの活用など職場環境の整備に向けた取組を支援する必要があります。
- 事業所で行っている特色のある取組などを把握し、広く周知していく必要があります。
- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得及び上位の加算を取得できるよう事業所を支援する取組が必要です。
- 介護従事者の負担軽減のため、文書量削減に係る取組を行っていく必要があります。

⇒【主な関連施策】基本目標2施策（2）介護人材の確保

---

---

## 第4章 計画の基本的な考え方

---

---

### 1 基本理念

本市では、市政における最上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」において、「笑顔みちる水都 とくしま」を目指すまちの姿（将来像）に掲げ、多くの人々にそこに住みたい、住み続けたいと思ってもらえる、市民満足度の高いまちの実現（笑顔倍増）を目指すこととしています。

また、総合ビジョンの中で、目指すまちの姿の実現に向けて今後進めていくまちづくりの基本目標の一つを、「つなぐ」まち・とくしまと定め、本市の強みを生かした少子高齢化・人口減少対策により、次世代を育み、高齢者や障害者など、誰もが安心して活躍できる持続可能なまちづくりを進めることとしています。

さらに、総合ビジョンを地域福祉の分野から実現するための計画として定められた「第2期地域福祉計画」では、日々生活を行う場である身近な地域社会において、住民の一人一人が住み慣れた地域で障害の有無や年齢等に関わらず、安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしており、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として福祉施策を展開することとしています。

一方、国においては「地域共生社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

これら本市が定めるまちづくりに関する諸計画や方針、前章で整理した本市の高齢者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、第7期計画で推進してきた施策を発展させ、計画の連続性と整合性を維持するため、引き続き本計画における基本理念を次のとおり定めます。

**高齢者が住み慣れた地域で  
安心して暮らせるまちの実現**



## 2 基本目標と施策

基本理念をより具体化するために基本目標を定め、これを達成するために取り組むべき施策を次のとおり定めます。

### 基本目標1 地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの推進）

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、85歳以上人口の増加が見込まれる令和22年（2040年）を見据え、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）を強化するとともに、地域包括ケアシステムを推進していくため、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、行政・市民・事業者・関係機関が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人一人が健康でいきいきと安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

#### 施策1 いつまでも元気で暮らせる介護予防・健康づくりの推進

セルフケアマネジメントの視点に立った健康の保持と増進を図るとともに、生活習慣病予防の観点から踏まえた保健事業と介護予防の一体的な取組を通じ、心身ともに自立した状態で健康的に日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

#### 施策2 生きがいのある地域づくりと「社会参加」の促進

社会参加には様々なニーズと方法があることに留意し、趣味や娯楽、学習や就業、敬老活動やイベントなどの活動の機会の充実を図るとともに、介護予防にもつながる就労的活動や高齢者が企画・運営する多様な通いの場づくりを支援することで、高齢者が役割と生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

#### 施策3 地域包括ケアシステムの推進と福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築、深化、推進を目指します。

#### 施策4 安心して暮らすことができる支え合いの地域づくり

高齢者が在宅での生活を安心して継続することができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、災害に備えた避難行動の理解促進に取り組み、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

## 施策5 認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくり

介護予防や社会参加等を通じた認知症予防を推進するとともに、認知症になっても、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで生活上の困難を減らし、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

## 施策6 医療と介護の連携推進

医療と介護を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら、人生の最後まで自分らしい生活が続けることができる地域社会を実現するため、PDCAサイクルに沿って在宅医療・介護連携推進事業を推進するとともに、認知症施策や看取りに関する取組を強化します。

## 基本目標2 高齢者を支える介護体制づくり

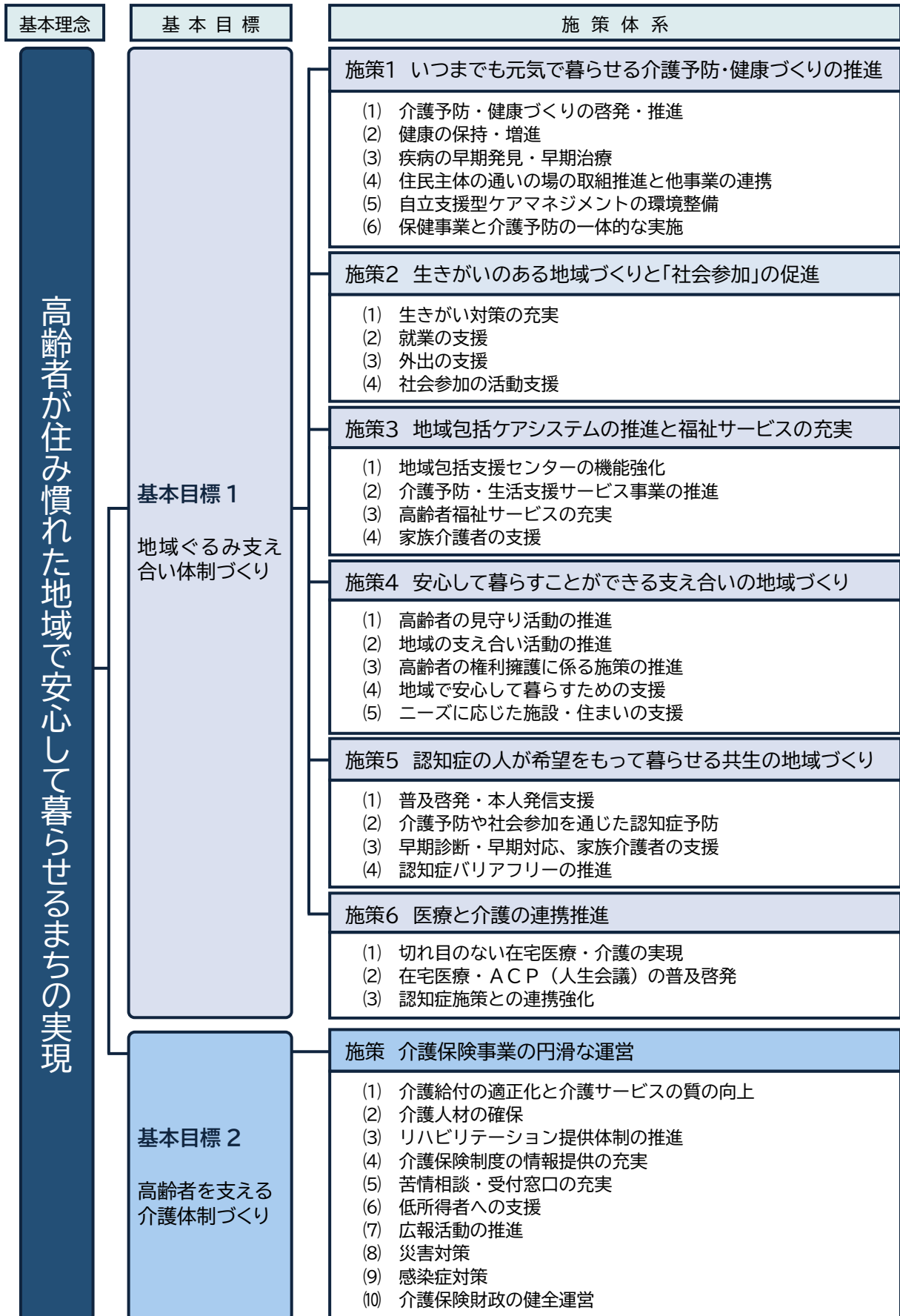
高齢者等が、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、必要な人に過不足のない適切なサービスが提供されるよう持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

## 施策 介護保険事業の円滑な運営

介護サービスの円滑な提供を図るため、介護給付の適正化対策など、サービスの質を高める取組を推進するとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

また、介護現場の持続可能性を確保するため、介護人材の確保を図るための施策を推進します。

### 3 施策の体系



## 第2編 各論

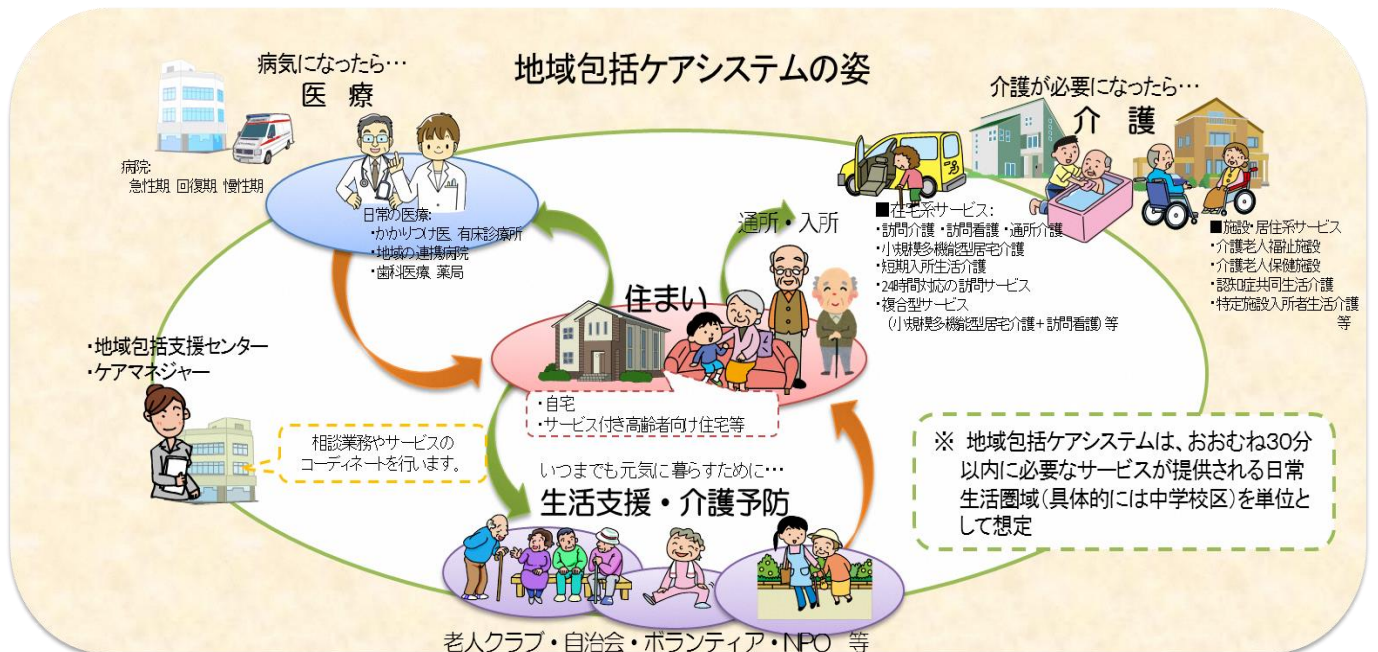
# 第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり (地域包括ケアシステムの推進)

### ～地域包括ケアシステムとは～

「地域包括ケア」は、「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で、人生の最期まで自分らしい生活を送りたい」と望む人が、医療や介護などの必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように地域ぐるみで支える、という考え方で、また、地域包括ケアを実現するための仕組み・体制のことを「地域包括ケアシステム」と言います。

地域によって異なる特色や住民ニーズ、社会資源などを見極め、それらの地域事情を加味した上で有効に作用する仕組みづくりを構築するとともに、取組内容の分析・評価によるシステムの深化・推進が求められています。

【地域包括ケアシステムの姿】



出典：厚生労働省資料

## 【地域包括ケアシステムの概念図】



## 地域包括ケアシステムの概念図について

専門的なサービスである「医療」「介護」「保健・福祉」の葉っぱ部分と、その前提としての「すまい」（植木鉢）と「生活支援・福祉サービス」（土）が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えています。

### ①すまいとすまい方（植木鉢）

生活の基盤としての住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが前提となります。

【主な関連施策】施策4（5）ニーズに応じた施設・住まいの支援

### ②介護予防・生活支援（土）

専門職の関わりを受けながらも、その中心はセルフマネジメントや地域住民等も含めた多様な主体の自発性や創意工夫により支えられるしくみであり、「地域づくり」の領域になります。

【主な関連施策】施策1（4）住民主体の通いの場の取組推進と他事業の連携、施策3（2）介護予防・生活支援サービス事業の推進、施策4（2）地域の支え合い活動の推進

### ③介護・医療・保健（葉っぱ）

個人の抱える課題にあわせて介護、医療、保健等がそれぞれの専門職によって連携し、一体的に提供されるしくみ。必要に応じて、介護予防・生活支援とも一体的に提供されます。

【主な関連施策】施策1（3）疾病の早期発見・早期治療、施策6 医療と介護の連携推進、基本目標2 高齢者を支える介護体制づくり

### ④本人の選択と本人・家族の心構え（敷物）

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人及び家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要となります。

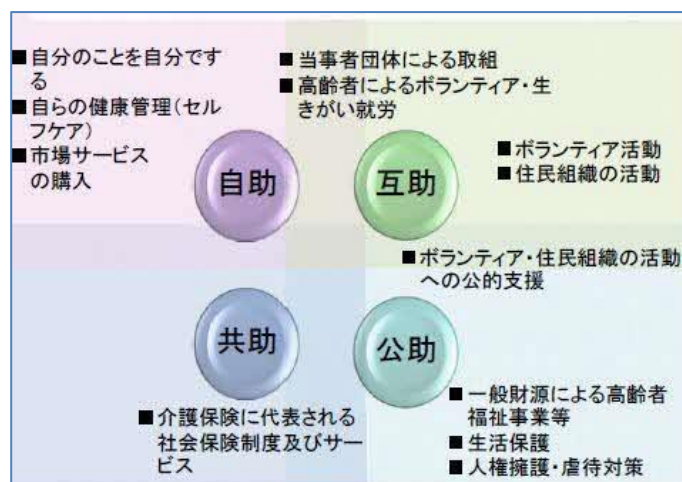
【主な関連施策】施策3（4）家族介護者の支援、施策6（2）在宅医療・ACP（人生会議）の普及啓発



## 地域包括ケアシステムの担い手 ～自助・互助・共助・公助の役割～

地域包括ケアシステムでは、「自助」をベースに、住民同士やボランティアによる助け合い活動である「互助」を活用し、自助、互助、共助、公助を組み合わせて、高齢者の在宅生活を支えていくことを目指しています。

従来の社会保険制度等を維持しつつ、「自助」と「互助」の部分を充実させることで、これまで以上に個人や地域のニーズに合ったきめ細かいケアやサービスの提供が可能になるほか、社会保険制度の持続可能性を高めることが期待されています。



### 互助を手厚くするには

#### 地域に既にある互助を見つけ、育む

- ご近所づきあい
- 町内会
- 老人クラブ
- 校区社協
- 協同組合など



#### 制度を活用して、新たな「互助」を生み出し、育てていく

- 生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体
- 介護支援ボランティア
- 認知症サポーター・チームオレンジ
- 認知症地域支援推進員
- 住まいの確保支援・生活支援



出典：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

## 施策1 いつまでも元気で暮らせる介護予防・健康づくりの推進

### 【取組の方向性】

- ◇機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチはもとより、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行い、多様な社会参加や介護予防ができるバランスの取れた取組を推進します。
- ◇元気なときから切れ目なく、住民が主体的に参加できる介護予防の環境づくりに努めます。
- ◇一般介護予防事業を効果的に推進するために、生活支援体制整備事業や地域ケア会議との連携を図ります。
- ◇徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお 21（第2次）」に基づき、生活習慣病の予防や早期発見、社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上等により、「健康寿命」の延伸を目指します。
- ◇高齢者の要介護状態の発症予防に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と通いの場等介護予防の取組について連携を進めるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
主観的健康観が「とても健康」+「まあ健康」の割合	71.7%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
手段的自立度（IADL）が5点の割合	82.4%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
新規要介護等認定者の平均年齢	80.6歳 (H30)	上げる	介護保険総合データベース(H30)
住民主体の通いの場の箇所数	46か所	51か所	介護予防・日常生活支援総合事業等の実施状況に関する調査(R1実施分)
通いの場へのリハビリテーション等の専門職派遣人数	238人	262人	いきいき百歳体操・地域リハビリテーション支援事業延派遣人数

## (1) 介護予防・健康づくりの啓発・推進

① 介護予防普及啓発事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課 保 健 セ ン タ ー
<p>地域活動の育成に努めるとともに、介護予防に資する基本的な知識を啓発するため、高齢者に対するパンフレット等を作成配布するほか、介護予防高齢者大学等の講演会・教室を開催します。また、健康寿命の延伸に向けて、保健センターでは高齢者の健康づくりに関する健康教育や健康相談等の保健事業を行います。</p>	
② 高齢者「新しい生活様式」実践応援事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課
<p>令和2年度(2020年度)に新しい生活様式の下で、高齢者にスマホ等で正しい情報を取得していただくために、スマートフォン活用支援講座をモデル的に実施します。この結果を踏まえて、多様な情報取得支援を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、介護予防・健康づくりに関する普及啓発を推進します。</p>	
③ 介護予防把握事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課
<p>地域包括支援センター職員及び各地区の在宅介護支援センターの職員が、高齢者の居宅を訪問し、運動機能、認知機能、口腔機能の低下及びうつ、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、一人一人の生活や運動の状態に応じた介護予防活動を促します。</p>	
④ いきいき支援事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課
<p>高齢者自らが自主的に活動に参加し、地域での介護予防に向けた取組を推進するため、介護予防・いきがい教室や介護予防パンフレットの作成などの各種事業を老人クラブに委託して実施します。</p>	
⑤ 健康教育、健康相談【一般介護予防事業】	保 健 セ ン タ ー
<p>65歳以上を対象とした運動教室(きっかけ運動教室・からだが好きフィットネス教室・らくらくエクササイズ・元気にエクササイズ)や介護予防教室(のぼそう!!健康寿命教室・若返り力アップ教室)を実施するとともに、運動以外についての健康教育や地区公民館等での高齢者の集まりにおいても出前講座等を実施します。健康相談については、保健センター内で実施する専門職による健康相談に加え、地区公民館等においても相談を実施します。</p>	
<p>「保健事業と介護予防の一体化」を推進しながら、生活習慣病やロコモティブシンドローム予防、健康寿命の延伸を他課と協働しながら、市民の健康の保持増進を図ります。</p>	
⑥ 歯・口腔の健康推進に関する事業	保 健 セ ン タ ー
<p>生涯を通じて歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制することは、高齢期での口腔機能の維持や生活習慣病予防につながります。このため、広報活動により、むし歯及び歯周病について、食生活との関連も含めた正しい知識と予防方法の普及に努めるほか、歯及び口腔の健康づくりのための相談体制の充実を図ります。</p>	



## (2) 健康の保持・増進

① 運動習慣の推進に関する事業	保健センター
保健センターや各地区等において、運動についての教室・ウォーキングイベント・講座を実施することで、生活習慣病予防やロコモティブシンドローム予防などについての普及・啓発に努めます。	
② 栄養・食生活に関する事業	保健センター
適切な栄養摂取や食生活を促すための栄養教室を開催し、栄養バランス等の知識や技術を習得するための機会を提供するとともに、管理栄養士による栄養相談やホームページ等の広報媒体を活用し、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を目的とした栄養や食生活についての正しい知識の普及を図ります。	
③ 元気高齢者づくり事業【一般介護予防事業】	高齢福祉課
高齢者の健康で自立した生活の継続を目的に、公民館やコミュニティセンター等で、徳島大学、NPO 法人及び地域が一体となって、軽量のダンベルやゴムチューブを使った軽度の運動教室を実施し、高齢者の健康、体力の維持・増進を図ります。	
④ いきいき百歳体操普及啓発事業【一般介護予防事業】	高齢福祉課
住民主体の通いの場の充実と、リハビリテーション専門職を生かした自立支援の視点による筋力向上のための体操の普及を目的に、地域住民が主体となって運営するいきいき百歳体操に対し理学療法士を派遣するなどの支援を行います。	
⑤ 高齢者マッサージ施術費助成	高齢福祉課
健康の維持増進を目的に、高齢者マッサージ券を交付し、施術を受ける人に対し、施術に要した費用の一部を助成します。	

## (3) 疾病の早期発見・早期治療

① 健康診査、がん検診	保健センター
様々な機会を活用し、発症予防・重症化予防につながる健康診査・検診の大切さを広く周知し、健康診査・がん検診の受診率向上に努めます。 また、健診結果に応じた受診勧奨や生活習慣の改善に向けた指導等を行います。	
② 初期救急医療体制の充実	保健センター
夜間、休日等に救急医療を必要とする人に対し、応急的な診療を行うため、夜間休日急病診療所を開設しています。 また、休日等における歯科の初期医療に対応するため、徳島市歯科医師会休日救急等診療	

所の運営等について補助しています。

徳島市民のみならず他市町村民にとっての初期救急医療の拠点としての役割を踏まえ、今後も夜間・休日の初期救急医療体制の充実に努めます。

#### (4) 住民主体の通いの場の取組推進と他事業の連携

① 住民主体の通いの場づくり事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課
----------------------------	-----------

高齢者を含む住民が通う場を運営する団体等を支援し、地域住民の交流の機会を持つことで、社会的孤立を防止するとともに、高齢者の健康、体力の維持を図ります。

② 地域リハビリテーション支援事業【一般介護予防事業】	高 齢 福 祉 課
-----------------------------	-----------

住民主体の通いの場実施団体、介護サービス事業所の職員等、高齢者の介護予防に携わる専門職等を対象に、機能回復や日常生活動作等に関わる知識・技術の伝達を行い、専門職等の介護技術や資質の向上による介護予防効果の向上及び地域における介護予防の取組の機能強化を図ります。

③ いきいき百歳体操普及啓発事業【一般介護予防事業】(再掲)	高 齢 福 祉 課
--------------------------------	-----------

住民主体の通いの場の充実と、リハビリテーション専門職を生かした自立支援の視点による筋力向上のための体操の普及を目的に、地域住民が主体となって運営するいきいき百歳体操に対し理学療法士を派遣するなどの支援を行います。

#### 他事業との連携

④ 生活支援体制整備事業(施策4(2)①)との連携	高 齢 福 祉 課
---------------------------	-----------

生活支援体制整備事業を進める中で、「生活支援コーディネーター」や地域住民などで編成される「協議体」において、通いの場などの地域資源を把握・共有して必要となる住民に提供するとともに、地域のニーズに応じて、通いの場の開設に向けての支援を行います。

⑤ 地域ケア会議(施策1(5)①)との連携	高 齢 福 祉 課
-----------------------	-----------

個別地域ケア会議においては、住民主体の通いの場などのインフォーマルサービスを含めた支援を検討します。

⑥ 介護予防普及啓発事業(施策1(1)①)との連携	高 齢 福 祉 課
---------------------------	-----------

高齢者に対するパンフレット等作成やホームページでの情報発信の機会を通じて、住民主体の通いの場などの情報を発信します。

⑦ 介護予防把握事業(施策1(1)③)との連携	高 齢 福 祉 課
-------------------------	-----------

介護予防普及啓発事業において、一人一人の生活や運動の状態に応じた介護予防活動を紹介する際に、住民主体の通いの場を含めて情報提供します。

## 体操等の「通いの場」が、まちを変える。

- 参加すること、体操することで、元気になる
- 集まることで、地域がつながる
- つながる地域が、まちを変える



### まずは体操等の「通いの場」づくりから

#### 身体を動かしたりする身近な場所…これをたくさん用意する

- 週1回集まって、30分~60分程度の軽い体操+お茶を飲む
- 歩いて5~10分で行ける身近な場所
- 中心は70代~90代の人。誰でも参加可能
- 週1回の軽い体操以外に、健康教室、料理教室、サロンなどのメニューももちろんOK。無理のない範囲で実施を
- 住民がお客さん(客体)ではなく、主体となることも重要



体操等の「通いの場」を作っても、最初は人が集まらないこともありうる。口コミで徐々に利用者を増やすなど、地道に取り組みを続けることが大事。交流会やポイントへの反映、表彰を行うなど工夫や仕掛けも考える。人々の集まりは、「互助」の基盤にもなる。

出典：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

## (5) 自立支援型ケアマネジメントの環境整備

### ① 地域ケア会議の充実

高 齢 福 祉 課

地域ケア会議は、高齢者の能力を生かした自立支援に資するケアマネジメントとなるよう医療・介護関係者ら多職種が協働して検討するとともに、これらの検討を通じて明らかになった資源不足等の地域課題について、資源開発等解決へ向けた検討を行います。検討内容により「地域ケア個別ケース会議（自立支援型ケア会議、支援困難個別ケース会議）」、「地域ケア推進会議（全体会議）」等に分けて実施します。

介護支援専門員が抱える支援困難事例や地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行うほか、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域に不足している社会資源の把握及び開発につながるよう会議を開催しています。

### 他事業との連携

### ② 介護予防普及啓発事業【一般介護予防事業】（施策1（1）①）との連携

高 齢 福 祉 課

介護予防の普及啓発の中で、自立支援の理念に基づいた介護保険の利用や自立支援型ケア会議について、情報発信を行います。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

### ③ 生活支援体制整備事業（施策4（2）①）との連携

高 齢 福 祉 課

生活支援体制整備事業を進める中で、「生活支援コーディネーター」や地域住民などで編成される「協議体」において把握した、地域における健康づくりや、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域における介護保険以外の様々な社会資源等について利用者や担当介護支援専門員に情報提供を行い、自立支援に資するケアプランの作成を図ります。

## 解決に向けて知恵を出し合う場「地域ケア会議」

### 「地域ケア会議」は 専門職が知恵を持ち寄る場



### どうすれば変えていけるのか

- 1 「その人にとっての普通の生活を取り戻すために、なにができるか」を会議の目的にする  
※軽度の方から始めてみるのも一つのやり方  
※潜在的ニーズを把握する工夫も重要
- 2 市町村が主体的に開催し、先行事例などを参考にまずはやってみる、回を重ねる
- 3 様々な専門職の知恵を借りるとともに、介護保険などの制度によるサービスに限らず、生活の支えとなるものを広く活用  
※生活支援コーディネーターの知恵も活かす  
(生活支援コーディネーターは、SC協議体などで得た地域の知恵を、会議の場でフル活用)  
※制度外のサービスをできるだけたくさんみつけ、掘り起こしておくことも重要
- 4 対応が抜けている施策は、市町村が制度化  
※少なくともその姿勢をもつ

出典：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

## (6) 保健事業と介護予防の一体的な実施

① 保健事業と介護予防の一体的な実施	保健福祉政策課 保健センター 高齢福祉課
--------------------	----------------------------

KDBシステムを活用し医療レセプト・健診・介護レセプトのデータ等の分析を行い、重症化予防・介護予防対象者や地域の健康課題を把握するとともに、庁内外の関係者間で健康課題の共有や関連事業との調整を図りながら、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて企画・調整・分析・評価を行います。

また、対象となる高齢者に対しては、訪問指導等の個別的支援を行うとともに、庁内外の取組と連携しながら、介護予防の普及啓発や通いの場等への参加勧奨を行います。

### 他事業との連携

② 介護予防把握事業（施策1（1）③）との連携	高齢福祉課
-------------------------	-------

事業実施に当たっては、保健部門や介護部門との連携を強化し、特に医療や介護につながない高齢者を重点的に訪問します。



## 施策2 生きがいのある地域づくりと「社会参加」の促進

### 【取組の方向性】

- ◇生涯学習、健康づくり、スポーツ活動、多世代交流等のイベント・各種講座等の情報やボランティア活動、地域活動等に関する情報を収集し、高齢者の多様な価値観やライフスタイルに応じた社会参加に必要な情報を提供できるよう環境の整備に努めます。
- ◇高齢者に就労意欲がある限り、これまで積み重ねてきた知識や経験・技能を生かしつつ、その心身やその他個別の状況に応じた形態で働くことのできる社会の実現に向け、関係機関や関係団体と連携しながら支援に努めます。
- ◇加齢や身体状況に応じた公共交通機関等の移動手段の確保、並びに安心して外出できる環境の整備により、外出の促進に努めます。

### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
ボランティア等に参加している高齢者の割合	14.4%	15.8%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
スポーツ関係のグループ等に参加している高齢者の割合	20.9%	23.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	29.5%	32.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	12.3%	13.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
収入のある仕事をしている高齢者の割合	27.7%	30.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
閉じこもりのリスク	17.8%	16.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)

### (1) 生きがい対策の充実

#### ① 高齢者に必要な情報の収集及び提供サービスの充実

高齢福祉課

生きがいづくりのきっかけとなるよう、生涯学習、健康づくり、ボランティア活動、地域活動や毎日の暮らしに役立つ介護や医療の情報等、多岐にわたる様々な高齢者に必要な情報を一元化し提供できるよう環境整備に取り組めます。

② 老人クラブの育成	高 齢 福 祉 課
------------	-----------

高齢者が自ら教養を高め、社会参加の促進や豊かな生活が送れることを目指した高齢者の生きがいがづくりと健康づくりを推進するため、高齢者の自主的な活動団体である老人クラブの育成に努めます。

③ 敬老行事の推進	高 齢 福 祉 課
-----------	-----------

市民に高齢者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、高齢者の意識の高揚に努めるため、各種の敬老行事（慶祝訪問、敬老会補助、ダイヤモンド婚・金婚式等）を推進します。

④ 高齢者文化活動事業の推進	高 齢 福 祉 課
----------------	-----------

福祉大会や高齢者文化祭の開催を通じて、高齢者が日頃の趣味等を生かした文化活動等の成果の発表の場を提供し、高齢者の文化活動と意欲の向上に努めます。

⑤ 生涯学習の推進	社 会 教 育 課
-----------	-----------

各地区公民館を拠点として実施している各種の講座等を通し、高齢者の地域参加を促進するとともに、高齢者自身が地域の諸課題の解決に向けて積極的に活動できる場の拡充に努めます。

⑥ ふれあい健康館を活用した生涯学習事業（コミュニティカレッジ）	保 健 福 祉 政 策 課
----------------------------------	---------------

ふれあい健康館の会議室等を利用し、「健康・運動」「趣味・教養」「手工芸・園芸」講座、パソコン講座、親子で参加できる講座など、市民ニーズに沿った生涯学習や文化活動を実施し、世代間交流の場を提供することで、健康づくり・生きがいがづくりを推進します。

また、ふれあい健康館ボランティアを募集し、その活動・交流を通じ、余暇の有効利用、生きがいがづくりを応援します。ボランティアとの協働により、生涯学習や生きがいに関する講座を開催するとともに、市民が日頃から行っている創作講座や学習活動の成果の発表や各種研修等の場を提供します。

⑦ 生涯スポーツの推進	ス ポ ー ツ 振 興 課
-------------	---------------

気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するため、「徳島市民スポ・レクフェスティバル」をはじめとする多様なイベントを開催し、生涯スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

関係団体との円滑な連携を図りながら、多様なイベントを開催するとともに、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供や指導者の育成など、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。



## (2) 就業の支援

① シルバー人材センターへの支援	高 齢 福 祉 課
------------------	-----------

公益社団法人徳島市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的として活動しています。

会員拡大のため、健康で働く意欲のある高齢者に向けた普及・啓発活動として、「広報とくしま」や「シルバーとくしま」等を活用するとともに、働く場の拡充等、シルバー人材センター事業を発展させるため一層の支援に努めます。

② 関係機関・団体との連携	高 齢 福 祉 課
---------------	-----------

意欲と能力のある限り働くことのできる社会の実現に向け、関係機関や関係団体と連携を図りながら、高齢者の「雇用の創出」や「雇用の場の確保」の取組を展開するとともに、新たなネットワークづくりや就労的活動支援コーディネーターの設置を検討します。

## (3) 外出の支援

① 高齢者にやさしいまちづくりの推進	都 市 政 策 課
--------------------	-----------

すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、生活関連施設等が「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の整備基準に適合するように事前協議を義務付け、指導・助言等を行います。

また、公共施設、公園、道路の事業課を対象にバリアフリーへの理解・意識を高めるための講習を行います。

② 交通安全啓発事業の推進	市 民 生 活 課
---------------	-----------

高齢者が安心して外出ができるよう、警察署や関係団体等と連携して交通安全教室や各種交通安全イベントを実施し、市民の交通安全意識の浸透を図ります。

また、高齢者を対象とした交通安全教室では、重大化しやすい歩行中や自転車乗車中の被害事故に重点を置いた講習を実施し、交通事故防止に努めます。

③ 高齢者へのバス無料乗車券等の交付	高 齢 福 祉 課
--------------------	-----------

高齢者が健康で生きがいを持ち、豊かな老後生活を送れるように積極的な社会参加を促進するため、市内在住の70歳以上の低所得高齢者に徳島市バス無料乗車証の交付を行います。

また、徳島市バス無料乗車証交付制度を補完するため、市営バス無料乗車証の交付対象者のうち、市周辺部の市営バス未導入地域に居住する者を対象に、民間バスの徳島バスに無料で乗車できる高齢者特定回数乗車券の交付を行います。

#### (4) 社会参加の活動支援

「施策2(1) 生きがい対策の充実」「施策2(2) 就業の支援」「施策2(3) 外出の支援」に加えて、地域での活動やボランティア活動を推進するとともに、介護予防普及啓発事業や生活支援体制整備事業と連携して、個々の高齢者に応じた多様な主体による社会参加の情報を提供します。また、就労的活動支援コーディネーターの配置等を検討し、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とのマッチングを通じて、新たな社会参加の支援を目指します。

① 協働による地域づくりの推進	市民協働課
-----------------	-------

平成29年度から地域と市がより一層連携し、様々な地域の課題を解決するための仕組み「新たな地域自治協働システム」の構築を進めています。平成29年度から令和元年度にかけて実施されたモデル事業において、対象となった4地域では、地域まちづくり計画を策定しました。

今後はモデル地域に続く新しい地域の拡充を図り、また市内における制度や体制についての検討を進めて、本市の実情に適したシステムの構築に取り組んでいきます。

② 地域住民によるボランティア活動の促進	保健福祉政策課 高齢福祉課
----------------------	------------------

ボランティアセンターを運営する徳島市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図ります。

#### 他事業との連携

③ 介護予防普及啓発事業【一般介護予防事業】(施策1(1)①)との連携	高齢福祉課
-------------------------------------	-------

介護予防の普及啓発の中で、社会参加につながる事業や取組について、情報提供を行います。

④ 生活支援体制整備事業(施策4(2)①)との連携	高齢福祉課
---------------------------	-------

生活支援体制整備事業を進める中で、「生活支援コーディネーター」や地域住民などで編成される「協議体」において把握した、地域における健康づくりや、老人クラブ活動、ボランティア活動等の様々な社会資源等について、地域住民に情報提供を行うとともに、就労的支援コーディネーターを設置することで、介護サービス利用者や認知症高齢者を含めた多様な高齢者の社会参加を目指します。

### 施策3 地域包括ケアシステムの推進と福祉サービスの充実

#### 【取組の方向性】

- ◇地域包括支援センターの評価の結果に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を確保します。
- ◇市民の地域包括支援センターに係る認知度を高めるとともに、地域包括支援センターの活動内容の理解の浸透を図ります。
- ◇介護予防・生活支援サービス事業については、市民からサービス創出の機運が高まった際に集中的に取り組み、協働して仕組みをつくっていきます。
- ◇生活支援等の担い手について、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、協議体、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）が中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- ◇高齢者が、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心に、地域の特性や実情に配慮した福祉サービスの整備・提供に努めます。
- ◇家族介護者支援について、介護者の仕事をはじめとする社会参加の継続維持、生活及び人生の質の充実維持の確保の視点を加えることで、要介護者の介護の質・生活・人生の質の確保を目指します。

#### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	39.7%	43.7%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
地域包括支援センターの権利擁護事業・虐待に関する相談件数	4,642件	4,781件	
地域包括支援センターの支援困難事例に関する相談件数	681件	701件	
地域ケア会議の個別会議の検討件数	39件	43件	
生活支援コーディネーターの認知度	1.6%	8.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
過去1年間に介護のために主な介護者が仕事を辞めた割合	4.8%	下げる	在宅介護実態調査(H30～R1)

## (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括ケアシステムを構築していく上での中核的機関としての役割も担っています。本市では、一般社団法人徳島市医師会への事業委託により地域包括支援センターを1か所、地域の相談窓口として在宅介護支援センターを14か所設置しています。

運営に当たっては、高齢者人口や相談件数、運営方針、業務に関する評価の結果等を勘案して、3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を確保します。また、地域包括支援センターの体制強化と事業の質の向上を図るため、保険者機能強化推進交付金等を有効に活用するとともに、運営協議会と連携しながら定期的な事業の点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行います。

また、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービス等の事業を効果的に推進するため、当該事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を強化します。特に、地域のつながりの強化という観点から、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化します。

① 介護予防ケアマネジメント事業	介護保険課 高齢福祉課
------------------	----------------

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うという自立支援の考え方を基本とした介護予防ケアプランを作成し、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）、地域における健康づくりや老人クラブ活動、ボランティア活動等の社会資源の組み合わせによる適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

② 総合相談支援・権利擁護事業	高齢福祉課
-----------------	-------

地域包括支援センター業務への理解と協力を得るための広報活動を行い、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応します。また、支援を必要とする高齢者に、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、関係者のネットワークの構築に取り組みます。

さらに、重層的な課題や権利侵害行為にあっている、あるいは自ら権利主張や行使をすることができない状況にある等の高齢者等に対して、相談や対応、支援を専門的に行えるよう、職員の育成、資質向上に取り組みます。

③ 包括的・継続的マネジメント事業	高 齢 福 祉 課
-------------------	-----------

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医や介護支援専門員等との多職種協働や、関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントが実現できるよう後方支援を行います。

地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係者と連携し、事例検討会や研修会を実施します。また、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員のネットワークの構築を図るとともに、介護支援専門員が抱える困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係者、関係機関との連携のもとで支援方法を検討し、指導助言等を行います。

④ 地域ケア会議の充実（再掲）	高 齢 福 祉 課
-----------------	-----------

地域ケア会議は、高齢者の能力を生かした自立支援に資するケアマネジメントとなるよう医療・介護関係者ら多職種が協働して検討するとともに、これらの検討を通じて明らかになった資源不足等の地域課題について、資源開発等解決へ向けた検討を行います。検討内容により「地域ケア個別ケース会議（自立支援型ケア会議、支援困難個別ケース会議）」、「地域ケア推進会議（全体会議）」等に分けて実施します。

介護支援専門員が抱える支援困難事例や地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行うほか、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域に不足している社会資源の把握及び開発につながるよう会議を開催しています。

他事業との連携
---------

⑤ 認知症施策との連携（施策5）との連携	高 齢 福 祉 課
----------------------	-----------

認知症初期集中支援チーム（施策5（3）①）や認知症地域支援推進員（施策5（3）②）、チームオレンジコーディネーター（施策5（4）②）を配置し、介護予防ケアマネジメント事業、包括的支援事業等と情報・課題を共有することで、地域における相談支援の機能を強化します。

⑥ 在宅医療介護連携推進事業（施策5（1）①）との連携	高 齢 福 祉 課
-----------------------------	-----------

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職等の医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種との連携を進めるため、課題検討会や各種研修会等を通じ、相互理解を深めるとともに、連携・協働による課題解決について検討します。

⑦ 生活支援体制整備事業（施策4（2）①）との連携	高 齢 福 祉 課
---------------------------	-----------

地域ケア会議等において、生活支援体制整備事業の「生活支援コーディネーター」や地域住民などで編成される「協議体」が把握した、地域における健康づくりや、老人クラブ活動、ボランティア活動等の様々な社会資源等について、情報提供を行うとともに、関係機関とともに地域の課題を共有し、解決策を検討します。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

① 介護予防ケアマネジメント事業（再掲）	介護保険課 高齢福祉課
----------------------	----------------

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うという自立支援の考え方を基本とした介護予防ケアプランを作成し、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）、地域における健康づくりや老人クラブ活動、ボランティア活動等の社会資源の組み合わせによる適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

② 訪問型サービス	介護保険課 高齢福祉課
-----------	----------------

地域における社会資源の活用・開発を図り、従前の介護予防訪問介護に相当する訪問介護員等によるサービス「訪問介護相当サービス」、幅広い事業者等により提供される緩和した基準によるサービス「訪問型サービスA」を実施しています。

住民主体による支援「訪問型サービスB」、保健・医療の専門職により提供される退院直後など身体状態の変化時に期間を限定して行う自立に向けての短期集中的なサービス「訪問型サービスC」等については、地域ケア会議等で地域課題を解決するために政策形成が必要となった際、あるいは住民からの機運が高まった際に集中的に取り組み、協働して仕組みをつくっていきます。

③ 通所型サービス	介護保険課 高齢福祉課
-----------	----------------

地域における社会資源の活用・開発を図り、従前の介護予防通所介護に相当する「通所介護相当サービス」に加え、保健・医療の専門職により提供される退院直後など身体状態の変化時に期間を限定して行う自立に向けての短期集中予防サービス「通所型サービスC」を実施しています。

住民主体による支援「通所型サービスB」については、地域ケア会議等で地域課題を解決するために政策形成が必要となった際、あるいは住民からの機運が高まった際に集中的に取り組み、協働して仕組みをつくっていきます。

「通所型サービスC」については令和2年8月現在、7か所の介護施設にて、週1回3か月で、運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上のプログラムを行っています。今後は、参加者が利用しやすい環境となるよう、利用施設の増加を目指します。

#### ④ その他の生活支援サービス

高齢福祉課

地域において自立した日常生活の支援を行うため、「栄養改善を目的とした配食」「住民ボランティア等が行う見守り」「訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援」等、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に実施することで効果的な生活支援サービスの検討については、地域ケア会議等で地域課題を解決するために政策形成が必要となった際、あるいは住民からの機運が高まった際に集中的に取り組み、協働して仕組みをつくっていきます。

#### 他事業との連携

#### ⑤ 地域ケア会議（施策1（5）①）との連携

高齢福祉課

地域ケア会議等における地域課題から、必要なサービス創出につなげるため、個別事例の検討だけでなく、地域ケア推進会議（全体会議）に生活支援コーディネーターの参加を依頼します。

#### ⑥ 生活支援体制整備事業（施策4（2）①）との連携

高齢福祉課

生活支援体制整備事業の「生活支援コーディネーター」や地域住民などで編成される「協議体」を通じて、住民のニーズの把握とサービス資源のマッチング等を行い、多様な主体による重層的な介護予防・生活支援サービス事業のサービス創出を目指します。

また、住民からの機運が高まった時に取り組めるように、生活支援コーディネーターや担当する市職員の育成のため、アドバイザーを設置するとともに、庁内における連携体制の構築を目指します。

### ～介護予防・日常生活支援総合事業とは～

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等の人に対する効率的・効果的な支援を目指すもので、本市では平成29年4月から実施しています。

総合事業は、要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された人が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」から構成されます。

なお、「一般介護予防事業」は施策1の中で事業ごとにその旨を明記しております。

【徳島市における総合事業】（令和2年度現在）

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

##### 介護予防・生活支援サービス事業

（要支援1・2、生活機能の低下が確認された人）

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・訪問型サービス（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA）
- ・通所型サービス（通所介護相当サービス、通所型サービスC）

##### 一般介護予防事業

（すべての高齢者）

- ・介護予防普及啓発事業
- ・元気高齢者づくり事業
- ・いきいき百歳体操普及啓発事業 など

### (3) 高齢者福祉サービスの充実

① 生活管理指導短期宿泊事業	高 齢 福 祉 課
基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホームで一時的に宿泊することにより日常生活に対する指導、支援を行い、要介護・要支援状態への進行を予防します。	
② 高齢者配食サービス事業	高 齢 福 祉 課
ひとり暮らし高齢者等で、食事の準備が困難な人に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供し、摂取状況の確認を行い、健康状態及び栄養状態の把握を行うとともに安否の確認等も行うことで、在宅生活の維持継続を支援します。	
③ 緊急通報システム設置事業	高 齢 福 祉 課
健康上の理由で日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置し、家庭での病気や事故等の緊急時に主に近隣の協力者等が対処することで、在宅での生活における不安の解消を図ります。	
④ 自立支援ホームヘルパー派遣事業	高 齢 福 祉 課
在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で日常生活の軽易な援助が得られない低所得者に対し、「軽度生活援助員」としてシルバー人材センターから必要な人材を派遣することにより、日常生活の援助を行い、在宅での自立した生活の継続を支援します。	
⑤ 日常生活用具給付事業	高 齢 福 祉 課
在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の日常生活用具を給付することにより、安心・安全な日常生活を支援します。	
⑥ ふれあい収集事業	市民環境政策課
自らごみを出すことが困難な一定の条件を満たす高齢者等を対象にごみを戸別収集し、希望に応じて声かけも行うふれあい収集事業を実施します。	
⑦ 社会福祉法人等介護サービス利用者負担軽減補助事業	高 齢 福 祉 課
低所得で特に生計の維持が困難である人に対し、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設等の介護サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担金を軽減した場合に、社会福祉法人等が軽減した費用の一部の助成を行うことにより、介護サービスの利用促進を図ります。	



⑧ 高齢者福祉電話設置事業	高 齢 福 祉 課
---------------	-----------

低所得で現に電話を保有しないひとり暮らし高齢者に対し、高齢者福祉電話を貸与することにより、緊急通報手段の確保を図ります。

また、福祉電話利用者に対し、福祉電話相談サービス事業として、徳島市社会福祉協議会に委託し、電話による安否の確認や各種の相談を行うことにより、孤独感の解消を図ります。

#### (4) 家族介護者の支援

---

① 家族介護教室の開催	高 齢 福 祉 課
-------------	-----------

高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対して、介護方法や介護予防等についての知識・技術の習得に加えて、「家族介護と仕事や社会参加、自分の生活の両立」「心身の健康維持・充実」の視点を取り入れた家族介護教室を企画・開催することで、要介護者の介護の質・生活・人生の質を確保することを目指します。

② 家族介護用品支給事業	高 齢 福 祉 課
--------------	-----------

要介護4又は5の認定を受けている在宅の要介護高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品の支給を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

③ 家族介護慰労金支給事業	高 齢 福 祉 課
---------------	-----------

介護サービスの利用や病院への入院等を行わず要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族に対して慰労金の支給を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

## 施策4 安心して暮らすことができる支え合いの地域づくり

### 【取組の方向性】

- ◇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における高齢者の見守り体制の充実を図ります。
- ◇高齢者の多様なニーズへの対応を図るとともに、民生委員・児童委員、サービス提供者、コミュニティ協議会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、地域の支え合いによる支援体制の整備を進めます。
- ◇高齢者の虐待防止について、市民や関係機関に分かりやすい広報・啓発活動を行うことで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇成年後見制度について周知を図り、利用の促進を図ることで、高齢者の権利、財産が守られるよう支援体制の充実を図ります。
- ◇災害時の対応は「徳島市地域防災計画」に基づくとともに、災害時、避難に支援を必要とする要配慮者となる高齢者等については、地域における互助を基本とした避難支援体制の整備を図ります。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で生活を送るために必要な、高齢者の生活環境に対応する良質な住宅の確保や住宅のバリアフリー化にかかる資金への支援などを推進します。

### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
老後も安心して生活できると感じる市民の割合	38.5%	45.3%	R1 市民満足度調査
見守りネットワーク（とくしま見守りねっと）登録事業者数	24 か所	28 か所	
「成年後見制度」を知っている人の割合	43.1%	47.4%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)

## (1) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域の見守り活動の推進	高 齢 福 祉 課 保 健 福 祉 政 策 課 障 害 福 祉 課
---------------	---

高齢者や障害者等を対象に、新聞販売店やガス・電気事業者等の協力事業所や関係機関等による見守りネットワーク（とくしま見守りねっと）を構築し、それぞれの日常業務の中での見守り活動や安否確認を実施することにより、安心して暮らせる地域づくりを行います。

業種によっては、各地域を訪問する回数が少ない場合もあるため、できる限り多くの業種・団体に協力してもらうよう努めます。

② 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の推進	市 民 生 活 課
----------------------------	-----------

地域で活動する福祉団体や警察、金融機関、県、市など高齢者等を取り巻く団体による「徳島市消費者被害防止ネットワーク」を活用し、高齢者や障害者等の消費者被害の防止のための広報や啓発、見守り活動に積極的に取り組みます。

## (2) 地域の支え合い活動の推進

① 生活支援体制整備事業の推進	高 齢 福 祉 課
-----------------	-----------

生活支援体制整備事業では、地域づくりに向けたコーディネーター役となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と、多様な主体が連携する場である「協議体」を設置することで、地域の自助・互助の拡充を図り、地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進しています。

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」に加え、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置を検討します。

また、協働による地域づくりの推進（施策2（4）①）との連携を図りながら、「協議体」の設置数の拡大を図り、令和7年度（2025年度）には全ての行政地区で協議体の設置を目指します。

## 互助を見つける・育む | ①生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

### SCの役割

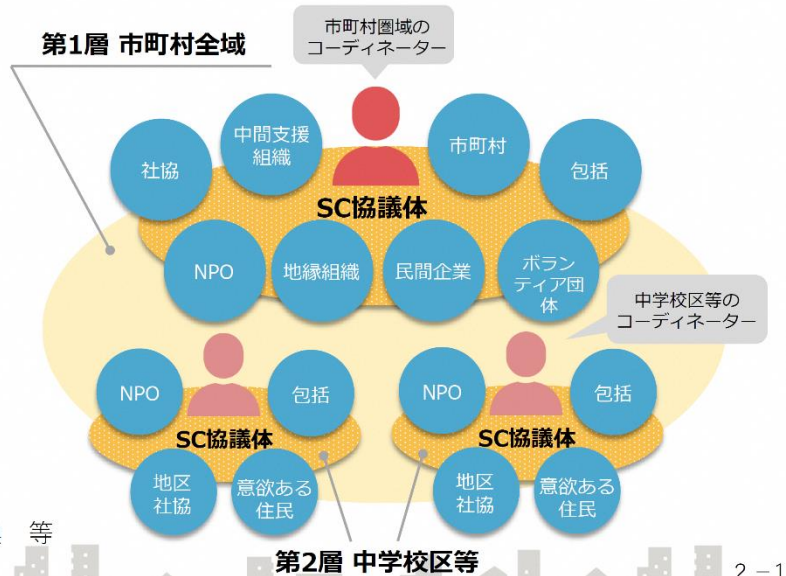
- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

### SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある者、市民活動への理解がある者等がよい

### SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換 等



出典：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

② 社会福祉協議会の充実支援	保健福祉政策課
----------------	---------

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人であり、市民が主体となった自主組織で、地域の福祉の増進を図るため在宅福祉事業等を実施し、福祉活動のリーダー役として地域の中で重要な役割を果たしています。また、地区社会福祉協議会においては、地域単位で特色のある福祉活動を推進しています。

多様化する地域福祉ニーズに対応し、地域の特性を踏まえた事業の展開を推進していくため、住民参加の社会福祉活動の促進など社会福祉協議会の活動を財政支援するとともに、ホームページにおいて社会福祉協議会の活動の広報・周知を行うなど、地域福祉の充実を図ります。

③ ボランティア活動の支援	保健福祉政策課
---------------	---------

徳島市社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターの運営を支援し、ボランティア活動に対する市民の関心を高めます。

また、災害時に被災者及び各関係期間との連携・調整を行う役割である災害ボランティアコーディネーターの養成や実地訓練の実施など、災害発生時において、迅速な対応をとることができるよう支援します。

### (3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止の推進	高 齢 福 祉 課
--------------	-----------

高齢者虐待の早期発見、見守りや保健医療福祉サービスの介入、関係専門機関介入支援等を迅速・効果的に行えるようネットワークの構築を図ります。

また、高齢者虐待を未然に防止できるよう、高齢者虐待に関する正しい知識と理解のための普及啓発を行います。

② 成年後見制度の普及啓発及び利用支援	保健福祉政策課 高 齢 福 祉 課
---------------------	----------------------

成年後見制度に関する相談・支援や研修会の開催、パンフレット配布等による制度の普及・啓発に努めるとともに、令和2～3年度（2020～2021年度）の2か年で策定する第3期地域福祉計画において、成年後見制度の利用促進に関する計画を盛り込み、高齢者の権利擁護に向けた地域連携ネットワークの構築及び中核機関の体制整備を図ります。

また、申立を行う親族がない、後見人への報酬が不足する等の高齢者については利用支援等を行います。

#### (4) 地域で安心して暮らすための支援

① 要配慮高齢者等に対する避難支援体制の整備	保健福祉政策課
------------------------	---------

本市で作成している避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

地区の防災関係機関等に個別に制度説明・協議を行い、情報提供の実施地区を増やします。

② 家具転倒防止対策推進事業	防災対策課
----------------	-------

地震への備えとして重要となる家具等の転倒防止対策について、自身で施工することが困難な高齢者等のいる世帯を対象に、家具の固定器具の取り付け支援を行います。

③ 防災部局と高齢福祉部局の連携	高齢福祉課 防災対策課
------------------	----------------

ハザードマップや避難訓練のお知らせ等の防災関連情報を地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に提供するなど、防災部局と高齢福祉部局が連携することで、高齢者の避難行動の理解促進に取り組みます。

④ 民生委員・児童委員活動の促進	保健福祉政策課
------------------	---------

民生委員・児童委員は、市内 23 行政地区単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織し、社会奉仕の精神を持って保護指導、相談等幅広い活動を行い社会福祉の増進に努めています。複雑化・複合化するニーズを的確に把握し、関係機関との情報交換等により、連携を図りながら、民生委員・児童委員が活発に相談・支援活動が行えるよう支援します。

⑤ 高齢者友愛訪問推進事業	高齢福祉課
---------------	-------

高齢者の孤立防止や社会参加の促進を図るため、老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者世帯への家庭訪問を行う、友愛訪問活動を支援します。

⑥ 福祉教育の推進	学校教育課 社会教育課
-----------	----------------

学校教育では、各学校の創意工夫を生かした奉仕体験やボランティア活動等の体験的活動を通して、自発的に奉仕活動を実践しようとする「福祉の心」の育成を目指します。

社会教育の場においては、生涯学習の推進に当たって、高齢者が生きがいを持って学ぶことができる場の拡充が求められています。このため、各地区公民館を拠点として実施している「ふれあい教室」等を通し、高齢者の地域参加を促進するとともに、高齢者自身が地域の諸課題の解決に向けて積極的かつ能動的に活動できる場の拡充に努めます。

## (5) ニーズに応じた施設・住まいの支援

① 高齢者住宅等安心確保事業	高齢福祉課
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に併設又は近接するデイサービスセンターから生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等のサービスを提供し、居住する高齢者が自立し、安全で快適な生活を営めるように努めます。	
② 高齢者向け公営住宅の整備	住宅課
市営住宅の建替時においては、住戸内を全戸高齢者対応仕様とするほか、共用部・外部についてもスロープや手すりを設置する等、住宅施策と福祉施策の連携を図りながらバリアフリー化の推進に努めます。	
③ 市営住宅の優先入居	高齢福祉課 住宅課
65歳以上の単身高齢者世帯等を優先的に選考して市営住宅に入居いただくことにより、高齢者等の居住安定を図ります。	
④ 住宅改修支援事業	高齢福祉課
在宅の身体虚弱な高齢者を対象に、建築の専門家等を派遣し、風呂、トイレの改造や廊下等の手すりの設置等、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう住宅の改造について適切なアドバイスをを行います。	
⑤ 高齢者住宅改造費の助成	高齢福祉課
身体が虚弱な高齢者向けに住宅を改造する所得税非課税世帯に対し、改造費の一部を助成し、高齢者の在宅での生活を支援します。	
⑥ 住宅改修費の支給【介護保険制度】	介護保険課
介護保険における要介護（要支援）認定者を対象に、手すりの取付けや段差解消のための工事等、生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割を住宅改修費として支給しています。	
⑦ 既存木造住宅耐震化促進事業	建築指導課
平成12年5月末までに着工した木造住宅の耐震化を促すため、一定の要件を満たす住宅の所有者に耐震診断、補強計画、耐震改修等に係る費用の一部を助成します。また、耐震にあわせた住まいのスマート化支援事業などを実施します。	

⑧ 高齢期の健康で快適な住まいづくりのリーフレット作成・配布	高 齢 福 祉 課 住 宅 課
--------------------------------	--------------------

元気なアクティブシニアになるために、「住まいのバリアフリー」「元気がでる住まい」「訪問サービスを受けやすい住まい」の視点から、在宅生活を支える専門職の声を取り入れ、改修のポイントをまとめたリーフレットを配布します。

⑨ 高齢者の入所施設・住宅についての情報提供	高 齢 福 祉 課
------------------------	-----------

高齢者のための便利帳「あんしん」において、入所施設や住宅の情報を掲載するとともに、窓口での相談に応じます。

⑩ 生活困窮者等への住まいと生活の一体的支援	高 齢 福 祉 課 生 活 福 祉 課
------------------------	------------------------

生活困窮や社会的孤立など、多様な生活課題を抱える高齢者に対し、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図りながら、住まいと生活の一体的支援に取り組みます。また、必要に応じて養護老人ホームや救護施設の措置を行います。



## 施策5 認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくり

### 【取組の方向性】

- ◇認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組みます。
- ◇認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携強化を図ります。
- ◇認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進します。
- ◇生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。
- ◇認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築を進めます。
- ◇若年性認知症支援コーディネーターとの連携により、若年性認知症の人への支援を推進します。

### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
認知症にかかる相談窓口の認知状況	23.9%	26.3%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
認知症サポーター養成総数	15,988人	21,520人	
認知症カフェの数	18か所	20か所	
「チームオレンジ」の設置数	なし	1か所	

## (1) 普及啓発・本人発信支援

① 認知症サポーター等養成講座の実施	高 齢 福 祉 課
<p>認知症の理解促進、早期診断・早期対応の必要性の普及啓発を目的として、認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成に努めます。また、子ども・学生の認知症に関する理解促進のため、子ども・学生向けの認知症サポーター養成講座を実施します。</p> <p>また、意欲のあるサポーターに新たに研修等を実施することにより、地域の見守り体制の支援強化を図ります。</p>	
② 認知症相談窓口の充実	高 齢 福 祉 課
<p>地域包括支援センターや在宅介護支援センターの総合相談窓口の広報活動を行い、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応するとともに、相談や対応・支援を専門的に行えるよう、職員の育成、資質向上に取り組みます。</p> <p>また、支援を必要とする高齢者に、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、関係者のネットワークの構築に取り組みます。</p>	
③ 認知症ケアパスの作成・活用	高 齢 福 祉 課
<p>認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した認知症ケアパスを作成しており、「とくしま認知症支援ガイドブック」に掲載しています。</p> <p>認知症の人やその家族が、認知症の疑いから発症、その進行とともに変化していく状態に応じて、よりよい支援が受けられるよう、「認知症支援ガイドブック」を広く配布できるよう努めます。</p>	
④ 本人や家族、認知症サポーター等のメッセージを発信	高 齢 福 祉 課
<p>広報、講座や催しなどの機会をとらえて、認知症の人本人や家族、認知症サポーター等のメッセージを発信するとともに、認知症への不安を感じている人や診断を受けた人（特に診断後間もない人）を対象に、本人などのメッセージ、相談窓口や認知症カフェなどの居場所などをまとめた冊子を配布します。</p>	

## (2) 介護予防や社会参加を通じた認知症予防

① 「施策1いつまでも元気で暮らせる介護予防・健康づくり」「施策2生きがいのある地域づくりと社会参加の促進」を通じた認知症予防	高齢福祉課等
---	--------

本認知症施策総合大綱では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義されています。

運動習慣の推進、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、住民主体による通いの場の推進、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等につながる施策を行うことで、認知症予防につなげていきます。

② 若年性認知症の人への支援	高齢福祉課
----------------	-------

地域包括支援センターや在宅介護支援センターの総合相談窓口、他の事業等により支援を必要とする人への早期相談・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等が行えるよう、認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーター等の関係機関と連携を図っています。

今後は、地域における若年性認知症の人やその家族の相談ニーズへの対応、社会参加の意識が高い若年性認知症の人に対応するサービスの創設、サービス事業等との連携、体制構築を図ります。

### 他事業との連携

③ 生活支援体制整備事業の推進（施策4（2）①）との連携	高齢福祉課
------------------------------	-------

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」に加え、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置を検討します。

認知症等の高齢者の就労的活動の支援においては、若年性認知症支援コーディネーター等の関係機関との連携を図ります。

### (3) 早期診断・早期対応、家族介護者の支援

① 認知症初期集中支援チームの設置	高齢福祉課
-------------------	-------

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族への早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、地域包括支援センター内に専門職からなる認知症初期集中支援チーム（認知症サポート医、医療、介護の専門職で編成）を設置しています。

認知症初期集中支援チームを5チーム設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を関係機関と連携しながら行います。また、資質の向上のために必要な研修や講習会等に積極的に参加するとともに、チーム員全体に伝達・共有することにより、全体の資質の向上を図ります。

② 認知症地域支援推進員の配置	高齢福祉課
-----------------	-------

医療機関、介護サービスや地域の支援機関の連携や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置しています。

認知症地域支援推進員は、「認知症ケアパスの作成・活用（施策5（1）③）」の促進、「認知症カフェの開設支援」（施策5（3）④）を行っています。

③ 家族介護教室の開催（再掲）	高齢福祉課
-----------------	-------

高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対して、介護方法や介護予防等についての知識・技術の習得に加えて、「家族介護と仕事や社会参加、自分の生活の両立」「心身の健康維持・充実」の視点を取り入れた家族介護教室を企画・開催することで、要介護者の介護の質・生活・人生の質を確保することを目指します。

④ 認知症カフェの開設支援	高齢福祉課
---------------	-------

認知症カフェは、認知症の人や家族、支援者などが集い、日頃の悩み、病気などについて語り合い、情報交換する自由な集まりです。

地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が、地域住民、団体、法人等が主体的に運営する認知症カフェへの支援及び小売店や企業等への働きかけ、新たな開設先の開拓を図っています。

認知症カフェは地域に住む人たちが訪れる場所であることから、地域住民や団体等に「認知症カフェ」の広報やイベント等の普及啓発を行います。また、認知症の人や家族、友人、認知症サポーター等が活躍できる場となるよう、認知症地域支援推進員やコーディネーターを中心としてカフェ開設、運営支援を行います。

⑤ 認知症等高齢者の見守り支援	高 齢 福 祉 課
-----------------	-----------

認知症等による行方不明者を早期に発見するために、二次元コードが印刷された「見守りあんしんシール」を配布し、認知症の方の衣服や持ち物に予め張り付けておくことで、行方不明になったときに発見者がスマートフォン等でシールの二次元コードを読み取ると、伝言板機能を通じて保護者と迅速に連絡が取れるシステムを提供します。

#### (4) 認知症バリアフリーの推進

① 「施策2 生きがいのある地域づくりと『社会参加』の促進」 「施策4 安心して暮らすことができる支え合いの地域づくり」を通じた認知症バリアフリーの推進	高 齢 福 祉 課 等
---	-------------

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。

このため、移動、買い物、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」が必要です。

生活関連施設等のユニバーサルデザインによる高齢者にやさしいまちづくりの推進や交通安全事業、地域での支え合いによる地域づくり、ニーズに応じた施設・住まいの支援に加えて、社会参加の促進などを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように「認知症バリアフリー」を推進します。

② 「チームオレンジ」の構築	高 齢 福 祉 課
----------------	-----------

認知症サポーター等養成講座の実施（施策5（1）①）に加えて、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、地域の実情に応じて、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築を目指します。

チームオレンジの構築に向けて、立ち上げ支援や運営支援を担う、チームオレンジコーディネーターを徳島市地域包括支援センターに配置し、仕組みづくりの検討を行いながら、認知症サポーターや医療介護関係者に加えて、認知症カフェ、地域の商店、スーパー、金融機関などさまざまな生活関連企業との連携を推進します。



## 施策6 医療と介護の連携推進

### 【取組の方向性】

- ◇医療と介護を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指します。
- ◇医療・介護従事者や市民に向けて、在宅医療やACP（人生会議）の普及啓発を通じて、人生の最期の選択や看取りについて考えるきっかけづくりを行います。
- ◇令和7年（2025年）には、認知症高齢者数が、高齢者（65歳以上）の5人に1人に達すると見込まれる中で、高齢者の地域での生活を支えるため、認知症施策と連携して、認知症の人や家族の視点を重視しながら医療と介護の連携を推進します。

### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
在宅医療支援センターを知っている高齢者の割合	30.3%	33.3%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
「自宅で人生の最期を迎えられる体制が整っている」と回答する高齢者の割合	26.0%	28.6%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
「自身が終末期になった時にどうしたいかを誰かと話し合ったことがある」と回答する高齢者の割合	38.8%	42.7%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)

## （1）切れ目のない在宅医療・介護の実現

### ① 在宅医療・介護連携推進事業

高齢福祉課

第7期計画の取組内容の充実を図りつつ、医療や介護に携わる多職種や庁内の連携・協働により、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症や災害時の対応など様々な課題の検討を行い、PDCAサイクルに沿った取組を以下のとおり実施します。

#### ア 現状分析・課題抽出・施策立案

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握

医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問介護事業所等や多職種の取組などの地域資源情報の把握に努めるとともに、ホームページ等を通じて住民や関係者に情報を提供します。

- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討  
在宅医療を整備する上での課題とその解決策、地域に還元した取組の評価等について協議するため、在宅医療にかかわる多職種（医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・介護支援専門員等 13 職種）で構成する多職種連携会議や、その解決策をより実効的なものとして協議する在宅医療ワーキンググループを開催します。
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進  
在宅療養支援診療所 24 時間ネットワークの運用と連携訪問看護ステーションとの連携、在宅医療ネットワーク（T I Z I - N E T）の運用と後方支援病院ネットワーク（B B N）との連携、在宅医療周辺サポートネットワークの運用及び他科への拡大などによる切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

## イ 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援  
徳島市在宅医療支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者から、在宅医療・介護連携に関する相談を受け付け、連携調整や情報提供を通じて、多職種間の円滑な連携を支援します。
- ・ 地域住民への普及啓発  
ホームページを活用した在宅医療支援診療所及び在宅医療整備の取組紹介のほか、多職種による在宅医療に関する出前講座を開催します。
- ・ 医療・介護関係者の情報共有支援  
介護支援専門員と医療従事者との連携促進を目的としたケアマネタイムの運用、徳島県医師会が運用する「バイタルリンク」を活用した多職種連携によるタイムリーな患者情報の共有、医療・介護関係者間で情報共有が行える共通連携「トクシィノート」の運用などを行います。
- ・ 医療介護関係者の研修  
医療従事者と介護支援専門員の連携促進を目的とした研修会のほか、在宅医療に関わる専門職の資質向上や関係づくりのための研修会を開催します。

## ウ 対応策の評価・改善

医療・介護・保健に関わる関係団体、市（高齢福祉課・保健センター・保険年金課・介護保険課）、オブザーバー（県長寿いきがい課・医療政策課）などが参加する徳島市在宅医療・介護連携推進協議会において、対応策の評価・改善を実施できるよう、準備を進めます。

準備に当たっては、本事業を委託している徳島市医師会と協力をして、実施方法を検討するとともに、認知症総合支援事業間連携、生活支援体制整備事業等の他事業との連携を進めます。



## エ 庁内連携の推進

事業実施に当たっては、保健・介護・福祉部門の連携を引き続き推進するとともに、感染症や災害時の対応等の新たな課題検討に向けて、防災部門等との連携体制の構築を目指します。

## (2) 在宅医療・ACP（人生会議）の普及啓発

① 在宅療養ガイドブックの作成・配布	高齢福祉課
住み慣れた自宅で医療や介護を受けたいと考えたときに、自宅での療養生活がイメージできるよう具体的なエピソードに加えて、療養を支えるさまざまな専門職、サービス内容を紹介する在宅療養ガイドブックを作成し、配布します。	
② ACP（人生会議）の普及啓発	高齢福祉課
ACP（人生会議）とは、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組です。もしもの時に希望する医療・ケアが受けられるよう、広報紙や高齢者のための便利帳「あんしん」や研修会などを通じて、ACP（人生会議）の普及啓発を行います。	
また、自分や家族のこと、もしもの時のことを記入できる「徳島市マイエンディングノート」を作成し、配布します。	

## (3) 認知症施策との連携強化

① 施策5 認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくりとの連携	高齢福祉課等
認知症の予防から人生の最終段階まで、医療・介護だけでなく、地域や関係機関との連携を強化し、適切なサービスが受けられる仕組みを構築する必要があります。	
在宅医療・介護連携事業の推進に加えて、認知症初期集中チームによる支援(施策5(3)①)、認知症地域支援推進員(施策5(3)②)を中心とした認知症ケアパス(施策5(1)③)や連携ツールの周知・活用、認知症の人や家族とサポーターをつなぐチームオレンジの設置(施策5(4)②)などの施策と連携しながら、本人の状態に応じて、よりよい医療と介護が受けられる環境づくりを目指します。	

## 第2章 高齢者を支える介護体制づくり

### 施策 介護保険事業の円滑な運営

#### 【取組の方向性】

- ◇介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。
- ◇介護人材不足の状況を踏まえて、必要となる介護人材の確保に向け、県等と連携し取り組みます。

### (1) 介護給付の適正化と介護サービスの質の向上

#### 【成果指標】

指標	現状値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化 (認定調査結果の点検率)	100%	100%	100%	100%
ケアプラン点検件数	124件	145件	150件	155件
住宅改修の点検件数	11件	13件	14件	15件
福祉用具購入の点検件数	11件	13件	14件	15件
縦覧点検・医療情報との突合実施率	100%	100%	100%	100%
介護給付費通知の回数	年4回	年4回	年4回	年4回
事業所への実地指導実施率 (実施数÷対象事業所数)	16.3%	16.6%以上	16.6%以上	16.6%以上

#### ① 要介護認定の適正化【介護給付適正化事業】

介護保険課

認定調査の内容について点検を実施するほか、「業務分析データ」を活用し、本市の認定調査の傾向を把握・分析し、その結果を認定調査員に周知し共通認識を図ります。

また、認定調査員及び介護認定審査会委員への研修を通じ、認定調査と認定審査の平準化の取組を進めます。

② ケアプランの点検【介護給付適正化事業】	介護保険課
-----------------------	-------

介護サービスの質の向上を図ることを目指し、利用者の自立支援及び介護サービスの給付適正化に資するケアマネジメント能力の向上を図ります。

介護給付適正化支援システム等を活用し、抽出した対象者について、個々の介護支援専門員のケアプラン作成傾向を分析し、介護支援専門員の作成するケアプランが利用者の自立支援・重度化防止等に資する適切な内容であるか等に着目し、点検の充実を図るとともに、必要に応じ主任介護支援専門員等による面談指導を実施します。

また、介護支援専門員の資質の向上を図るため、介護支援専門員講習会等を開催し、ケアマネジメントの基本方針やケアプラン点検の結果・傾向等を介護支援専門員全体に周知します。

③ 住宅改修等の点検【介護給付適正化事業】	介護保険課
-----------------------	-------

住宅改修については、利用者の身体状態に対して適切な改修であるかどうかを確認するため、申請時に専門職等が写真の確認や実地調査等を行うほか、改修完了報告書の提出時には写真等で施工状況の確認を行います。

また、住宅改修完了後及び福祉具購入後については、現地で利用者等の立会いのもと、施工・設置状況や利用状況の確認を行うことで、給付の適正化を図ります。

④ 縦覧点検・医療情報との突合【介護給付適正化事業】	介護保険課
----------------------------	-------

後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行います。

また、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

⑤ 介護給付費通知【介護給付適正化事業】	介護保険課
----------------------	-------

介護サービス利用者に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年4回通知することにより、適正かつ適量のサービス選択であるか再度考える機会とするとともに、事業所の請求内容を確認してもらうことで、不正な請求の抑止効果が期待でき、給付の適正化につなげます。

⑥ 給付実績の活用	介護保険課
-----------	-------

介護給付適正化支援システム等により、介護保険認定データと国民健康保険団体連合会から提供される給付実績データを突合し、不適切な給付等を把握することで、介護給付の適正化を図ります。

⑦ 介護サービス事業者の指導監督	介護保険課
------------------	-------

介護サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、実地指導、集団指導などにより適切なサービスが提供されるよう助言・指導等を行います。

事業所へ赴く「実地指導」では、運営状況、介護報酬等の請求状況、高齢者虐待防止に関する取組状況等について、関係書類の確認等を行い、必要に応じ指導・助言を行います。

通報や苦情等により、人員・運営基準違反や不正請求等の不適切な介護サービスが行われていることが疑われる事業者に対しては、「監査」として立ち入り調査等を実施し、適切かつ厳正な対応を行います。

## (2) 介護人材の確保

① ハローワークとの連携	経済政策課
--------------	-------

中小企業における人材不足・人材流出を防ぐため、ハローワークと共同開催している就職面接会の中で、介護職への就労希望者と介護事業者がマッチングできるよう支援し、介護人材の確保を図ります。

② 介護に関する研修会の開催	介護保険課
----------------	-------

介護支援専門員の資質の向上や適切なケアマネジメントの実施を図るため、介護支援専門員講習会を開催します。

介護職員についても、介護に関する研修会の開催や、事故報告に関する好事例等の周知など、介護職員の介護技術の向上等につながる取組を県や関係機関と連携して推進します。

また、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得及び上位の加算を取得できるよう事業所を支援するための研修会を開催します。

③ 介護に関する業務効率化の支援	介護保険課
------------------	-------

国・県等と連携し、介護ロボットやICTの活用など職場環境の整備に向けた情報提供等の支援を行います。

また、業務の効率化の観点から、介護職員等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進め、文書量削減等に係る取組を推進し、業務の質を向上できるよう支援します。

④ 介護職員の人材育成定着支援	介護保険課
-----------------	-------

広報やホームページ等を活用して、介護職のイメージアップを図るとともに人材の定着につながるよう支援します。

### (3) リハビリテーション提供体制の推進

#### 【成果指標】

指標	現状値	目標値 令和5年度	出典
訪問リハビリテーションの利用率	4.7% (H30)	現状値以上	介護保険事業状況報告 (年報)
通所リハビリテーションの利用率	14.9% (H30)	現状値以上	介護保険事業状況報告 (年報)
生活機能向上連携加算算定者数	1,019人 (R元)	現状値以上	介護保険総合データベース

要介護者が住み慣れた地域で、本人の状態に応じて、必要なりハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、県と連携しながらリハビリテーションの提供体制を推進していきます。

また、地域で適切なリハビリテーションが提供されるように、地域ケア会議等を活用し、介護支援専門員、リハビリテーション専門職及び介護サービス事業所との連携を図ります。

### (4) 介護保険制度の情報提供の充実

利用者本位の観点から、市民が必要で適切な介護サービスを選択できるように、また、事業者による適切な競争の下で、良質なサービスが提供されるように、介護サービス情報の公表に努めます。

また、高齢者等が情報にふれる機会に格差が生じないように配慮します。

### (5) 苦情相談・受付窓口の充実

本市では、利用者の最も身近な苦情処理、相談機関として介護支援専門員の資格を持った介護相談員による相談窓口を設置し、苦情・相談等の迅速な解決に努めています。また、苦情等の内容によっては、県及び国民健康保険団体連合会等と連携し苦情対応を行っています。

被保険者が保険給付や要介護認定、保険料に関して不服があるときには、県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができるとともに、利用者やその家族のサービスに対する苦情は、国民健康保険団体連合会で受け付けています。

### (6) 低所得者への支援

低所得者への支援として保険料やサービス利用料の軽減制度を設けており、費用負担への配慮を行っています。

## **(7) 広報活動の推進**

---

広報紙やパンフレットを充実するほか本市のホームページによる広報も積極的に活用します。

地区コミュニティセンターや公民館等の高齢者が多く集まる施設には、特に高齢者のための施策を中心に、目にとまりやすい形での掲示を行います。

## **(8) 災害対策**

---

介護事業所等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現を図るため、本市地域防災計画に、「市域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地並びに想定される災害種別」を定めており、該当する介護事業所等には、想定される災害種別ごとに避難確保計画を作成し、本市に提出するよう指導します。事業所等の実地指導を行う際などに、計画内容について確認するとともに、計画に基づく避難訓練の実施状況等について確認し、計画の実効性確保に努めます。

また、介護保険施設等の協力を得ながら、「徳島市福祉避難所指定基準」に基づき、災害時において、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の指定を進めます。

## **(9) 感染症対策**

---

介護事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備え、県や介護事業所等と感染症発生時の代替サービスの確保や相互応援体制を構築していきます。

また、平時から介護事業所等において、マスクや消毒液その他の感染症対策に必要な物資を備蓄するとともに、在庫量と使用量、必要量を整理するよう、事業所等に対して周知啓発を図ります。

## **(10) 介護保険財政の健全運営**

---

介護保険事業は、保険財政を適正に管理するため、一般会計と区分して介護保険事業特別会計を設置しています。

このため、介護保険事業の運営に当たっては、3年間の事業運営期間の収支が均衡するように適切な財政運営に努めます。

また、第1号被保険者の保険料は負担の公平性を確保するため、収納率の向上に努めます。

## 第3章 介護保険事業のサービス量の見込みと保険料

### 1 介護保険事業のサービス量の見込み

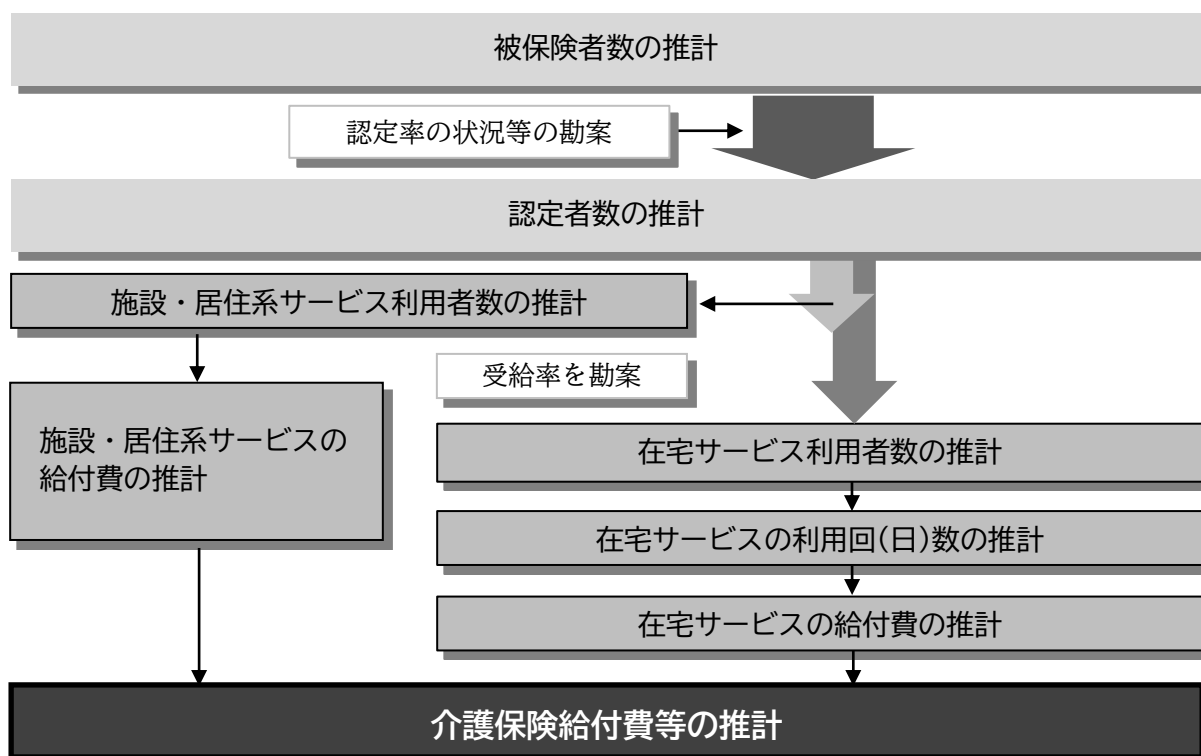
介護保険給付費等は、次のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に性別・年齢区分別の認定率を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率（認定者のうち介護サービスを利用する者の割合）」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

#### 【介護保険給付費等の推計手順】



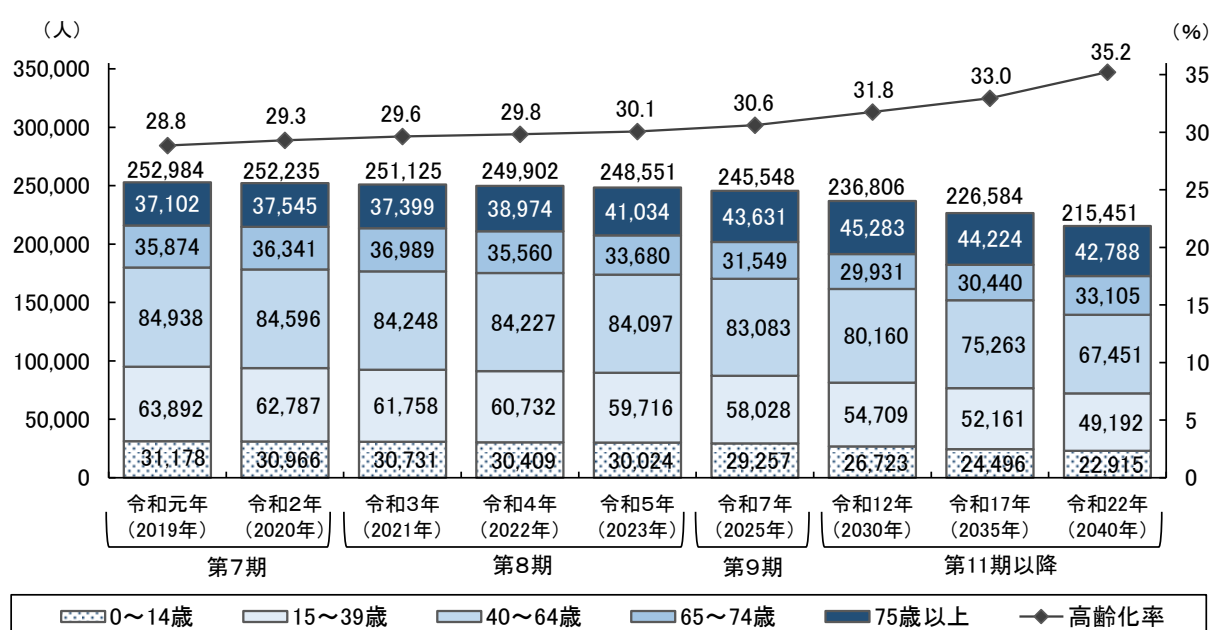
## (1) 介護給付等対象サービス量の見込み

### ① 高齢者人口の推計（再掲）

本市の高齢者人口は、令和2年10月1日現在、73,886人で、高齢化率は29.3%となっています。令和5年度（2023年度）には74,714人、高齢化率は30.1%、令和7年度（2025年度）にはさらに高齢化が進み、75,180人、高齢化率は30.6%になるものと予測しています。

今後、本市の人口は緩やかに減少する中で、高齢化はさらに進行していくものと考えられます。

【人口及び高齢化率の推移と推計（年齢5区分）】



【人口及び高齢化率の推移と推計】

単位：人

区分	第7期		第8期			第9期	第11期以降		
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	252,984	252,235	251,125	249,902	248,551	245,548	236,806	226,584	215,451
65歳以上人口	72,976	73,886	74,388	74,534	74,714	75,180	75,214	74,664	75,893
前期高齢者(65～74歳)	35,874	36,341	36,989	35,560	33,680	31,549	29,931	30,440	33,105
後期高齢者	37,102	37,545	37,399	38,974	41,034	43,631	45,283	44,224	42,788
75～84歳	24,665	24,599	24,041	25,086	27,053	29,517	29,944	25,941	24,730
85歳以上	12,437	12,946	13,358	13,888	13,981	14,114	15,339	18,283	18,058
40～64歳人口	84,938	84,596	84,248	84,227	84,097	83,083	80,160	75,263	67,451
高齢化率	28.8%	29.3%	29.6%	29.8%	30.1%	30.6%	31.8%	33.0%	35.2%
前期高齢者高齢化率	14.2%	14.4%	14.7%	14.2%	13.6%	12.8%	12.6%	13.4%	15.4%
後期高齢者高齢化率	14.7%	14.9%	14.9%	15.6%	16.5%	17.8%	19.1%	19.5%	19.9%

※各年10月1日現在。令和元年、令和2年は実績。令和3年以降はコーホート要因法により独自推計。



## ② 要介護認定者の推計（再掲）

本市の要介護認定者数は、令和2年8月1日現在で16,357人となっています。今後も、要介護認定者数は増加していくものと見込まれます。

単位：人

	第7期（実績）			第8期（見込み）		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
総数	16,111	16,173	16,357	推計中 次回の策定委員会で お示します。		
要支援1	2,297	2,242	2,340			
要支援2	2,647	2,599	2,443			
要介護1	3,397	3,588	3,827			
要介護2	2,609	2,632	2,597			
要介護3	2,009	2,024	2,037			
要介護4	1,891	1,868	1,897			
要介護5	1,261	1,220	1,216			
うち第1号被保険者数	15,883	15,931	16,112			
要支援1	2,279	2,225	2,324			
要支援2	2,617	2,572	2,420			
要介護1	3,353	3,532	3,764			
要介護2	2,567	2,587	2,549			
要介護3	1,970	1,989	2,004			
要介護4	1,856	1,830	1,863			
要介護5	1,241	1,196	1,188			

※各年度10月1日現在（令和2年度は8月1日現在）。

単位：人

	第9期（見込み）	第11期以降（見込み）		
	令和7年度 （2025年度）	令和12年度 （2030年度）	令和17年度 （2035年度）	令和22年度 （2040年度）
総数	推計中 次回の策定委員会で お示します。			
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				
うち第1号被保険者数				
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				

※各年度10月1日現在。

### ③ 介護給付等対象サービス量の見込み

介護給付等対象サービス量の見込みは、これまでの各サービスの利用実績をもとに推計しています。

#### 【介護給付対象サービス量の実績と見込み(平成30年度～令和5年度)】

		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>(1) 居宅サービス等</b>					推計中  次回の策定委員会で お示します。		
訪問介護	回数	73,382	70,631	68,685			
	人数	3,780	3,772	3,814			
訪問入浴介護	回数	396	401	347			
	人数	76	75	71			
訪問看護	回数	7,916	8,272	9,320			
	人数	808	872	937			
訪問リハビリテーション	回数	8,243	8,971	9,786			
	人数	618	665	728			
居宅療養管理指導	人数	1,753	1,844	1,989			
通所介護	回数	34,233	34,584	37,093			
	人数	2,708	2,673	2,760			
通所リハビリテーション	回数	16,536	18,304	18,607			
	人数	1,704	1,909	1,978			
短期入所生活介護	日数	10,069	10,101	11,331			
	人数	571	569	577			
短期入所療養介護(老健)	日数	404	341	283			
	人数	44	46	46			
短期入所療養介護(病院等)	日数	64	38	54			
	人数	7	5	5			
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	3	0			
	人数	0	0	0			
特定施設入居者生活介護	人数	115	119	118			
福祉用具貸与	人数	4,179	4,284	4,522			
特定福祉用具購入費	人数	59	58	68			
住宅改修費	人数	51	50	52			
居宅介護支援	人数	6,882	6,924	7,075			
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	1	1	1			
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0			
地域密着型通所介護	回数	6,719	6,686	7,112			
	人数	625	628	651			
認知症対応型通所介護	回数	2,279	2,443	2,500			
	人数	166	170	174			
小規模多機能型居宅介護	人数	184	198	230			
認知症対応型共同生活介護	人数	731	731	739			
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	117	118	232			
看護小規模多機能型居宅介護	人数	13	13	35			
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	人数	506	515	515			
介護老人保健施設	人数	954	967	987			
介護医療院	人数	8	66	153			
介護療養型医療施設	人数	304	272	180			

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※令和2年度は、見込み値。

【介護給付対象サービス量の見込み(中期推計)】

		第9期	第11期以降		
		令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス等					
訪問介護	回数				
	人数				
訪問入浴介護	回数				
	人数				
訪問看護	回数				
	人数				
訪問リハビリテーション	回数				
	人数				
居宅療養管理指導	人数				
通所介護	回数				
	人数				
通所リハビリテーション	回数				
	人数				
短期入所生活介護	日数				
	人数				
短期入所療養介護(老健)	日数				
	人数				
短期入所療養介護(病院等)	日数				
	人数				
短期入所療養介護(介護医療院)	日数				
	人数				
特定施設入居者生活介護	人数				
福祉用具貸与	人数				
特定福祉用具購入費	人数				
住宅改修費	人数				
居宅介護支援	人数				
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数				
夜間対応型訪問介護	人数				
地域密着型通所介護	回数				
	人数				
認知症対応型通所介護	回数				
	人数				
小規模多機能型居宅介護	人数				
認知症対応型共同生活介護	人数				
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数				
看護小規模多機能型居宅介護	人数				
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数				
介護老人保健施設	人数				
介護医療院	人数				
介護療養型医療施設	人数				

推計中  
 次回の策定委員会でお示します。

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【予防給付対象サービス量の実績と見込み(平成30年度～令和5年度)】

		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)介護予防サービス等							
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	推計中  次回の策定委員会で お示します。		
	人数	0	0	0			
介護予防訪問看護	回数	900	1,204	1,632			
	人数	113	143	179			
介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,374	1,649	1,725			
	人数	126	153	167			
介護予防居宅療養管理指導	人数	63	75	89			
介護予防通所リハビリテーション	人数	662	813	780			
介護予防短期入所生活介護	日数	83	73	58			
	人数	12	12	11			
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数	4	6	0			
	人数	1	1	1			
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数	0	1	0			
	人数	0	0	0			
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数	0	0	0			
	人数	0	0	0			
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	10	8	10			
介護予防福祉用具貸与	人数	1,109	1,204	1,279			
特定介護予防福祉用具購入費	人数	22	24	28			
介護予防住宅改修	人数	28	32	29			
介護予防支援	人数	1,708	1,903	1,965			
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数	21	32	45			
	人数	4	5	5			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	26	23	19			
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	3	4	3			

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※令和2年度は、見込み値。

【予防給付対象サービス量の見込み(中期推計)】

			第9期		第11期以降	
			令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス等			推計中 次回の策定委員会でお示します。			
介護予防訪問入浴介護	回数					
	人数					
介護予防訪問看護	回数					
	人数					
介護予防訪問リハビリテーション	回数					
	人数					
介護予防居宅療養管理指導	人数					
介護予防通所リハビリテーション	人数					
介護予防短期入所生活介護	日数					
	人数					
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数					
	人数					
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数					
	人数					
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数					
	人数					
介護予防特定施設入居者生活介護	人数					
特定介護予防福祉用具購入費	人数					
介護予防住宅改修	人数					
介護予防支援	人数					
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数					
	人数					
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数					
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数					

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (2) 日常生活圏域別地域密着型（介護予防）サービスのサービス量の見込み

日常生活圏域別の地域密着型サービス量の見込みは次のとおりです。

### 【地域密着型（介護予防）サービスの日常生活圏域別内訳】

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	北部地域	人数	推計中  次回の策定委員会でお示します。		
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
夜間対応型訪問介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
地域密着型通所介護	北部地域	回数			
		人数			
	西部地域	回数			
		人数			
	南西部地域	回数			
		人数			
	南東部地域	回数			
		人数			
認知症対応型通所介護	北部地域	回数			
		人数			
	西部地域	回数			
		人数			
	南西部地域	回数			
		人数			
	南東部地域	回数			
		人数			
小規模多機能型居宅介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
認知症対応型共同生活介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
地域密着型特定施設入居者生活介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			
看護小規模多機能型居宅介護	北部地域	人数			
	西部地域	人数			
	南西部地域	人数			
	南東部地域	人数			

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

### (3) 第8期計画期間における介護サービスの整備の考え方

介護サービスの整備は、介護保険事業を運営するうえで適切なサービス提供を維持できるよう、地域の既存サービスの整備バランスなどに配慮しながら計画的に進めてきました。

本市では介護保険施設はすでに利用者見込み数を上回る整備ができてきている状況と考えられ、また、第6期計画では「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」を4か所（定員72人）、第5期及び第7期計画では「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）」を合計8か所（定員232人）整備しており、今後、施設等への入所待機者は減少傾向となることを見込まれます。さらに、本市には、令和2年4月1日現在、高齢者向け住まいである「住宅型有料老人ホーム」が27か所（定員1,003人）、「サービス付高齢者向け住宅」36か所（定員1,144人）が整備されています。以上のことから、本市では、現在、一定程度の施設・居住系サービスの整備ができていているものと考えられます。

こうしたことに加え、介護人材が不足している現状や後期高齢者人口のピークが令和12年度（2030年度）頃であると予測されること等を勘案し、第8期計画では新たな施設・居住系サービスの整備は行わず、適切なサービス提供ができるようにサービス提供体制を維持・推進していきます。

#### 【日常生活圏域別の施設・居住系サービス・高齢者向け住まいの整備状況】

			合計	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
施設サービス	介護老人福祉施設	施設数	11	3	2	2	4
		定員	585	180	95	120	190
	介護老人保健施設	施設数	15	4	4	3	4
		定員	1,165	320	305	245	295
	介護療養型医療施設	施設数	9	1	2	5	1
		定員	282	8	26	196	52
介護医療院	施設数	5	2	1	0	2	
	定員	153	78	50	0	25	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	8	2	2	2	2	
	定員	232	58	58	58	58	
居住系サービス	特定施設入所者生活介護	施設数	3	1	2	0	0
		定員	177	48	129	0	0
	地域密着型特定施設入所者生活介護	施設数	0	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	施設数	45	14	9	12	10	
	定員	783	261	153	207	162	
高齢者向け住まい	住宅型有料老人ホーム	施設数	27	5	8	7	7
		定員	1,003	231	270	268	234
	サービス付高齢者向け住宅	施設数	36	9	14	3	10
		定員	1,144	297	446	70	331
	養護老人ホーム	施設数	1	0	0	0	1
		定員	90	0	0	0	90
軽費老人ホーム	施設数	1	1	0	0	0	
	定員	50	50	0	0	0	
ケアハウス	施設数	10	1	5	1	3	
	定員	446	70	196	30	150	

※令和2年9月1日時点（住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅は令和2年4月1日時点）。

## (4) 地域密着型サービスの整備状況及び利用状況

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回または通報により、利用者の日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、安心して居宅での生活を送ることができるよう援助されます。

本市には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

【利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
1	1	1	

※平成30年度から令和2年度までの利用者1人は住所地特例対象者で、県外で同サービスを利用している。

※令和2年度は、見込み値。

類似の機能を有する訪問介護及び訪問看護の利用状況を見ながら、整備の必要性について検討します。

### ② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回または通報により、利用者の日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、居宅での夜間の生活を安心して送れるように援助されます。

本市には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

【利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
0	0	0	

※令和2年度は、見込み値。

類似の機能を有する夜間対応が可能な訪問介護の利用状況を見ながら、整備の必要性について検討します。

### ③ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

令和2年9月現在、北部地域9か所、西部地域5か所、南西部地域14か所、南東部地域3か所が開設されています。

【利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
625	628	651	

※令和2年度は、見込み値。

利用者の需要を見極めながら、必要に応じて事業者の指定を行います。



#### ④ 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が能力に応じた在宅での自立した日常生活を営めるように、通所介護事業所等に通り、日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

令和2年9月現在、北部地域3か所、西部地域3か所、南西部地域3か所、南東部地域1か所が開設されています。

##### 【利用者数】

単位：人／月

平成30年度	令和元年度	令和2年度
170	175	179

※令和2年度は、見込み値。

利用者の需要を見極めながら、必要に応じて事業者の指定を行います。

#### ⑤ 小規模多機能型居宅介護

「通り」を中心として、利用者の様態や希望に応じ「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスが受けられます。要介護度が高くなっても在宅での生活が継続できるよう支援されます。

令和2年9月現在、北部地域3か所、西部地域1か所、南西部地域2か所、南東部地域4か所が開設されています。

##### 【利用者数】

単位：人／月

平成30年度	令和元年度	令和2年度
210	221	249

※令和2年度は、見込み値。

利用者の需要を見極めながら、日常生活圏域ごとのバランスに配慮しつつ整備を促進します。

#### ⑥ 認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者がそれぞれの役割を持って共同生活を営む住居内において、日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

令和2年9月現在、北部地域3か所、西部地域1か所、南西部地域2か所、南東部地域4か所が開設されており、各年度の必要利用定員総数は783人（北部地域261人、西部地域153人、南西部地域207人、南東部地域162人）とします。

##### 【利用者数】

単位：人／月

平成30年度	令和元年度	令和2年度
734	735	742

※令和2年度は、見込み値。

第7期計画期間中の利用状況を踏まえ、第8期計画期間中の新たな整備は行わないこととします。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員 29 人以下の有料老人ホーム等において、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

本市には、地域密着型特定施設入居生活介護の施設はありません。各年度の必要利用定員総数は 0 人（北部地域 0 人、西部地域 0 人、南西部地域 0 人、南東部地域 0 人）とします。

【利用者数】 単位: 人/月

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
0	0	0

※令和2年度は、見込み値。

広域型の施設が 3 か所開設されているため、第 8 期計画期間中の新たな整備は行わないこととします。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 29 人以下である小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

令和 2 年 9 月現在、日常生活圏域に各 2 か所（合計 8 か所）開設されており、各年度の必要利用定員総数 232 人（北部地域 58 人、西部地域 58 人、南西部地域 58 人、南東部地域 58 人）とします。

【利用者数】 単位: 人/月

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
117	118	232

※令和2年度は、見込み値。

第 5 期計画及び第 7 期計画で整備したため、第 8 期計画期間中の新たな整備は行わないこととします。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

利用者の様態や希望に応じ、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスが受けられます。要介護度が高く、医療的なケアが必要になっても在宅での生活が継続できるよう支援されます。

令和 2 年 9 月現在、北部地域で 2 か所が開設されています。

【利用者数】 単位: 人/月

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
13	13	35

※令和2年度は、見込み値。

利用者の需要を見極めながら、日常生活圏域ごとのバランスに配慮しつつ整備を促進します。

## (5) 介護保険施設の整備状況及び利用状況

### ① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

令和2年9月現在、介護老人福祉施設は11施設で585床が整備されています。

【利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
506	515	515	

※令和2年度は、見込み値。

### ② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が医療的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

令和2年9月現在、介護老人保健施設は15施設で1,165床が整備されています。

【利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
954	967	987	

※令和2年度は、見込み値。

### ③ 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は急性期の治療が終わり、長期にわたり療養が必要な方が介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などが受けられます。

介護医療院は、主に長期にわたり療養が必要な方が医療と介護（日常生活上の世話）を一体的に受けられます。

介護療養型医療施設は、令和6年3月末で廃止されることとなっており、介護医療院は、介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。県が実施した転換意向調査の結果に基づき、医療療養病床・介護療養型医療施設から転換分のみを介護医療院の見込みとします。

【介護療養型医療施設利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
304	272	180	

※令和2年度は、見込み値。

【介護医療院利用者数】			単位:人/月
平成30年度	令和元年度	令和2年度	
8	66	153	

※令和2年度は、見込み値。

## (6) 地域支援事業の量の見込み

第7期計画期間における実績等をもとに地域支援事業の事業量を推計しました。

### 【介護予防・生活支援サービス事業量の実績と見込み(平成30年度～令和5年度)】

			第7期			第8期		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型	訪問介護相当サービス	人数	1,504	1,510	推計中 次回の策定委員会でお示します。			
	基準緩和型訪問サービス (訪問型サービスA)	人数						
通所型	通所介護相当サービス	人数	1,335	1,235				
	通所型短期集中介護予防サービス (通所型サービスC)	人数	29	51				
介護予防ケアマネジメント		人数	1,630	1,441				
一般介護 予防事業	介護予防把握事業による相談 件数	件数	1,252	1,252				
	健康教育参加延べ人数	人数	11,634	10,403				
	健康相談実施延べ人数	人数	2,679	2,372				
	保健指導実施延べ人数	人数	912	1,158				
	元気高齢者づくり事業の参加延 べ人数	人数	28,166	26,170				
	いきいき支援事業の参加者数	人数	2,683	2,701				
	いきいき百歳体操の教室数	件数	18	30				
地域リハビリテーション支援事業 の利用件数		件数	19	25				

※訪問介護相当サービス、基準緩和型訪問サービス、通所介護相当サービス、通所型短期集中介護予防サービス及び介護予防ケアマネジメントは、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※令和2年度の値は、見込み値。

### 【介護予防・生活支援サービス事業量の見込み】(中期推計)

			第9期	第11期以降		
			令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型	訪問介護相当サービス	人数	推計中 次回の策定委員会でお示します。			
	基準緩和型訪問サービス (訪問型サービスA)	人数				
通所型	通所介護相当サービス	人数				
介護予防ケアマネジメント		人数				

【包括的支援事業・任意事業の事業量の実績と見込み(平成30年度～令和5年度)】

			第7期			第8期		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
包括的 支援 事業	地域包括支援センターでの 権利擁護事業・虐待・支援 困難事例相談件数	件数	3,827	5,323	推計中  次回の策定委員会でお示します。			
	在宅医療・介護連携推進事 業の事業数	件数	8	8				
	認知症初期集中支援チーム 数	チーム数	3	4				
	認知症地域支援推進員の 配置人数	人数	2	2				
	認知症サポーターの養成 総数	人数	14,755	15,988				
	生活支援体制整備事業の 協議体数	件数	2	4				
	地域ケア推進会議の開催 回数	回数	2	2				
	自立支援型地域ケア会議の 開催回数	回数	1	5				
任意 事業	介護給付費通知の発送	回数	4	4				
	家族介護教室の参加延べ 人数	人数	1,197	829				
	家族介護用品の支給を受 けた延べ人数	人数	569	465				
	家族介護慰労金の受給者数	人数	1	2				
	成年後見制度の利用者数 (市長申立)	人数	22	24				
	住宅改修支援事業の利用世 帯数	世帯数	6	6				
	配食サービスの利用者数	人数	49	36				
	高齢者住宅安心確保事業に よる入居者数 ※年度末	人数	48	36				

※令和2年度の値は、見込み値。

## (7) 介護保険給付費等の見込み

### 【介護給付対象サービス給付費の実績及び見込み(年間)】

単位:千円

	第7期(実績)			第8期(見込み)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 居宅サービス等	10,855,278	11,084,003	11,579,022	推計中  次回の策定委員会で お示します。		
訪問介護	2,397,830	2,362,502	2,378,805			
訪問入浴介護	56,615	57,240	49,432			
訪問看護	402,894	412,799	457,827			
訪問リハビリテーション	278,856	305,136	332,349			
居宅療養管理指導	195,871	211,629	220,476			
通所介護	2,904,405	2,951,210	3,169,535			
通所リハビリテーション	1,458,299	1,568,285	1,579,142			
短期入所生活介護	1,014,314	1,021,864	1,149,883			
短期入所療養介護(老健)	54,591	47,653	38,416			
短期入所療養介護(病院等)	7,555	4,888	6,496			
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	351	0			
特定施設入居者生活介護	271,687	282,479	279,144			
福祉用具貸与	609,403	629,552	661,503			
特定福祉用具購入費	18,068	18,413	21,264			
住宅改修費	42,217	38,832	40,368			
居宅介護支援	1,142,674	1,171,170	1,194,382			
(2) 地域密着型サービス	3,829,865	3,907,880	4,569,284			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,536	1,584	1,284			
夜間対応型訪問介護	0	0	0			
地域密着型通所介護	542,554	550,299	589,752			
認知症対応型通所介護	259,242	278,824	282,260			
小規模多機能型居宅介護	409,047	447,898	541,340			
認知症対応型共同生活介護	2,186,670	2,190,611	2,269,180			
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	398,071	402,607	783,496			
看護小規模多機能型居宅介護	32,745	36,057	101,972			
(3) 施設サービス	6,019,104	6,292,903	6,472,919			
介護老人福祉施設	1,544,629	1,599,233	1,621,987			
介護老人保健施設	3,174,927	3,255,039	3,374,015			
介護医療院	31,804	275,292	697,565			
介護療養型医療施設	1,267,744	1,163,339	779,352			
合計	20,704,247	21,284,787	22,621,225			

※令和2年度の値は、見込み値。

【予防給付対象サービス給付費の実績及び見込み(年間)】

単位:千円

	第7期(実績)			第8期(見込み)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 介護予防サービス等	552,067	651,994	676,359	推計中 次回の策定委員会で お示します。		
介護予防訪問入浴介護	0	0	0			
介護予防訪問看護	37,071	46,709	64,391			
介護予防訪問 リハビリテーション	47,316	56,496	59,390			
介護予防居宅療養管理指導	4,629	5,961	7,579			
介護予防通所 リハビリテーション	263,608	323,501	311,648			
介護予防短期入所生活介護	5,666	5,216	4,685			
介護予防短期入所療養介護 (老健)	404	500	0			
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	33	0			
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	10	0			
介護予防特定施設入居者生活介護	8,465	6,919	8,963			
介護予防福祉用具貸与	61,218	68,967	76,525			
介護予防特定福祉用具購入費	5,710	6,535	7,549			
介護予防住宅改修費	25,150	27,192	28,165			
介護予防支援	92,831	103,954	107,464			
(2) 地域密着型介護予防サービス	28,369	32,198	27,712			
介護予防認知症対応型通所 介護	1,966	2,764	4,291			
介護予防小規模多機能型居 宅介護	20,644	18,357	15,771			
介護予防認知症対応型共同 生活介護	5,760	11,077	7,650			
合計	580,436	684,192	704,071			

※令和2年度の値は、見込み値。

【標準給付費の見込み(年間)】

単位:千円

	合計	第8期		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
標準給付費見込額		推計中 次回の策定委員会で お示します。		
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				

※標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えたもの。

【地域支援事業の費用額の実績・見込み(年間)】

単位:千円

	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)介護予防・日常生活支援総合事業	784,405	752,433				
介護予防・生活支援サービス事業	761,378	729,173				
一般介護予防事業費	17,438	16,362				
その他	5,589	6,898				
(2)包括的支援事業・任意事業	224,699	232,945				
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	166,085	166,362				
在宅医療・介護連携推進事業	16,077	16,570				
生活支援体制整備事業	6,910	11,839				
認知症総合支援事業	11,154	14,081				
地域ケア会議推進事業	4,858	4,910				
任意事業	19,615	19,183				
合計	1,009,104	985,378				

推計中  
次回の策定委員会でお示します。

※令和2年度の値は、見込み値。



## 2 保険料

第8期計画期間の保険料の基準額（月額）は、〇,〇〇〇円です。

### 【保険料基準額の算定】

はじめに今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計（A）に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額（B）を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（C-D）、財政安定化基金への償還金（E）を加算し、基金取崩の額（F）を差し引いて保険料収納必要額を算出します。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を、所得段階を加味した第1号被保険者数で除し、月数で除したものが第1号被保険者の基準額（月額）となります。

項目	金額
標準給付費＋地域支援事業費計〔A〕	推計中 次回の策定委員会 でお示します。
第1号被保険者負担分相当額〔B〕＝〔A〕×23%	
調整交付金相当額〔C〕	
調整交付金見込額〔D〕	
財政安定化基金償還金〔E〕※1	
介護給付費準備基金取崩額〔F〕	
保険料収納必要額〔H〕 ＝〔B〕＋〔C〕－〔D〕＋〔E〕－〔F〕	

項目	数値
保険料収納必要額〔H〕	推計中 次回の策定委員会 でお示します。
予定保険料収納率〔I〕	
所得段階別加入割合補正後被保険者数〔J〕※2	
第8期の1号被保険者の介護保険料の基準額保険料〔K〕 月額 〔K〕＝〔H〕÷〔I〕÷〔J〕÷12か月	

※1本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金（基金への返済）はない。

※2第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計（所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準額を算定する。

---

---

## 第4章 計画の推進に向けて

---

---

### 1 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、「介護保険事業計画等運営協議会」に報告し、分析・評価を行います。また、取りまとめた結果は、ホームページ等で公表します。

計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより管理していきます。計画の進捗や効果の評価結果、社会状況の変化や新たな国の施策、その他関連事項の動向に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

### 2 地域密着型サービスに関する進行管理

地域密着型サービスを適正に運営するため、介護保険の被保険者、サービスの利用者、介護サービス事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、事業者の指定やその他地域密着型サービスの質の確保、運営評価など適正な運営を確保するための協議を行います。

### 3 相談・連携体制の整備

#### (1) 総合相談体制・情報提供体制の整備

市民がサービスを効果的に活用するためには、「わかりやすい情報提供」「あたたかい相談支援」が不可欠であり、保健・福祉に関わる相談業務について、利用者の立場に立った情報提供・相談支援体制を整備し、それらに的確に対応します。

また、市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、わかりやすいパンフレットや様々な広報の機会において制度の紹介等を行うとともに、市民が必要とする情報の提供に努めます。

#### (2) 地域の関係団体との連携体制の整備

地域包括ケアシステムの推進には、地域における活動団体である、社会福祉協議会、自治会等の住民組織、ボランティア組織、老人クラブ、NPO法人等との連携が不可欠であることから、これらの多様な関係機関をネットワークで結ぶなど、幅広い関係団体との連携を確保し、必要な情報を共有する体制を構築します。

また、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

### **(3) 行政内部での関係部門との連携体制の整備**

介護保険課、高齢福祉課、保健センター等の関係課が連携を取り、高齢者福祉行政を推進するとともに、他の関係部局とも連携を図る体制を整備し、施策の総合的な推進に努めます。

## **4 保険者機能強化推進交付金等の活用**

平成30年度（2018年度）より市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。また、令和2年度（2020年度）には保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組についてさらなる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくり等に資する取組に重点化した介護保険者努力支援交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。